

区分	京都府地域防災計画 一般計画編
----	-----------------

頁	現 行
	<b>第1編 総則</b>
	<b>第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>
4	第3 指定地方行政機関 1 近畿管区警察局 (1)～(4) (略) (5) 警察通信の運用に関すること (6) 津波警報の伝達に関すること
	4 近畿農政局 (1)～(7) (略) (8) 災害時における主要食糧の応急供給
5	9 近畿地方整備局 (1)～(3) (略) (4) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (5)～(11) (略)
	10 大阪航空局大阪空港事務所 (略)
	(追加)
	11、12 (略)
	13 近畿総合通信局 (1)～(3) (略) (追加) (追加) (追加)
	14 (略)

修正案	修正理由
<b>第1編 総則</b>	
<b>第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	
第3 指定地方行政機関 1 近畿管区警察局 (1)～(4) (略) (5) 警察通信の運用に関すること (削除)	連絡系統の見直し(近畿管区警察局)
4 近畿農政局 (1)～(7) (略) (8) 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整	字句修正等(近畿農政局)
9 近畿地方整備局 (1)～(3) (略) (4) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (5)～(11) (略)	字句修正等(近畿地方整備局、気象庁)
10 大阪航空局大阪空港事務所 (略)	
11 国土地理院近畿地方測量部 (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報(地図・写真等)の把握及び提供に関すること (2) 地震変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること	指定地方行政機関の追加(府民生活部)
12、13 (略)	
14 近畿総合通信局 (1)～(3) (略) (4) 非常通信訓練の計画及びその実施指導 (5) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し	業務内容の整理(近畿総合通信局)
15 (略)	

一般(1/48)

(追加)			
7	第5 指定公共機関 15 日本通運株式会社(京都支店) (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力  16～22 (略)  (追加)	16 近畿地方環境事務所 (1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること (2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整  17 近畿中部防衛局 (1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること (2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること  第5 指定公共機関 15 日本通運株式会社(京都支店) (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送  16～22 (略)  23 出光興産株式会社 (1) 石油製品の被災地域への緊急輸送  24 太陽石油株式会社 (同上)  25 昭和シェル石油株式会社 (同上)  26 コスモ石油株式会社 (同上)  27 JXTGエネルギー株式会社 (同上)  28 イオン株式会社 (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等  29 ユニー株式会社 (同上)  30 株式会社セブン-イレブン・ジャパン (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等 (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情	指定地方行政機関の追加(府民生活部)  指定地方行政機関の追加(府民生活部)  字句修正等(日本通運株式会社ほか4社)  指定公共機関の追加(府民生活部)

一般(2/48)

<p>9</p>	<p>第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 1 土地改良区 (1)、(2) (略) (3) たん水の防排除施設の整備と活動</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>報の提供</p> <p>31 株式会社ローソン (同上)</p> <p>32 株式会社ファミリーマート (同上)</p> <p>33 一般社団法人全国建設業協会 (1) 応急復旧活動等に必要の人員及び資機材等の状況についての情報提供</p> <p>34 一般社団法人日本建設業連合会 (1) 公共建築物への応急危険度判定士の派遣 (2) 応急復旧工事の実施 (3) 資機材等の調達・運搬 (4) その他の役務・情報提供</p> <p>第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 1 土地改良区 (1)、(2) (略) (3) たん水の防排除施設の整備と運用</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 京都府石油商業組合組合員給油所 (1) 緊急輸送車両等への優先的な給油 (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供</p>	<p>字句修正等(農林水産部)</p> <p>防災上重要な施設の追加(府民生活部)</p>
<p>15</p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第1章 気象等観測・予報計画(各機関)</b></p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 一般の利用に適合する予報及び警報</p> <p>2 特別警報</p> <p>(2) 気象警報に含めて行う特別警報</p> <p><u>地面現象特別警報(大雨、大雪等により山崩れ、地すべり等地面現象による重大な災害が予想される場合の特別警報)については、警報事項を気象特別警報に含めて行う。</u></p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第1章 気象等観測・予報計画(各機関)</b></p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 一般の利用に適合する予報及び警報</p> <p>2 特別警報</p> <p>(2) 気象警報に含めて行う特別警報</p> <p><u>地面現象(大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等)の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。</u></p>	<p>字句修正等(京都地方気象台)</p>

<p>16</p>	<p>3 警報</p> <p>(2) 気象警報に含めて行う警報</p> <p><u>地面現象警報(大雨、大雪等により山崩れ、地すべり等地面現象による重大な災害が予想される場合の警報)及び浸水警報(浸水による重大な災害が予想される場合の警報)については、警報事項を気象警報に含めて行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 注意報</p> <p>(1) 注意報の種類</p> <p>イ その他の気象注意報</p> <p>(7)～(キ) (略)</p> <p>(ク) その他 <u>その他の異常現象により被害が生ずると予想される場合に、注意を喚起するための予報</u></p> <p>(追加)</p> <p>(2) 気象注意報に含めて行う注意報</p> <p><u>地面現象注意報(大雨、大雪等により山崩れ、地すべり等地面現象による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報)及び浸水注意報(浸水による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報)については、注意報事項を気象注意報に含めて行う。</u></p> <p>ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水注意報、高潮に起因する場合は高潮注意報、津波に起因する場合は津波注意報を行う。</p>	<p>3 警報</p> <p>(2) 気象警報に含めて行う警報</p> <p><u>地面現象(大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等)及び浸水の警報は、その警報事項を気象警報に含めて行われる。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 注意報</p> <p>(1) 注意報の種類</p> <p>イ その他の気象注意報</p> <p>(7)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 着水注意報 <u>著しい着氷により通信線や送電線、船体等への被害が生ずると予想される場合に、注意を喚起するための予報</u></p> <p>(ケ) 融雪注意報 <u>融雪により浸水、土砂災害等の災害が発生すると予想される場合に、注意を喚起するための予報</u></p> <p>(2) 気象注意報に含めて行う注意報</p> <p><u>地面現象(大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等)及び浸水の注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行われる。</u></p> <p>ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水注意報、高潮に起因する場合は高潮注意報、津波に起因する場合は津波注意報を行う。</p>	<p>字句修正等(京都地方気象台)</p> <p>字句修正等(京都地方気象台)</p> <p>字句修正等(京都地方気象台)</p> <p>字句修正等(京都地方気象台)</p> <p>基準の見直し(京都地方気象台)</p>
<p>18</p>	<p>(4) 土砂災害警戒情報</p> <p>ウ 意義</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況下で、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、原則として市町村を対象に発表する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 発表基準等</p> <p>(7) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、5キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去(1988年～2004年)の事例を参考に基準値を定めた。</p> <p>平成19年の運用実績を踏まえ、検証対象災害事例(1988年～2006年)も再整理した上で、平成20年に基準値の一部見直しを実施した。</p>	<p>(4) 土砂災害警戒情報</p> <p>ウ 意義</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況下で、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、原則として市町村を対象に発表される。</p> <p>(略)</p> <p>エ 発表基準等</p> <p>(7) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、5キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去(1988年～2004年)の事例を参考に基準値を定めた。</p> <p>平成30年に検証対象災害事例(1988年～2015年)を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。</p>	<p>字句修正等(京都地方気象台)</p>

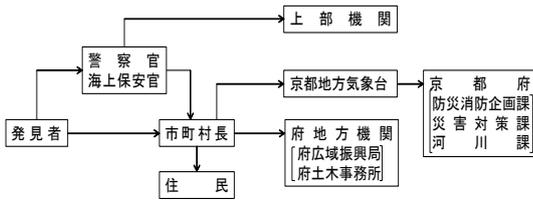
	(5) 竜巻注意情報 イ 内容 雷注意報が発表されている時に、竜巻などの激しい突風の起こるおそれが高くなったときに発表する。	(5) 竜巻注意情報 イ 内容 雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、京都府北部、南部に分けて発表する。	字句修正等(京都地方気象台)
23	<表>警報・注意報基準表	<表>警報・注意報基準表 (最新状況に差し替え)	基準の見直し(京都地方気象台)
24	<表>(別表1)大雨警報基準	<表>(別表1)大雨警報基準 (最新状況に差し替え)	基準の見直し(京都地方気象台)
25	<表>(別表2)洪水警報基準	<表>(別表2)洪水警報基準 (最新状況に差し替え)	基準の見直し(京都地方気象台)
26	<表>(別表3)大雨注意報基準	<表>(別表3)大雨注意報基準 (最新状況に差し替え)	基準の見直し(京都地方気象台)
27	<表>(別表4)洪水注意報基準	<表>(別表4)洪水注意報基準 (最新状況に差し替え)	基準の見直し(京都地方気象台)
36	第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報 1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報 (1) 対象河川、区域等(京都府関係) 河川名：淀川支川木津川上流 区域：左岸 相楽郡南山城村地内(三重県境)から相楽郡笠置町大字笠置小字野田坂1まで	第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報 1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報 (1) 対象河川、区域等(京都府関係) 河川名：淀川支川木津川上流 区域：左岸 相楽郡南山城村地内(三重県境)から相楽郡笠置町笠置小字野田坂1まで	字句修正等(近畿地方整備局)
39	2 国土交通省が行う水防警報 (1) 対象河川、区域等(京都府関係) 河川名：淀川木津川 地名：京都府木津川市加茂町船屋	2 国土交通省が行う水防警報 (1) 対象河川、区域等(京都府関係) 河川名：淀川木津川 地名：京都府木津川市加茂町北船屋	字句修正等(近畿地方整備局)
	3 京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報 (3) 発表の種類及び基準 種類：氾濫注意情報(洪水注意報) 基準：基準点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)・避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	3 京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報 (3) 発表の種類及び基準 種類：氾濫注意情報(洪水注意報) 基準：基準点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	京都府水防計画との整合(建設交通部、京都地方気象台)
	種類：氾濫警戒情報(洪水警報) 基準：基準点の水位が、一定時間後に旧氾濫危険水位(危険水位)	種類：氾濫警戒情報(洪水警報) 基準：基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位(特別警戒水位)	

一般(5/48)

	に到達することが見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	
	種類：氾濫危険情報(洪水警報) 基準：基準点の水位が、旧氾濫危険水位(危険水位)に達したとき。	種類：氾濫危険情報(洪水警報) 基準：基準点の水位が、氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したとき。	
	(5) 浸水想定区域図 (追加)  各河川の浸水想定区域図は、砂防課、関係土木事務所及び関係市町村で閲覧できる。(水防法第14条)	(5) 洪水浸水想定区域図 洪水予報を実施する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。  各河川の洪水浸水想定区域図は、砂防課、関係土木事務所及び関係市町村で閲覧に供する。(水防法第14条)	防災基本計画との整合(建設交通部)
40	4 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知 (2) 氾濫危険水位(特別警戒水位)に係る水位情報の通知・周知等(略) なお、氾濫危険水位(特別警戒水位)については、水位情報の通知・周知を実施する河川について順次指定を行う。 浸水想定区域については、水防法の規定により指定した河川のほかすべての知事管理河川について順次設定する。	4 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知 (2) 氾濫危険水位(特別警戒水位)に係る水位情報の通知・周知等(略) なお、氾濫危険水位(特別警戒水位)については、水位情報の通知・周知を実施する河川について順次指定を行う。 指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。 その洪水浸水想定区域図は砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。	防災基本計画との整合(建設交通部)
	(追加)	5 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川 洪水予報河川及び水位周知河川の以外の河川については、災害からの安全な京都づくり条例に基づき全ての府管理河川の洪水浸水想定区域図を公表する。	防災基本計画との整合(建設交通部)
41	<表>知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等	<表>知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等 (最新状況に差し替え)	時点修正等(建設交通部)
47	第7 地震及び津波に関する情報 2 情報の伝達 (1) (略) ただし、「遠地地震の震源・震度に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達する。	第7 地震及び津波に関する情報 2 情報の伝達 (1) (略) ただし、「遠地地震に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達する。	字句修正等(気象庁)

一般(6/48)

50 第9 異常現象発見者通報制度  
〈図〉



51 第10 予報警報等の伝達及び周知

- 1 周知徹底の方法  
予報警報の通報を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により関係者及び住民に対し周知徹底を図るものとする。  
(略)
- 2 通報連絡内容の略符号化  
予報警報の通報連絡は、迅速かつ的確に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。
- 3 通報連絡体制の確立  
予報警報の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、常に連絡体制の整備に努めるものとする。

54 <表>京都雨量観測所(テレメータ)  
平成29年4月1日現在

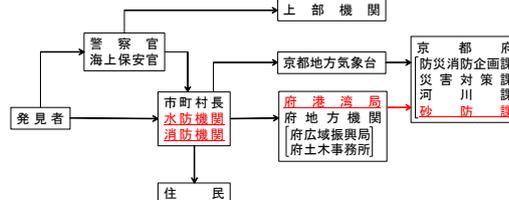
観測所名：寺田  
所在地：城陽市寺田

観測所名：芦原  
所在地：城陽市芦原

56 <表>京都水位観測所(テレメータ)  
平成29年4月1日現在

観測所名：防賀川  
水防団待機水位：1.70  
氾濫注意水位：—

第9 異常現象発見者通報制度  
〈図〉



第10 予報警報等の伝達及び周知

- 1 周知徹底の方法  
予報警報等の通報を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により関係者及び住民に対し周知徹底を図るものとする。  
(略)
- 2 通報連絡内容の略符号化  
予報警報等の通報連絡は、迅速かつ的確に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。
- 3 通報連絡体制の確立  
予報警報等の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、常に連絡体制の整備に努めるものとする。

<表>京都雨量観測所(テレメータ)  
平成30年4月1日現在

観測所名：寺田  
所在地：城陽市寺田樋尻

観測所名：芦原  
所在地：城陽市中芦原

<表>京都水位観測所(テレメータ)  
平成30年4月1日現在

観測所名：内里(防賀川)  
水防団待機水位：1.00  
氾濫注意水位：1.50

連絡系統の見直し(建設交通部)

字句修正等(府民生活部)

時点修正等(建設交通部)

字句修正等(城陽市)

時点修正等(建設交通部)

防賀川を水防警報河川に指定したことに伴う修正(建設交通部)

一般(7/48)

堤防高：2.26  
水防警報：—

観測所名：寺田  
河川名：古川  
所在地：城陽市寺田

観測所名：並河橋  
避難判断水位：—  
氾濫危険水位：—  
水位情報周知：—

観測所名：殿田  
避難判断水位：—  
氾濫危険水位：—  
水位情報周知：—

観測所名：高屋川橋  
避難判断水位：—  
氾濫危険水位：—  
水位情報周知：—

観測所名：須知川橋  
水防団待機水位：—  
氾濫注意水位：—  
水防警報：—

観測所名：下篠尾  
水防警報：—

観測所名：厚東  
(略)

観測所名：静原  
避難判断水位：—  
氾濫危険水位：—  
水位情報周知：—

合計：111箇所

57 <参考>水位観測所(量水標)  
平成29年4月1日現在

堤防高：3.91  
水防警報：○

観測所名：寺田  
河川名：古川  
所在地：城陽市寺田今橋1-3地先

観測所名：並河橋  
避難判断水位：2.10  
氾濫危険水位：2.50  
水位情報周知：○

観測所名：殿田  
避難判断水位：1.90  
氾濫危険水位：2.60  
水位情報周知：○

観測所名：高屋川橋  
避難判断水位：2.10  
氾濫危険水位：2.20  
水位情報周知：○

観測所名：須知川橋  
水防団待機水位：1.10  
氾濫注意水位：1.60  
水防警報：○

観測所名：下篠尾  
水防警報：○

(削除)

観測所名：静原  
避難判断水位：4.20  
氾濫危険水位：4.80  
水位情報周知：○

合計：110箇所

<参考>水位観測所(量水標)  
平成30年4月1日現在

字句修正等(城陽市)

大飼川を水位周知河川に指定したことに伴う修正(建設交通部)

田原川を水位周知河川に指定したことに伴う修正(建設交通部)

高屋川を水位周知河川に指定したことに伴う修正(建設交通部)

須知川を水防警報河川に指定したことに伴う修正(建設交通部)

弘法川を水防警報河川に指定したことに伴う修正(建設交通部)  
水位観測所の廃止(建設交通部)

棚野川を水位周知河川に指定したことに伴う修正(建設交通部)

時点修正(建設交通部)

一般(8/48)

58	<p>&lt;表&gt;京都府河川防災カメラ 平成29年4月1日現在</p> <p>河川名：宮川 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>河川名：大手川 (略)</p>	<p>&lt;表&gt;京都府河川防災カメラ 平成30年4月1日現在</p> <p>河川名：宮川 (略)</p> <p>河川名：法川 箇所名：福知山城公園 所在地：福知山市堀 管理者：中丹西土木</p> <p>河川名：大手川 (略)</p>	<p>時点修正(建設交通部)</p> <p>法川に河川防災カメラを設置(建設交通部)</p>
62	京都府河川防災カメラ配置図	京都府河川防災カメラ配置図 (最新状況に差し替え)	時点修正(建設交通部)
63	<p>&lt;表&gt;国土交通省雨量観測所(テレメータ) 所在地：福知山市三和町大字辻小字向野3の2</p> <p>&lt;表&gt;国土交通省水位観測所(テレメータ)</p> <p>河川名：宇治川 観測所名：榎尾山 左右岸の別：左</p> <p>河川名：土師川 観測所位置：福知山市長田段 左右岸の別：右</p> <p>河川名：由良川 観測所名：福知山 左右岸の別：左</p> <p>河川名：由良川 観測所名：地頭 左右岸の別：左</p> <p>河川名：由良川 観測所名：由良 左右岸の別：左</p>	<p>&lt;表&gt;国土交通省雨量観測所(テレメータ) 所在地：福知山市三和町大字辻小字河野</p> <p>&lt;表&gt;国土交通省水位観測所(テレメータ)</p> <p>河川名：宇治川 観測所名：榎尾山 左右岸の別：左</p> <p>河川名：土師川 観測所位置：福知山市長田小字市ヶ島 左右岸の別：右</p> <p>河川名：由良川 観測所名：福知山 左右岸の別：左</p> <p>河川名：由良川 観測所名：地頭 左右岸の別：左</p> <p>河川名：由良川 観測所名：由良 左右岸の別：左</p>	<p>字句修正等(近畿地方整備局)</p> <p>字句修正等(近畿地方整備局)</p>

66	<p>&lt;表&gt;京都府積雪観測所及び警戒積雪深 土木事務所名：中丹東土木事務所 観測所名：舞鶴市松尾(*2) 所在地：舞鶴市松尾 警戒積雪深(cm)：100</p> <p>(*1)指定観測点 (*2)参考値</p> <p>第3節 市町村地域防災計画で定める事項</p>	<p>&lt;表&gt;京都府積雪観測所及び警戒積雪深 土木事務所名：中丹東土木事務所 観測所名：舞鶴市松尾 所在地：舞鶴市松尾 警戒積雪深(cm)：110</p> <p>(*1)指定観測点</p> <p>第3節 市町村地域防災計画で定める事項</p>	<p>時点修正(建設交通部)</p>												
68	<p>&lt;表&gt;京都府予報警報等伝達経路図 京都地方気象台→(京都市へ)</p> <p>知事直轄</p>	<p>&lt;表&gt;京都府予報警報等伝達経路図 京都地方気象台</p> <p>知事直轄組織</p>	<p>連絡系統の見直し(京都市)</p>												
69	<p>&lt;表&gt;淀川水系(淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川下流)洪水予報の連絡系統 大阪管区気象台 (追加) (追加) →NHK大阪放送局</p>	<p>&lt;表&gt;淀川水系(淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川下流)洪水予報の連絡系統 大阪管区気象台 → 総務省消防庁 → NTT西日本または東日本(警報のみ) → NHK大阪放送局</p>	<p>京都府水防計画との整合(京都地方気象台)</p>												
70	<p>&lt;表&gt;由良川(下流・中流)洪水予報の連絡系統 京都地方気象台 (追加) (追加) →大阪管区気象台</p> <p>NHK近畿本部</p>	<p>&lt;表&gt;由良川(下流・中流)洪水予報の連絡系統 京都地方気象台 → 総務省消防庁 → NTT西日本または東日本(警報のみ) → 大阪管区気象台</p> <p>NHK大阪放送局</p>	<p>京都府水防計画との整合(京都地方気象台)</p>												
74	<p>&lt;表&gt;桂川中流・園部川洪水予報の連絡系統 京都中部広域消防組合 京都中部広域消防組合園部消防署</p> <table border="1" data-bbox="183 1892 454 1971"> <tr> <td>凡</td> <td>NTT専用回線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>気象台専用回線</td> </tr> <tr> <td>例</td> <td>有線等専用回線以外</td> </tr> </table>	凡	NTT専用回線		気象台専用回線	例	有線等専用回線以外	<p>&lt;表&gt;桂川中流・園部川洪水予報の連絡系統 京都中部広域消防組合消防本部 (削除)</p> <table border="1" data-bbox="798 1892 1077 1971"> <tr> <td>凡</td> <td>NTT専用回線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>気象台専用回線</td> </tr> <tr> <td>例</td> <td>有線等専用回線以外</td> </tr> </table>	凡	NTT専用回線		気象台専用回線	例	有線等専用回線以外	<p>連絡系統の見直し等(京都中部広域消防組合)</p>
凡	NTT専用回線														
	気象台専用回線														
例	有線等専用回線以外														
凡	NTT専用回線														
	気象台専用回線														
例	有線等専用回線以外														
75	<p>&lt;表&gt;桂川(保津峡・鳥羽)水防警報の連絡系統 (保津峡・鳥羽)中部広域消防組合(亀岡) → 管内地方機関 (鳥羽)中部広域消防組合(園部)</p>	<p>&lt;表&gt;桂川(保津峡・鳥羽)水防警報の連絡系統 (保津峡・鳥羽)京都中部広域消防組合消防本部</p>	<p>連絡系統の見直し等(京都中部広域消防組合)</p>												

77	<p>&lt;表&gt;小泉川水防警報・水位情報の連絡系統 乙訓土木事務所→向日町警察署 (追加)</p> <p>&lt;表&gt;普賢寺川水防警報・水位情報の連絡系統 山城北土木事務所→田辺警察署 (追加)</p>	<p>&lt;表&gt;小泉川水防警報・水位情報の連絡系統 乙訓土木事務所→向日町警察署 —【水位情報のみ】— →NHK京都放送局→住民 →KBS京都 →京都地方気象台</p> <p>&lt;表&gt;普賢寺川水防警報・水位情報の連絡系統 山城北土木事務所→田辺警察署 —【水位情報のみ】— →NHK京都放送局→住民 →KBS京都 →京都地方気象台</p>	<p>京都府水防計画との整合 (京都地方気象台)</p> <p>京都府水防計画との整合 (京都地方気象台)</p>
78	<p>&lt;表&gt;大谷川水防警報・水位情報の連絡系統 山城北土木事務所→八幡警察署 (追加)</p>	<p>&lt;表&gt;大谷川水防警報・水位情報の連絡系統 山城北土木事務所→八幡警察署 —【水位情報のみ】— →NHK京都放送局→住民 →KBS京都 →京都地方気象台</p>	<p>京都府水防計画との整合 (京都地方気象台)</p>
82	<p>&lt;表&gt;年谷川、曾我谷川、七谷川水防警報の連絡系統 &lt;表&gt;犬飼川、千々川水防警報・水位情報の連絡系統 京都中部広域消防組合</p>	<p>&lt;表&gt;年谷川、曾我谷川、七谷川水防警報の連絡系統 &lt;表&gt;犬飼川、千々川水防警報・水位情報の連絡系統 京都中部広域消防組合消防本部</p>	<p>字句修正等(京都中部広域 消防組合)</p>
82~84	<p>&lt;表&gt;園部川水防警報の連絡系統 &lt;表&gt;田原川(南丹市)水防警報・水位情報の連絡系統 &lt;表&gt;棚野川水防警報・水位情報の連絡系統 &lt;表&gt;高屋川水防警報・水位情報の連絡系統 &lt;表&gt;須知川水防警報の連絡系統 &lt;表&gt;三俣川水防警報の連絡系統 京都中部広域消防組合 京都中部広域消防組合園部消防署</p>	<p>&lt;表&gt;園部川水防警報の連絡系統 &lt;表&gt;田原川(南丹市)水防警報・水位情報の連絡系統 &lt;表&gt;棚野川水防警報・水位情報の連絡系統 &lt;表&gt;高屋川水防警報・水位情報の連絡系統 &lt;表&gt;須知川水防警報の連絡系統 &lt;表&gt;三俣川水防警報の連絡系統 京都中部広域消防組合消防本部 (削除)</p>	<p>連絡系統の見直し等(京都 中部広域消防組合)</p>
89	<p>&lt;表&gt;津波情報等伝達経路図 気象庁本庁 N T T 西日本(津波警報のみ)</p> <p>近畿管区警察局一府警察本部警備第一課</p>	<p>&lt;表&gt;津波情報等伝達経路図 気象庁本庁及び大阪管区気象台 N T T 西日本(大津波警報・津波警報のみ)</p> <p>近畿管区警察局一府警察本部警備第一課</p>	<p>字句修正等(京都地方気象 台)</p> <p>連絡系統の見直し(近畿管 区警察局)</p>
90	<p>&lt;表&gt;津波情報等伝達経路図 気象庁本庁</p>	<p>&lt;表&gt;津波情報等伝達経路図 気象庁本庁及び大阪管区気象台</p>	<p>字句修正等(京都地方気象 台)</p>
91	<p>&lt;表&gt;火山現象警報等に関する情報伝達経路図 気象庁本庁及び大阪官区気象台</p>	<p>&lt;表&gt;火山現象警報等に関する情報伝達経路図 気象庁本庁</p>	<p>字句修正等(京都地方気象 台)</p>

一般(11/48)

	<p>(追加)</p> <p><b>第2章 情報連絡通信網の整備計画</b></p> <p>93 第1節 情報連絡通信網の整備 第5 緊急時の情報通信の確保 2 防災担当職員等の参集 緊急時における防災担当職員及び非常時専任職員の参集を補完する ため、職員一斉呼出システム及び、携帯メールの活用を図る。 (追加)</p>	<p>&lt;表&gt;土砂災害警戒情報伝達経路図 (略)</p> <p><b>第2章 情報連絡通信網の整備計画</b></p> <p>第1節 情報連絡通信網の整備 第5 緊急時の情報通信の確保 2 防災担当職員等の参集 緊急時における防災担当職員及び非常時専任職員の参集を補完する ため、職員一斉呼出システムの活用を図る。 5 危機管理緊急連絡網(ホットライン)の整備 府は、緊急時における情報連絡体制を強化するため、関係機関との 直通的連絡網の整備を図る。</p>	<p>台) 情報伝達経路図の追加(京 都地方気象台)</p> <p>参集方法の見直し(府民生 活部)</p> <p>危機管理体制の充実・強 化(府民生活部)</p>
105	<p>&lt;表&gt;和知ダム放流通報の連絡系統 陸上自衛隊福知山駐屯部隊</p> <p>関西電力㈱和知ダム管理所_舞鶴市</p>	<p>&lt;表&gt;和知ダム放流通報の連絡系統 陸上自衛隊第7普通科連隊</p> <p>関西電力㈱和知ダム管理所_舞鶴市</p>	<p>字句修正等(陸上自衛隊第 7普通科連隊)</p> <p>字句修正等(舞鶴市)</p>
107	<p>&lt;表&gt;日吉ダム放流通報の連絡系統 河川課・砂防課→京都中部広域消防組合 水資源機構日吉ダム管理所→京都中部広域消防組合→関係事務所等</p>	<p>&lt;表&gt;日吉ダム放流通報の連絡系統 河川課・砂防課→京都中部広域消防組合消防本部 水資源機構日吉ダム管理所→京都中部広域消防組合消防本部</p>	<p>連絡系統の見直し等(京都 中部広域消防組合)</p>
108	<p>&lt;表&gt;畑川ダム放流通報の連絡系統 京都中部広域消防組合→関係事務所等</p>	<p>&lt;表&gt;畑川ダム放流通報の連絡系統 京都中部広域消防組合消防本部</p>	<p>字句修正等(京都中部広域 消防組合)</p>
109	<p><b>第4章 林地保全計画</b></p> <p>第1節 国有林・官公造林地対策計画 第1 現状 府内には、国有林約4,621ha、公有林野等官行造林地(以下「官行 造林地」という。)約1,919haがある。 このうち4,142ha(国有林3,363ha、官行造林地779ha)が水源かん養、 土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、なだれ防止、 魚付、保健、風致の保安林に指定されている。 (略)</p> <p>第2節 民有林対策計画 第1 治山事業 1 現状 府内森林面積342,713haのうち、民有林森林面積は335,341haであり、 そのうち104,718haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等 の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及ん</p>	<p><b>第4章 林地保全計画</b></p> <p>第1節 国有林・官公造林地対策計画 第1 現状 府内には、国有林約4,616ha、公有林野等官行造林地(以下「官行 造林地」という。)1,871haがある。 このうち5,082ha(国有林4,302ha、官行造林地780ha)が水源かん養、 土砂流出防備、土砂崩壊防備、干害防備、なだれ防止、魚つき、保 健、風致の保安林に指定されている。 (略)</p> <p>第2節 民有林対策計画 第1 治山事業 1 現状 府内森林面積342,681haのうち、民有林森林面積は335,309haであり、 そのうち105,126haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等 の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足</p>	<p>時点修正等(近畿中国森林 管理局)</p> <p>時点修正等(農林水産部)</p>

一般(12/48)

でいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。  
(略)

3 計画の内容  
(1) 土砂の流出、崩壊による災害の防止  
(略)  
新規に発生する林地崩壊については、山地災害危険地区に繰り入れる等とともに緊急を要するものから緊急治山事業を実施する。

第3 森林整備事業(造林事業)  
1 現状  
平成23年度末の府内の人工林面積は126,231haである。近年、拡大造林面積は年間50から170ha程度で推移してきたが、一層低下の傾向にある。  
(略)  
また、間伐等の実施が遅れたり、放置される森林もあり、公益的機能の低下が懸念されている。これらは外材輸入による木材価格等の低迷や担い手の不足等が原因と考えられる。

3 計画の内容  
(略)  
さらに、人工林の伐採跡地での確な更新が図られていない箇所については、緑の公共事業等で広葉樹を主体として植栽し、早期に森林の造成を図ることとする。

第5章 砂防関係事業計画  
111 第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達  
(略)  
また、土砂災害の発生が予想される箇所について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律(土砂災害防止法)に基づき、土砂災害警戒区域等に順次指定する。  
平成26年1月現在における府内の指定区域は下表のとおりである。  
関係図書は、砂防課及び関係土木事務所及び関係市町村で縦覧に供し、さらに、インターネット(京都府ホームページ)に掲載する。

などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。  
(略)

3 計画の内容  
(1) 土砂の流出、崩壊による災害の防止  
(略)  
新規に発生する林地崩壊については、山地災害危険地区に繰り入れるとともに緊急を要するものから緊急治山事業を実施する。

第3 森林整備事業(造林事業)  
1 現状  
平成28年度末の府内の人工林面積は126,587haである。近年、拡大造林面積は年間50から130ha程度で推移してきたが、一層低下の傾向にある。  
(略)  
また、間伐等の実施が遅れたり、放置される森林もあり、公益的機能の低下が懸念されている。これらは木材価格等の低迷や担い手の不足等が原因と考えられる。

3 計画の内容  
(略)  
さらに、人工林の伐採跡地での確な更新が図られていない箇所については、豊かな森を育てる府民税を活用した豊かな森づくり推進事業等で広葉樹を主体として植栽し、早期に森林の造成を図ることとする。

第5章 砂防関係事業計画  
第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達  
(略)  
また、土砂災害の発生が予想される箇所について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律(土砂災害防止法)に基づき、概ね5年ごとに基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等に順次指定する。  
平成30年2月現在における府内の指定区域は下表のとおりである。  
関係図書は、砂防課及び関係土木事務所及び関係市町村で縦覧に供し、さらに、指定区域及び基礎調査結果情報をインターネット(京都府ホームページ)に掲載する。

字句修正等(農林水産部)

時点修正(農林水産部)

字句修正等(農林水産部)

事業名の修正(農林水産部)

防災基本計画との整合(建設交通部)

一般(13/48)

<表> (平成29年4月末現在)

自然現象の種類	指定区域		備考 *指定区域のある市町を下記に示す。
	警戒区域	うち特別警戒区域	
土石流	6.613箇所	4.240箇所	
急傾斜地の崩壊	9.758箇所	9.583箇所	
地すべり	57箇所		
合計	16.452箇所	13.823箇所	

(略)

112 第4節 土砂災害における警戒避難体制  
(1)~(4) (略)  
(5) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制  
高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合には、市町村地域防災計画において、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム  
第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報(目的)  
京都府と京都地方気象台は、大雨による土砂災害が見込まれる時に市町村長が住民に対して行う避難指示(緊急)等の防災対応を適時適切に判断できるよう支援すること及び、住民の自主判断にも利用できることを目的として土砂災害警戒情報を共同発表し、関係機関及び住民へ伝達する。  
(略)

115 第7節 砂防対策計画  
第1 現状  
(略)  
箇所数：1,442箇所(平成29年2月末現在)

<表> (平成30年2月1日現在)

自然現象の種類	指定区域		備考 *指定区域のある市町を下記に示す。
	警戒区域	うち特別警戒区域	
土石流	6.718箇所	4.308箇所	
急傾斜地の崩壊	9.972箇所	9.770箇所	
地すべり	57箇所		
合計	16.747箇所	14.078箇所	

(略)

第4節 土砂災害における警戒避難体制  
(1)~(4) (略)  
(5) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制  
高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合には、市町村地域防災計画において、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。  
この場合、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画(避難確保計画)を作成するものとする。

第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム  
第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報(目的)  
大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報が、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。  
(略)

第7節 砂防対策計画  
第1 現状  
(略)  
箇所数：1,448箇所(平成30年4月末現在)

時点修正(建設交通部)

土砂災害防止法の改正等に基づく修正(府民生活部、健康福祉部、建設交通部)

字句修正等(京都地方気象台)

時点修正(建設交通部)

一般(14/48)

117 第10節 急傾斜地崩壊対策計画  
第1 現状  
(略)  
急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」としており、324箇所となっている。  
(略)

第11節 土砂災害復旧計画  
<表>  
災害の種類 急傾斜地崩壊  
事業の種類 林地崩壊対策事業

118 <表>土砂災害危険箇所等一覧表(その1)

<表>土砂災害危険箇所等一覧表(その2)

119

**第7章 内水対策計画**  
第2節 内水河川における対策  
第1 古川  
近年の淀川流域の発展は著しいものがあり、特に当該地区は大阪京都間の交通機関等重要な地域となっており、昭和41年度より建設省において流域の内水排除施設計画の検討を進め久御山排水機場を既設巨棕池排水機場横に設置したものである。  
(略)  
(追加)

125

(追加)

第10節 急傾斜地崩壊対策計画  
第1 現状  
(略)  
急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」としており、328箇所となっている。  
(略)

第11節 土砂災害復旧計画  
<表>  
災害の種類 急傾斜地崩壊  
事業の種類 林地崩壊防止事業

<表>土砂災害危険箇所等一覧表(その1)  
(最新状況に差し替え)

<表>土砂災害危険箇所等一覧表(その2)  
(最新状況に差し替え)

**第7章 内水対策計画**  
第2節 内水河川における対策  
第1 古川  
1 近年の淀川流域の発展は著しいものがあり、特に当該地区は大阪京都間の交通機関等重要な地域となっており、昭和41年度より建設省において流域の内水排除施設計画の検討を進め久御山排水機場を既設巨棕池排水機場横に設置したものである。  
(略)  
2 木津川右岸の久御山町、宇治市、城陽市を流下する古川流域では、過去から幾度となく洪水が発生し浸水被害を受けてきた。特に高度成長期に流域内の丘陵地の宅地化が急速に進行する中、昭和61年の大規模な浸水被害を契機に城陽排水機場の整備に着手し、平成2年から運用を開始した。

	城陽排水機場
施設管理者	京都府
総能力	15m <sup>3</sup> /s
排水先	木津川

第2 岡本川  
宇治川右岸の宇治市街地を流下する岡本川流域では、市街化の進展とともに宇治川からの逆流や宇治川水位上昇時の排水不良による内水被害が頻発するようになり、昭和51年度に内水排除を目的に針ノ木排水機場が最下流部に設置された。

	針ノ木排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	3m <sup>3</sup> /s
排水先	宇治川

第3、第4 (略)

第5 新川  
桂川右岸の京都市南区を流下する新川流域では、昭和40年代以降の市街地の拡大により、土地利用が大きく変貌したことから、河川断面の拡大と合わせて、昭和55年度に新川排水機場が設置された。

	新川排水機場
施設管理者	京都府
総能力	30m <sup>3</sup> /s
排水先	桂川

第6 西羽東師川  
(略)

第7 弘法川  
和久川は、福知山市上荒河地先で弘法川と合流して荒河水門から本川へ流入していたが、和久川の改修(計画高水量450 m<sup>3</sup>/s)により和久川は本川へ自然流入している。  
弘法川は和久川をサイフォンでくぐり従来の形状である。弘法川の内水排除の検討を昭和46年から行い、平成6年度にポンプ2台が完成し、内水排除を行っている。

	荒河排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	10m <sup>3</sup> /s
排水先	由良川

第5 西羽東師川  
(略)

第6 法川  
法川は、福知山市南部堀地区の山地に源を發し、北東に向って同市

126 第2、第3 (略)  
(追加)

(追加)

第4 弘法川  
和久川は、福知山市上荒河地先で弘法川と合流して荒河水門から本川へ流入していたが、和久川の改修(計画高水量450 m<sup>3</sup>/s)により和久川は本川へ自然流入している。  
弘法川は和久川をサイフォンでくぐり従来の形状である。弘法川の内水排除の検討を昭和46年から行い、平成6年度にポンプ2台が完成し、内水排除を行っている。

	荒河排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	10m <sup>3</sup> /s
排水先	由良川

第5 西羽東師川  
(略)

第6 法川  
法川は、福知山市南部堀地区の山地に源を發し、北東に向って同市

木排水機場が最下流部に設置された。

	針ノ木排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	3m <sup>3</sup> /s
排水先	宇治川

第3、第4 (略)

第5 新川  
桂川右岸の京都市南区を流下する新川流域では、昭和40年代以降の市街地の拡大により、土地利用が大きく変貌したことから、河川断面の拡大と合わせて、昭和55年度に新川排水機場が設置された。

	新川排水機場
施設管理者	京都府
総能力	30m <sup>3</sup> /s
排水先	桂川

第6 西羽東師川  
(略)

第7 弘法川  
和久川は、福知山市上荒河地先で弘法川と合流して荒河水門から本川へ流入していたが、和久川の改修(計画高水量450 m<sup>3</sup>/s)により和久川は本川へ自然流入している。  
弘法川は和久川をサイフォンでくぐり従来の形状である。弘法川の内水排除の検討を昭和46年から行い、平成6年度にポンプ2台が完成し、平成28年度には緊急排水ポンプ2台が完成し、内水排除を行っている。

	荒河排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	13m <sup>3</sup> /s
排水先	由良川

(削除)

第8 法川  
法川は、福知山市南部堀地区の山地に源を發し、北東に向って同市

南部を流下し、福知山城址を経て由良川に合流している。  
法川流域の下流部低地帯は出水の毎に浸水被害が生じていた。水害に対処するため建設省は昭和44年度より調査を実施し、平成12年度に法川排水機場の3台のポンプ設置が完了した。

	法川排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	12m <sup>3</sup> /s
排水先	由良川

- 130 第4節 下水道による対策  
第2 公共下水道・都市下水道  
京丹後市  
内ヶ森第1雨水ポンプ場  
現有能力(m<sup>3</sup>/s) 0.5  
  
内ヶ森第2雨水ポンプ場  
現有能力(m<sup>3</sup>/s) 2.0

**第8章 港湾海岸施設防災計画**

- 131 第1節 海岸の現況  
(略)  
京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は315.2kmであって、そのうち107.2kmを海岸保全区域として防災上の諸施策が進められている。  
(略)

<表>

保全区域所管別	海岸延長(km)	指定区域(km)
国土交通省港湾局	132.9	69.2
国土交通省水管理・国土保全局	101.3	16.4
農林水産省農村振興局	1.3	1.3
水産省	81.5	<b>20.2</b>
合計	<b>315.2</b>	<b>107.1</b>

南部を流下し、福知山城址を経て由良川に合流している。  
法川流域の下流部低地帯は出水の毎に浸水被害が生じていた。水害に対処するため建設省は昭和44年度より調査を実施し、平成12年度に法川排水機場の3台のポンプ設置が完了した。また、平成28年度には緊急排水ポンプ2台が完成した。

	法川排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	15m <sup>3</sup> /s
排水先	由良川

- 第4節 下水道による対策  
第2 公共下水道・都市下水道  
京丹後市  
内ヶ森第1雨水ポンプ場  
現有能力(m<sup>3</sup>/s) 1.2  
  
内ヶ森第2雨水ポンプ場  
現有能力(m<sup>3</sup>/s) 1.9

**第8章 港湾海岸施設防災計画**

- 第1節 海岸の現況  
(略)  
京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は317.0kmであって、そのうち109.0kmを海岸保全区域として防災上の諸施策が進められている。  
(略)

<表>

保全区域所管別	海岸延長(km)	指定区域(km)
国土交通省港湾局	132.9	69.2
国土交通省水管理・国土保全局	101.3	16.4
農林水産省農村振興局	1.3	1.3
水産省	81.5	<b>22.1</b>
合計	<b>317.0</b>	<b>109.0</b>

字句修正等(丹後広域振興局)

時点修正等(農林水産部、建設交通部)

**第10章 道路及び橋梁防災計画**

- 136 第1節 道路の現況  
<表>道路状況一覧表

道路種別	道路現況		危険箇所		
	管理延長(km) (平成27.4.1)	橋梁箇所数 (平成29.4.1)	崩土等	なだれ	その他
一般国道	450.9	522	109	1	15
主要地方道	<b>886.9</b>	951	284	2	16
一般府道	822	804	241	0	20
計	<b>2159.8</b>	2,277	634	3	51

- 138 第3節 計画の内容  
第1 道路整備事業  
(略)  
[府内の緊急輸送道路は、震災対策計画編第3編第16章第2節表3.16.2に示す。]

**第11章 防災営農対策計画**

- 147 第2節 雪害及び寒干害予防対策  
第2 林業対策  
5 治山  
(1) 伐採の規制  
民家の上方にあり、なだれのじゃっ起するおそれがある山林は、伐採の規制をする必要がある。  
(2) 実態の把握  
降雪により今後なだれのおそれがある箇所を把握し、監視体制を整備すること。

- 148 第3 畜産対策  
2 家畜の衛生対策  
(1)～(6) (略)  
(7) 病気の早期治療  
病気と思われたときは、早期治療が重要であるから、もよりの家畜保健衛生所と緊密な連携を保つこと。

**第12章 建造物防災計画**

- 156 第1節 建築物の防災対策  
第3 対象建築物と具体的対策  
2 不特定多数の者が利用する特定建築物  
劇場、百貨店、ホテル、旅館、社会福祉施設等不特定多数の者が利用する特定建築物については、高い防災性能が必要であり、以下の対

**第10章 道路及び橋梁防災計画**

- 第1節 道路の現況  
<表>道路状況一覧表

道路種別	道路現況		危険箇所		
	管理延長(km) (平成28.4.1)	橋梁箇所数 (平成29.4.1)	崩土等	なだれ	その他
一般国道	450.9	522	109	1	15
主要地方道	<b>887.0</b>	951	284	2	16
一般府道	<b>821.6</b>	804	241	0	20
計	<b>2159.5</b>	2,277	634	3	51

- 第3節 計画の内容  
第1 道路整備事業  
(略)  
[府内の緊急輸送道路は、震災対策計画編第3編第17章第3節表3.17.2に示す。]

**第11章 防災営農対策計画**

- 第2節 雪害及び寒干害予防対策  
第2 林業対策  
5 治山  
(1) 伐採の規制  
民家の上方にあり、なだれのおそれがある山林は、伐採の規制をする必要がある。  
(2) 実態の把握  
降雪により今後なだれのおそれがある箇所を把握し、監視体制を整備すること。

- 第3 畜産対策  
2 家畜の衛生対策  
(1)～(6) (略)  
(7) 病気の早期治療  
病気と思われたときは、早期治療が重要であるから、もよりの家畜保健衛生所と緊密な連携を保つこと。

**第12章 建造物防災計画**

- 第1節 建築物の防災対策  
第3 対象建築物と具体的対策  
2 多数の者が利用する特定建築物  
劇場、百貨店、ホテル、旅館、社会福祉施設等多数の者が利用する特定建築物については、高い防災性能が必要であり、以下の対策を講

時点修正(建設交通部)

字句修正等(府民生活部)

字句修正等(農林水産部)

字句修正等(建設交通部)

159	<p>策を講じる。 (略)</p> <p><b>第13章 文化財災害予防計画</b></p> <p>第1節 現状</p> <p>第1 建造物 (略) 国指定建造物は府内に648棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている597棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録文化財建造物は458棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の312棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。 (略)</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） 府内における国指定文化財の所有者は415社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別の指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。 なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録文化財は、現在192所有者、282件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが75件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の207件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは53件ある。残る154件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2-6参照〕</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は137件（二府県にまたがるものは除く）、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は62件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2-7参照〕</p>	<p>じる。 (略)</p> <p><b>第13章 文化財災害予防計画</b></p> <p>第1節 現状</p> <p>第1 建造物 (略) 国指定建造物は府内に663棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている612棟のうち、未設置のものは25棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,016棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の322棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。 (略)</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） 府内における国指定文化財の所有者は407社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別の指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。 なお、有形民俗文化財の国指定は府内に22件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在270所有者、558件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが183件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の375件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは53件ある。残る322件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2-6参照〕</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は137件（二府県にまたがるものは除く）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は90件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2-7参照〕</p>	<p>時点修正(教育庁)</p> <p>京都府文化財保護条例の改正に伴う修正(教育庁)</p> <p>京都府文化財保護条例の改正に伴う修正(教育庁)</p> <p>京都府文化財保護条例の改正に伴う修正(教育庁)</p>
-----	--	--	---

一般(19/48)

160	<p>第3節 計画の内容</p> <p>第1 建造物 (略) 府指定・登録文化財の自火報設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものを重点的に指導し、登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。 (略)</p> <p>第7 補助金及び融資</p> <p>1 補助金 府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。  補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び修理事業である。  また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定登録、府指定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。</p> <p><b>第15章 消防組織整備計画</b></p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 消防組織や体制の充実・強化</p> <p>2 消防団の活動力の強化 (1)、(2) (略) (3) 消防団協力事業所表示制度導入など企業協力の促進  (4) (略)</p> <p>168</p> <p>第6 消防職・団員の教養訓練の促進 近年、消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが要求される。府においては消防学校の機能を充実するとともに次の教養、訓練に重点を置いて指導する。その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。</p> <p>169</p> <p>1 消防職員に対する初任者現場教育及び救急、救助隊員の教育訓練 2 消防団員に対する予防及び警防指導員教育 3 消防職・団員の幹部教養</p>	<p>第3節 計画の内容</p> <p>第1 建造物 (略) 府指定・登録・暫定登録文化財の自火報設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものを重点的に指導し、登録・暫定登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。 (略)</p> <p>第7 補助金及び融資</p> <p>1 補助金 府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定・登録・暫定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。  補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び防災資機材の整備並びに修理事業である。  また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定・登録、府指定・登録・暫定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。</p> <p><b>第15章 消防組織整備計画</b></p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 消防組織や体制の充実・強化</p> <p>2 消防団の活動力の強化 (1)、(2) (略) (3) 消防団協力事業所表示制度による協力事業所の認定など企業協力の促進  (4) (略)</p> <p>第6 消防職・団員の教養訓練の促進 近年、消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが要求される。府においては、消防職員に対する教育訓練を京都市消防学校と共同で実施するとともに、次の教育、訓練に重点を置いて指導する。その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。</p> <p>1 消防職員に対する初任教育及び専科教育による教育訓練 2 消防団員に対する警防指導員教育 3 消防職・団員の幹部教育</p>	<p>京都府文化財保護条例の改正に伴う修正(教育庁)</p> <p>字句修正等(府民生活部)</p> <p>府市消防学校の共同化等(府民生活部)</p>
-----	---	--	--

一般(20/48)

172~ 173	第3節 市町村地域防災計画に定める事項 <表>市町村相互応援協定締結状況一覧	第3節 市町村地域防災計画に定める事項 <表>市町村相互応援協定締結状況一覧 (最新状況に差し替え)	時点修正等(城陽市等)
174	<表>防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統 第八管区海上保安本部警備救難部救難課	<表>防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統 第八管区海上保安本部警備救難部環境防災課	組織改編に伴う修正(第八管区海上保安本部)
187	<b>第17章 通信放送施設防災計画</b> 第1節 通信施設防災計画 第1 計画の方針 電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、 <u>孤立防止対策用衛星電話の回線を整備して、遠隔地市町村の通信途絶の防止化等通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画について定める。</u> また、災害時に電話がつながりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板サービス」の運用計画について定める。  第2 計画の内容 1～3 (略) 4 孤立防止対策計画 災害の発生で、府内の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため <u>孤立防止無線回線の整備充実を図る。</u> (1) <u>孤立防止対策用衛星電話機の整備充実</u> (2) <u>移動無線網の拡充整備</u> ア 小型無線電話機の増備 イ 可搬型無線機の増備 5 「災害用伝言ダイヤル171」運用計画 「災害用伝言ダイヤル171」は、「171」をダイヤル後、利用ガイドダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。 6 「災害用伝言板サービス」運用計画 「災害用伝言板サービス」は、携帯電話、PHS及びパソコンから開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。  <b>第18章 電気ガス施設防災計画</b> 第1節 電気施設防災計画 第1 現状 (略) 発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合	<b>第17章 通信放送施設防災計画</b> 第1節 通信施設防災計画 第1 計画の方針 電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、通信サービスの確保を図るため一般通信施設予防計画について定める。  また、災害時に電話がつながりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル(171)」及び災害用伝言板サービスの運用計画について定める。  第2 計画の内容 1～3 (略) 4 孤立防止対策計画 災害の発生で、府内の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため、 <u>次のとおり移動無線網の整備充実を図る。</u> (削除) (1) 小型無線電話機の増備 (2) 可搬型無線機の増備 5 「災害用伝言ダイヤル(171)」運用計画 「災害用伝言ダイヤル(171)」は、「171」をダイヤル後、利用ガイドダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。 6 災害用伝言板サービス運用計画 災害用伝言板サービスは、携帯電話、PHS及びパソコンから開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。  <b>第18章 電気ガス施設防災計画</b> 第1節 電気施設防災計画 第1 現状 (略) 発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合	孤立防止対策用衛星電話の廃止に伴う修正等(西日本電信電話(株))  字句修正等(西日本電信電話(株))  孤立防止対策用衛星電話の廃止に伴う修正等(西日本電信電話(株))  字句修正等(西日本電信電話(株))  字句修正等(西日本電信電話(株))
189	発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合	発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合	字句修正等(関西電力(株))

一般(21/48)

190	には、気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置する。台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、 <u>関西電力株式会社防災業務計画に基づき非常災害対策本部を設置(舞鶴発電所および宮津エネルギー研究所にあっては舞鶴火力発電所に設置)</u> し、各担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える。  第3 計画の内容 1 台風、洪水対策 (1)～(4) (略) (5) 火力発電設備 <u>本館、付属設備及び防護施設の点検整備</u> <u>非常用電源の整備</u> <u>要退避機器の措置</u>  4 地震対策 (1)～(5) (略) (6) 火力発電設備 <u>消防法、建築基準法による設計</u>	には、気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置する。台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、 <u>関西電力株式会社防災業務計画に基づき非常災害対策本部を設置し、各担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える。</u>  第3 計画の内容 1 台風、洪水対策 (1)～(4) (略) (5) 火力発電設備 <u>非常災害対策諸設備の点検整備</u> <u>非常用電源の整備</u> <u>飛散物対策の推進</u>  4 地震対策 (1)～(5) (略) (6) 火力発電設備 <u>消防法、電気事業法(発電所火力設備に関する技術基準)、建築基準法による設計</u>	字句修正等(関西電力(株))  防災業務計画との整合(関西電力(株))
191	第2節 瓦斯施設防災計画 第2 予防計画の内容 2 ガス施設対策 (1) 風水害対策 <u>ア ガス製造設備</u> (7) <u>浸水の恐れのある設備には、防水壁、防水扉、排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類のかさ上げによる流出防止措置等、必要な措置を講ずる。</u> (4) <u>風水害の発生が予想される場合は、予め定めるところにより巡回点検する。</u> <u>イ ガス供給設備</u> 風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水の恐れのある地下マンホール内の圧圧器等を巡回点検する。 (2) 地震対策 <u>ア ガス製造設備</u> <u>新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため設備の重要度に応じた対策を講じる。</u> <u>イ ガス供給設備</u> (7)～(9) (略)	第2節 瓦斯施設防災計画 第2 予防計画の内容 2 ガス施設対策(ガス供給設備) (1) 風水害対策 (削除)  風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水の恐れのある地下マンホール内の圧圧器等を巡回点検する。 (2) 地震対策 (削除)  ア～ウ (略)	字句修正等(大阪ガス(株))

一般(22/48)

<p>194</p> <p>195</p> <p>196</p> <p>199</p>	<p><b>第19章 資材器材等整備計画</b>  第2節 応急復旧資材確保計画  第4 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材及び薬材  毎月5月1日から5月31日までの間において次の資材等を点検整備するものとする。  (略)</p> <p>第3節 食料及び生活必需品の確保計画  第1 生活物資の備蓄  4 備蓄物資の保管  (1) (略)  京都倉庫：京都市上京区中立売通小川東入三丁町  近衛倉庫：京都市左京区吉田近衛町  田辺倉庫：京田辺市興戸  木津倉庫：木津川市木津上戸 府木津総合庁舎内  亀岡倉庫：亀岡市荒塚町 府亀岡総合庁舎内  丹波倉庫：船井郡京丹波町曾根崩下代  福知山倉庫：福知山市篠尾 府福知山総合庁舎内  宮津倉庫：宮津市吉原 府宮津総合庁舎内</p> <p>第4 物資輸送拠点の整備  3 府は宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携して、<u>物資配送に物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。</u></p> <p>第5 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第6 (略)</p> <p>&lt;図&gt;生活必需品の調達系統  (1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合</p>	<p><b>第19章 資材器材等整備計画</b>  第2節 応急復旧資材確保計画  第4 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材及び薬材  毎年5月1日から5月31日までの間において次の資材等を点検整備するものとする。  (略)</p> <p>第3節 食料及び生活必需品の確保計画  第1 生活物資の備蓄  4 備蓄物資の保管  (1) (略)  宮津倉庫：宮津市宇吉原 府宮津総合庁舎内  福知山倉庫：福知山市篠尾 府福知山総合庁舎内  丹波倉庫：船井郡京丹波町曾根崩下代 府立丹波自然運動公園内  亀岡倉庫：亀岡市荒塚町 府亀岡総合庁舎内  京都倉庫：京都市上京区中立売通小川東入三丁町 <u>旧府知的障害者更正相談所</u>  近衛倉庫：京都市左京区吉田近衛町 <u>旧府洛東病院近衛寮</u>  八幡倉庫：八幡市八幡種ノ口 府消防学校  木津倉庫：木津川市木津上戸 府木津総合庁舎内</p> <p>第4 物資輸送拠点の整備  3 府は宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携して、<u>物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。</u></p> <p>第5 (略)</p> <p><u>第6 家庭動物の飼料等の確保</u>  1 家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分(7日分以上が望ましい)のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるよう広報啓発する。  2 家庭動物(犬、猫)のペットフード、一時保管用ケージ等の備蓄資材は、<u>京都動物愛護センターにおいて保管する。</u></p> <p>第7 (略)</p> <p>&lt;図&gt;生活必需品の調達系統  (1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合</p>	<p>字句修正等(健康福祉部)</p> <p>倉庫の移転等(健康福祉部)</p> <p>関西防災・減災プランの変更に伴う修正(府民生活部)</p> <p>防災基本計画との整合(健康福祉部)</p> <p>調達系統の見直し(府民生活部、健康福祉部)</p>
---	--	---	---

一般(23/48)

<p>202</p> <p>206</p> <p>207</p>	<p>府広域振興局 連絡 → 府健康福祉総務課 依頼 → 府消費生活  総務室・地域総務室 414-4548 安全センター</p> <p><b>第20章 防災知識普及計画</b>  第2節 計画の内容  5 普及の内容  (3) 災害発生時における的確な行動  ア～ウ (略)  エ 「災害用伝言ダイヤル1711」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保  オ～ク (略)</p> <p><b>第22章 自主防災組織整備計画</b>  第1節 計画の方針  第1 自主防災組織の具体的な活動  (略)  平常時には、防災知識の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。  (略)</p> <p>第2節 地域における取組  第5 自主防災組織の内容  自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。  <u>(追加)</u></p> <p>2 防災計画の策定  (1) (略)  <u>(追加)</u></p> <p><u>(2) 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。</u></p>	<p>府広域振興局 依頼 → 府消費生活  総務室・地域総務室 安全センター</p> <p><b>第20章 防災知識普及計画</b>  第2節 計画の内容  5 普及の内容  (3) 災害発生時における的確な行動  ア～ウ (略)  エ 「災害用伝言ダイヤル(1711)」、災害用伝言板サービスなど安否情報伝達手段の確保  オ～ク (略)</p> <p><b>第22章 自主防災組織整備計画</b>  第1節 計画の方針  第1 自主防災組織の具体的な活動  (略)  平常時には、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、取るべき避難行動を時系列で整理した避難計画の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。  (略)</p> <p>第2節 地域における取組  第5 自主防災組織の内容  自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるものとする。  なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、<u>自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 防災計画の策定  (1) (略)  <u>(2) 地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。</u>  <u>(3) 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。</u>  <u>(4) 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。</u></p>	<p>字句修正等(西日本電信電話(株))</p> <p>水害等避難行動タイムライン作成指針の作成に伴う修正(府民生活部)</p> <p>女性等多様な視点での防災対策意見交換会に基づく修正(府民生活部)</p> <p>水害等避難行動タイムライン作成指針の作成に伴う修正(府民生活部)</p> <p>女性等多様な視点での防災対策意見交換会に基づく修正(府民生活部)</p>
----------------------------------	--	--	--

一般(24/48)

	(3)～(8) (略)		(5)～(10) (略)	
211	<p><b>第24章 社会福祉施設防災計画</b></p> <p>第1節 現状</p> <p>府内の社会福祉施設は非常災害時において入所者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定し、防火管理者を設け、各所轄消防署の指導のもとに防火管理及び施設入所者の火災等予防指導にあたり、消防計画を策定し所轄消防署に届け出を行っている。</p> <p>(追加)</p>		<p><b>第24章 社会福祉施設防災計画</b></p> <p>第1節 現状</p> <p>府内の社会福祉施設は非常災害時において入所者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定し、防火管理者を設け、各所轄消防署の指導のもとに防火管理及び施設入所者の火災等予防指導にあたり、消防計画を策定し所轄消防署に届け出を行っている。</p> <p>また、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき、市町村の地域防災計画に記載された社会福祉施設等では、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成が義務付けられている。</p>	水防法等の改正等に伴う修正(府民生活部、健康福祉部、建設交通部)
212	<p><b>第25章 交通対策及び輸送計画</b></p> <p>第1節 交通規制対策</p> <p>第2 緊急交通路候補路線の指定</p> <p>災害が発生した場合に、緊急交通路として指定すべき道路(以下「緊急交通路候補路線」という。)を「緊急交通路候補路線一覧表」に示す。</p> <p>第3 緊急交通路候補路線の指定</p> <p>1 警察本部の対策</p> <p>緊急交通路候補路線について、平素からリチウムイオンバッテリー搭載信号機等、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。</p> <p>2 (略)</p>		<p><b>第25章 交通対策及び輸送計画</b></p> <p>第1節 交通規制対策</p> <p>第2 緊急交通路候補路線の指定</p> <p>災害が発生した場合に、緊急交通路として指定すべき道路(以下「緊急交通路指定予定路線」という。)を「緊急交通路指定予定路線一覧表」に示す。</p> <p>第3 緊急交通路指定予定路線の指定</p> <p>1 警察本部の対策</p> <p>緊急交通路指定予定路線について、平素から非常用電源付加装置付信号機等、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。</p> <p>2 (略)</p>	字句修正等(府警察本部)
214	<p>第2節 緊急通行車両等</p> <p>&lt;表&gt;緊急交通路候補路線一覧表</p>		<p>第2節 緊急通行車両等</p> <p>&lt;表&gt;緊急交通路指定予定路線一覧表</p> <p>(最新状況に差し替え)</p>	時点修正(府警察本部)
215	<表>緊急交通候補路線図(高速・自動車専用道路)		<表>緊急交通指定予定路線図(高速・自動車専用道路)	時点修正(府警察本部)
216	<表>緊急交通候補路線図(国道)		<表>緊急交通指定予定路線図(国道)	字句修正等(府警察本部)
217	<表>緊急交通候補路線図(京都市内)		<表>緊急交通指定予定路線図(京都市内)	字句修正等(府警察本部)
	<p><b>第26章 医療助産計画</b></p> <p>第2節 計画の内容</p>		<p><b>第26章 医療助産計画</b></p> <p>第2節 計画の内容</p>	

一般(25/48)

219	(資料)	(資料)		
	公立南丹病院	京都中部総合医療センター		名称変更(健康福祉部)
224	<p><b>第29章 行政機能維持対策計画</b></p> <p>第1節 業務継続性の確保</p> <p>(略)</p> <p>また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>第2節 防災中核機能等の確保、充実</p> <p>府、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中核機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や国等への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p><b>第31章 広域応援体制の整備</b></p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 府内の防災相互応援体制の整備</p> <p>1、2 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第29章 行政機能維持対策計画</b></p> <p>第1節 業務継続性の確保</p> <p>(略)</p> <p>また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。</p> <p>特に府及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりがやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。</p> <p>第2節 防災中核機能等の確保、充実</p> <p>府、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中核機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や近畿総合通信局への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p><b>第31章 広域応援体制の整備</b></p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 府内の防災相互応援体制の整備</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 被災市区町村応援職員確保システムの整備及び災害マネジメント総括支援員の登録(総務省)</p> <p>府は、総務省と連携して、大規模災害時において市町村の行政機能の確保状況を把握した上で、行政機能が低下した被災市区町村に応援職員の派遣等の支援を可能とするための体制を構築するとともに、災害マネジメント総括支援員の派遣を可能とするよう登録する。</p>	<p>防災基本計画との整合(府民生活部)</p> <p>字句修正等(近畿総合通信局)</p> <p>「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱及び災害マネジメント総括支援員の登録に関する要綱について」(平成30年3月23日付け総務省・消防庁通知)に伴う修正(総務部、府民生活部)</p>	
227	<表>緊急消防援助隊登録状況(平成29年4月1日登録)	<表>緊急消防援助隊登録状況(平成30年4月1日登録)		時点修正(京都市)

一般(26/48)

第34章 避難に関する計画

第1節 計画の方針

災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。府民は、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、市町村等は、災害により危険区域にある府民が命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ府民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所等、避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

第2節 避難の周知徹底

第1 事前措置

市町村長、水防管理者等関係機関は、指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり・なだれ・高潮・津波等の危険の予想される地域内の住民に、避難勧告等の意味、適切な避難行動のあり方や、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示し、迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。

また、市町村長は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

第7節 市町村の避難計画

第2 市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル(略)

また、避難勧告等の対象区域、判断時期等について、府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を

第34章 避難に関する計画

第1節 計画の方針

災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。府民は、災害種別毎に自宅等でのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、府及び市町村等は、災害の危険がある区域にいる府民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ府民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

第2節 避難の周知徹底

第1 事前措置

府、市町村、水防管理団体等関係機関は、指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり・なだれ・高潮・津波等の危険の予想される地域内の住民に、避難勧告等の意味、自主的に早めの避難行動をとる等適切な避難行動のあり方、災害危険情報(地域ごとの災害リスク)や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日頃から府民への周知徹底に努めるものとする。また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示し、迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。

また、市町村は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

第7節 市町村の避難計画

第2 市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル(略)

また、避難勧告等の対象区域、判断時期等について、府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備

水害等避難行動タイムライン作成指針の作成に伴う修正(府民生活部)

水害等避難行動タイムライン作成指針の作成に伴う修正(府民生活部)

防災基本計画との整合(府民生活部)

防災基本計画との整合(府民生活部)

えておくものとする。  
(追加)

1～3(略)

4 避難勧告等の伝達・要配慮者の避難支援(略)

また、要配慮者の避難支援について、防災関係部局と福祉関係部局と緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。なお、詳細は第26章において定める。

<表>避難勧告等の発令の参考となる情報

(1) 河川の氾濫等

	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
河川の性格	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川	・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
避難準備・高齢者等避難開始	・氾濫注意情報(洪水注意報)が発表されたとき(※1) ※1 一定時間後(※2)に氾濫注意水位(警戒水位)に到達すると予測される時 ※2 要配慮者の避難に要する時間内で、河川管理者からの情報がある程度の精度を確保できる時間	・避難判断水位(警戒水位)に到達したとき(※1) ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い
避難勧告	・堤防の決壊につながるような漏水等の発見 ・氾濫危険情報(洪水警報)が発表されたとき(※3)	・氾濫危険水位(特別警戒水位)(※2)に到達したとき(※3)	・近隣で浸水が拡大・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる

を整えておくものとする。

なお、国及び府は、市町村等に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

1～3(略)

4 避難勧告等の伝達・要配慮者の避難支援(略)

また、要配慮者の避難支援について、防災関係部局と福祉関係部局と緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。なお、詳細は第27章において定める。

<表>避難勧告等の発令の参考となる情報

(1) 河川の氾濫等

	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
河川の性格	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川	・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
避難準備・高齢者等避難開始	・氾濫注意情報(洪水注意報)が発表されたとき(※1) ※1 基準点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	・避難判断水位に到達したとき(※1) ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い
避難勧告	・堤防の決壊につながるような漏水等の発見 ・氾濫警戒情報(洪水警報)が発表されたとき(※2)	・氾濫危険水位(特別警戒水位)(※2)に到達したとき(※3)	・近隣で浸水が拡大・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる

字句修正等(健康福祉部)

京都府水防計画との整合(建設交通部)

	<p>※3 一定時間後(※4)に氾濫発生水位に到達すると予測される時</p> <p>※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定精度を確保できる時間</p>	<p>※2 氾濫発生水位から一定時間(※4)の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間</p> <p>※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く</p> <p>※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間</p>
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防が決壊</li> <li>堤防が決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見</li> <li>水門等の施設状況(水門が閉まらない等の事故)</li> <li>氾濫発生情報(洪水情報)が発表されたとき(※5)</li> <li>※5 氾濫が発生したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で浸水が床上に及んでいる</li> <li>排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖</li> </ul>

	<p>※2 基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位(特別警戒水位)に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</p>	<p>※2 氾濫発生水位から一定時間(※4)の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間</p> <p>※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く</p> <p>※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間</p>
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防が決壊</li> <li>堤防が決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見</li> <li>水門等の施設状況(水門が閉まらない等の事故)</li> <li>氾濫発生情報(洪水情報)が発表されたとき(※3)</li> <li>※3 洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で浸水が床上に及んでいる</li> <li>排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖</li> </ul>

(2) 土砂災害

	土砂災害警戒区域(もしくは土砂災害危険箇所)
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報システムにおいて、レベル1(凡例黄色)に到達したとき(同時に「土砂災害警戒情報」が発表)</li> <li>近隣で前兆現象(湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化)の発見</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報システムにおいて、レベル2(凡例橙色)に到達したとき</li> <li>近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のほらみ、擁壁・道路等にクラック発生)の発見</li> </ul>
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報システムにおいて、レベル3(凡例赤色)に到達したとき</li> <li>近隣で土砂災害が発生</li> <li>近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の発生、斜面の亀裂等)の発見</li> </ul>

239 第8節 防災上重要な施設の計画  
 学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。  
 (追加)

第37章 都市公園施設防災計画

245 第1節 現況  
 府立都市公園は、現在12箇所、418.7ヘクタールある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

<表>京都府立都市公園(平成29年4月1日現在)  
 都市公園名 鴨川公園  
 共用面積(ha) 37.3  
 合計 418.7

(2) 土砂災害

	土砂災害警戒区域(もしくは土砂災害危険箇所)
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達する場合</li> <li>大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</li> <li>近隣で前兆現象(湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化)の発見</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のほらみ、擁壁・道路等にクラック発生)の発見</li> </ul>
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報システムにおいて、レベル3(凡例赤色)に到達したとき</li> <li>近隣で土砂災害が発生</li> <li>近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の発生、斜面の亀裂等)の発見</li> </ul>

第8節 防災上重要な施設の計画  
 学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。  
 また、これらの施設のうち、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき市町村の地域防災計画に記載されたものは、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画(避難確保計画)を作成するものとする。

第37章 都市公園施設防災計画

第1節 現況  
 府立都市公園は、現在12箇所、418.8ヘクタールある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

<表>京都府立都市公園(平成30年4月1日現在)  
 都市公園名 鴨川公園  
 共用面積(ha) 37.4  
 合計 418.8

「避難勧告等に関するガイドライン」に基づく修正(京都地方気象台)

水防法等の改正等に伴う修正(府民生活部、健康福祉部、建設交通部、教育庁)

時点修正(建設交通部)

<p>第2 災害警戒本部の設置等</p> <p>1 府の地域に災害が発生するおそれがあるときは、直ちに危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、指示・調整を行うなど、<u>厳重な警戒体制をとるとともに、災害警戒本部の設置及び閉鎖については、必要に応じて、危機管理監、府民生活部長、健康福祉部長、農林水産部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事が決定する。</u>(災害警戒本部長…知事)</p> <p>ただし、府の地域に大雨注意報、洪水注意報、暴風警報、暴風雪警報若しくは大雨警報、震度4、5弱若しくは5強の地震又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに設置する。</p> <p>2 災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。</p> <p>ただし、地震等の場合は別に「震災対策計画編」等で定める。</p> <p>(1) 災害警戒本部基本配備</p> <p>大雨注意報、洪水注意報、暴風警報又は暴風雪警報が、府内全域又は一部の地域に発表されたとき。</p> <p>(3) 災害警戒本部2号配備</p> <p>ア、イ(略)</p> <p>ウ 知事が、京都地方気象台から「東海地震に関する調査情報(臨時)」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」の通報を受け、必要と認めたとき。</p> <p>3、4(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第2 災害警戒本部の設置等</p> <p>1 府の地域に災害が発生するおそれがあるときは、<u>知事は災害警戒本部の設置を決定し、直ちに危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約等の指示・調整を行う。</u>(災害警戒本部長…知事)</p> <p>ただし、府の地域に大雨注意報、洪水注意報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報、波浪警報、高潮警報若しくは大雨警報、震度4、5弱若しくは5強の地震又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに設置する。</p> <p>また、災害が発生するおそれが解消したときは、知事(災害警戒本部長)が閉鎖を決定する。</p> <p>2 災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。</p> <p>ただし、地震等の場合は別に「震災対策計画編」等で定める。</p> <p>(1) 災害警戒本部基本配備</p> <p>大雨注意報、洪水注意報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報、波浪警報、高潮警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。</p> <p>(3) 災害警戒本部2号配備</p> <p>ア、イ(略)</p> <p>(削除)</p> <p>3、4(略)</p> <p>5 京都府危機管理緊急参集チームの参集等</p> <p>(1) 府の地域で被害が発生するおそれがあるとき又は被害が発生したときは、<u>危機管理監、次の関係部局の長等及び防災監で構成する緊急参集チームが参集する。</u></p> <p>知事直轄組織(職員長)</p> <p>環 境 部 健 康 福 祉 部 農 林 水 産 部 建 設 交 通 部 警 察 本 部</p> <p>(2) 緊急参集チームの参集は、次の基準による。</p> <p>ア 次の場合は直ちに参集する。</p> <p>(7) 府内全域又は一部の地域に特別警報が発表されたとき</p> <p>(イ) 府の地域に避難勧告又は避難指示(緊急)が発令されたとき</p> <p>(ウ) 府の地域に震度5強の地震が観測されたとき又は津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき</p> <p>イ 危機管理監は、被害状況に応じて必要と認めたときは、緊急参集</p>	<p>災害警戒本部の設置基準の見直し(府民生活部)</p> <p>大規模地震対策特別措置法の運用停止(府民生活部)</p> <p>危機管理体制の充実・強化(府民生活部)</p>
--	--	--

<p>5 (略)</p> <p>253 第6 事故警戒(対策)本部の設置</p> <p>1 事故警戒本部</p> <p>(1) 事故警戒本部の設置等</p> <p>突発的重大事故が発生し、被害が予測されるときは、直ちに危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、<u>厳重な警戒体制をとるとともに、事故警戒本部の設置及び閉鎖については、必要に応じて、危機管理監、府民生活部長、健康福祉部長、関係部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事が決定する。</u>(本部長…知事)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 事故対策本部</p> <p>(1) 事故対策本部の設置</p> <p>突発的重大事故が発生し、相当な被害が予想される場合は、<u>危機管理監、府民生活部長、健康福祉部長、関係部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事が事故対策本部の設置を決定する。</u>(本部長…知事)</p> <p>256 第6節 広域応援協力計画</p> <p>第1 国に対する応援要請</p> <p>4 知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第24条の3の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。</p> <p>258 第7節 災害対策本部の設置及び閉鎖</p> <p>第1 状況判断</p> <p>(略)</p> <p>災害警戒本部によって収集された上記に掲げる情報等が、深刻化した場合は、<u>危機管理監、次の機関の長及び防災監が集まり、災害対</u></p>	<p>チームを招集するものとする。</p> <p>(3) 緊急参集チームは、主として次の業務を行う。</p> <p>ア 迅速かつ円滑な被害状況の情報共有及び応急措置</p> <p>イ 災害対策本部設置の協議</p> <p>ウ その他災害予防及び被害軽減に係る必要な措置</p> <p>6 (略)</p> <p>第6 事故警戒(対策)本部の設置</p> <p>1 事故警戒本部</p> <p>(1) 事故警戒本部の設置等</p> <p>突発的重大事故が発生し、被害が予測されるときは、<u>知事は事故警戒本部の設置を決定し、直ちに危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動等の指示・調整を行う。</u>(本部長…知事)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 緊急参集チームの招集等</p> <p>危機管理監は、被害の程度等に応じて必要と認めたとき、<u>関係部局の長等及び防災監で構成する緊急参集チームを招集する。</u></p> <p>緊急参集チームは、「一般計画編第3編第1章第2節」に掲げる業務を行う。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 事故対策本部</p> <p>(1) 事故対策本部の設置</p> <p>突発的重大事故が発生し、相当な被害が予想される場合は、<u>緊急参集チームによる協議の結果を踏まえ、知事が事故対策本部の設置を決定する。</u>(本部長…知事)</p> <p>第6節 広域応援協力計画</p> <p>第1 国に対する応援要請</p> <p>4 知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第44条の3の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。</p> <p>第7節 災害対策本部の設置及び閉鎖</p> <p>第1 状況判断</p> <p>(略)</p> <p>災害警戒本部によって収集された上記に掲げる情報等が深刻化した場合は、<u>緊急参集チームは災害対策本部の設置について協議する。</u></p>	<p>災害警戒本部の設置基準の見直し(府民生活部)</p> <p>危機管理体制の充実・強化(府民生活部)</p> <p>危機管理体制の充実・強化(府民生活部)</p> <p>字句修正等(府民生活部)</p> <p>危機管理体制の充実・強化(府民生活部)</p>
--	---	--

	<p>策本部の設置について協議する。</p> <p>京 都 府 府 民 生 活 部  // 健 康 福 祉 部  // 農 林 水 産 部  // 建 設 交 通 部  // 警 察 本 部</p> <p><u>ただし、大規模な火事又は地震等予測し難い災害が発生した場合は、その被害の程度により判断する。</u></p>	(削除)	
259	<p>第8節 災害対策本部の組織等</p> <p>第1 災害対策本部の運用</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 国が非常（緊急）災害現地対策本部又は政府現地連絡調整室若しくは政府現地災害対策室を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。</p>	<p>第8節 災害対策本部の組織等</p> <p>第1 災害対策本部の運用</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 国が非常（緊急）災害現地対策本部又は政府現地連絡調整室若しくは政府現地災害対策室を、<u>関西広域連合が現地支援本部を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。</u></p>	<p>関西防災・減災プランの変更に伴う修正(府民生活部)</p>
260	<p>&lt;表&gt;京都府災害対策本部組織図</p> <p>災害対策本部会議  危機管理監  (追加)  (略)</p> <p>職員部  総務事務班</p> <p>文化スポーツ部  文化芸術振興班  文化交流事業班</p> <p>健康福祉部  救助班</p> <p>商工労働観光部</p> <p>&lt;表&gt;災害対策本部の事務分掌</p> <p>・職員部</p>	<p>&lt;表&gt;京都府災害対策本部組織図</p> <p>災害対策本部会議  危機管理監  企画調整理事  (略)</p> <p>職員部  (削除)</p> <p>文化スポーツ部  文化芸術班  (削除)</p> <p>健康福祉部  健康福祉総務班</p> <p>企画調整理事・商工労働観光部</p> <p>&lt;表&gt;災害対策本部の事務分掌</p> <p>・職員部</p>	<p>組織改編に伴う修正(企画調整理事)</p> <p>字句修正等(職員長G)</p> <p>組織改編に伴う修正(文化スポーツ部)</p> <p>名称変更(健康福祉部)</p> <p>組織改編に伴う修正(企画調整理事付)</p>
261	<p>班名 動員・厚生班</p> <p>班長担当職 <u>給与厚生課長</u></p>	<p>班名 動員・厚生班</p> <p>班長担当職 <u>職員総務課長</u></p>	<p>字句修正等(職員長G)</p>
262	<p>・文化スポーツ部</p> <p>班名 <u>文化芸術振興班</u></p>	<p>・文化スポーツ部</p> <p>班名 <u>文化芸術班</u></p>	<p>組織改編に伴う修正(文化スポーツ部)</p>

一般(33/48)

263	<p>班長担当職 <u>文化芸術振興課長</u></p> <p>事務分掌 1 <u>文化芸術関係施設、資料等の被害状況調査及び応急措置に関すること。</u></p> <p>班名 <u>文化交流事業班</u></p> <p>班長担当職 <u>文化交流事業課長</u></p> <p>事務分掌 1 <u>部内他班の応援に関すること。</u></p> <p>・健康福祉部</p> <p>班名 <u>救助班</u></p> <p>事務分掌 1～3 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>4、5 (略)</p> <p>班名 <u>健康対策班</u></p> <p>事務分掌 1 <u>巡回健康相談スタッフの派遣に関すること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>班名 <u>介護・地域福祉班</u></p> <p>事務分掌 1 <u>社会福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。</u></p> <p>2、3 (略)</p>	<p>班長担当職 <u>文化芸術課長</u></p> <p>事務分掌 1 <u>部内他班の応援に関すること。</u></p> <p>(削除)</p> <p>・健康福祉部</p> <p>班名 <u>健康福祉総務班</u></p> <p>事務分掌 1～3 (略)</p> <p>4 <u>巡回健康相談、医療救護等に係る保健・医療・福祉活動チームの情報収集及び必要な連絡調整の実施に関すること。</u></p> <p>5、6 (略)</p> <p>班名 <u>健康対策班</u></p> <p>事務分掌 1 <u>保健師・栄養士の派遣及び保健活動に関する情報収集に関すること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>班名 <u>介護・地域福祉班</u></p> <p>事務分掌 1 <u>社会福祉施設(他班の所管を除く)の被害状況調査及び応急措置に関すること。</u></p> <p>2、3 (略)</p>	<p>名称変更(健康福祉部)</p> <p>京都府災害時保健師活動マニュアル等の策定に伴う修正(健康福祉部)</p> <p>京都府災害時保健師活動マニュアル等の策定に伴う修正(健康福祉部)</p> <p>字句修正等(健康福祉部)</p>
264	<p>・商工労働観光部</p> <p>部長及び副部長担当職 部長  (追加)  商工労働観光部長</p> <p>班名 <u>産業立地班</u></p> <p>事務分掌 1 (略)</p> <p>2 <u>災害時における電力供給についての連絡調整に関すること。</u></p>	<p>・企画調整理事・商工労働観光部</p> <p>部長及び副部長担当職 部長  企画調整理事  商工労働観光部長</p> <p>班名 <u>産業立地班</u></p> <p>事務分掌 1 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>組織改編に伴う修正(企画調整理事付)</p> <p>字句修正等(商工労働観光部)</p>
266	<p>・教育部</p> <p>班名 <u>学校教育班</u></p> <p>事務分掌 1 <u>災害地における小中学校児童生徒等の応急教育に関すること。</u></p> <p>2 <u>小中学校の教育計画の変更に関すること。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>・教育部</p> <p>班名 <u>学校教育班</u></p> <p>事務分掌 1 <u>災害地における小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒等の応急教育に関すること。</u></p> <p>2 <u>小学校、中学校及び義務教育学校の教育計画の変更に関すること。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>字句修正等(教育庁)</p>

一般(34/48)

	<p>・警察本部 班名 警備班 事務分掌 1 災害地における応急措置に関すること。 2～4 (略)</p> <p>班名 生活安全班 事務分掌 1 災害地の犯罪予防に関すること。 2、3 (略)</p> <p>班名 地域班 事務分掌 1 災害地の警戒警らに関すること。 2、3 (略) 4 津波予報の伝達に関すること。</p> <p>班名 交通班 事務分掌 1 災害地及びその周辺における交通規制に関すること。 2、3 (略)</p>	<p>・警察本部 班名 警備班 事務分掌 1 被災地における応急措置に関すること。 2～4 (略)</p> <p>班名 生活安全班 事務分掌 1 被災地の犯罪予防に関すること。 2、3 (略)</p> <p>班名 地域班 事務分掌 1 被災地の警戒警らに関すること。 2、3 (略) (削除)</p> <p>班名 交通班 事務分掌 1 被災地及びその周辺における交通規制に関すること。 2、3 (略)</p>	<p>内部規程との整合(府警察本部)</p>
267	<p>第9節 航空運用調整班運用計画 (追加)</p> <p>第1～3 (略)</p>	<p>第9節 航空運用調整班運用計画 京都府災害対策本部航空運用調整班の運用計画について定める。 なお、あらかじめ消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリ等災害時の航空機の利用について協議する。</p> <p>第1～3 (略)</p>	<p>防災基本計画との整合(府民生活部)</p>
268	<p>第10節 現地災害対策本部運用計画 第3 現地災害対策本部の職員 &lt;表&gt; その他の職員 災害対策課長</p>	<p>第10節 現地災害対策本部運用計画 第3 現地災害対策本部の職員 &lt;表&gt; その他の職員 防災消防企画課長</p>	<p>字句修正等(府民生活部)</p>
272	<p>第2章 動員計画 第2節 災害警戒本部の動員 部名 府民生活部 基本配備 災害対策課 1号配備 災害対策課 2号配備 災害対策課</p>	<p>第2章 動員計画 第2節 災害警戒本部の動員 部名 府民生活部 基本配備 災害対策課 1号配備 災害対策課 2号配備 災害対策課</p>	<p>字句修正等(府民生活部)</p>
275	<p>&lt;表&gt;災害対策本部要員動員計画表 文化スポーツ部 1号動員 文化芸術振興班 1 文化交流事業班 1 2号動員 文化芸術振興班 1</p>	<p>&lt;表&gt;災害対策本部要員動員計画表 文化スポーツ部 1号動員 文化芸術班 1 (削除) 2号動員 文化芸術班 1</p>	<p>組織改編に伴う修正(文化スポーツ部)</p>

一般(35/48)

	<p>文化交流事業班 1</p> <p>健康福祉部 1号動員 救助班 2号動員 救助班</p> <p>商工労働観光部</p>	<p>(削除)</p> <p>健康福祉部 1号動員 健康福祉総務班 2号動員 健康福祉総務班</p> <p>企画調整理事・商工労働観光部</p>	<p>名称変更(健康福祉部)</p>
280	<p>第3章 通信情報連絡活動計画 第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 第3 責務 2 府 (2) 情報の報告及び通報 ア、イ (略) (追加) ウ (略)</p> <p>第4節 通信手段の確保 第1 災害時の通信連絡 (略) また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況(ふくそう)になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社(関西総支社)及びソフトバンク株式会社は「災害用伝言板サービス」を提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。</p>	<p>第3章 通信情報連絡活動計画 第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 第3 責務 2 府 (2) 情報の報告及び通報 ア、イ (略) ウ 府は、関西広域連合の求めに応じ、取りまとめた被害状況を応援受援調整支援システムを活用して、遅滞なく報告するものとする。 エ (略)</p> <p>第4節 通信手段の確保 第1 災害時の通信連絡 (略) また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況(ふくそう)になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル(171)」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社(関西総支社)及びソフトバンク株式会社は災害用伝言板サービスを提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。</p>	<p>組織改編に伴う修正(企画調整理事付)</p> <p>関西防災・減災プランの変更に伴う修正(府民生活部)</p>
281	<p>第2 非常通信の利用 (略)</p> <p>第3 孤立防止対策用衛星電話の使用 (略)</p> <p>第4、5 (略)</p>	<p>第2 非常通信の利用 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>第3、4 (略)</p>	<p>字句修正等(西日本電信電話(株))</p> <p>孤立防止対策用衛星電話の廃止に伴う修正(西日本電信電話(株))</p>
282	<p>第6 移動通信機器の貸与 災害応急対策のため必要とする無線機器が不足する場合は、府は国や通信事業者へ移動通信機器(衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線)の貸与申請等を行い通信手段の確保を図るものとする。</p>	<p>第5 移動通信機器の貸与 災害応急対策のため必要とする無線機器が不足する場合は、府は近畿総合通信局や通信事業者へ移動通信機器(衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線)の貸与申請等を行い通信手段の確保を図るものとする。</p>	<p>字句修正等(近畿総合通信局)</p>

一般(36/48)

285	<p>&lt;表&gt;被害程度の認定規準 用語 文教施設 被害程度認定規準 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。</p>	<p>&lt;表&gt;被害程度の認定規準 用語 文教施設 被害程度認定規準 小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。</p>	字句修正等(教育庁)
287	<p>&lt;表&gt;防災関係機関と災害対策本部各部の分担 関係機関 近畿地方整備局 (略) (淀川ダム統合管理事務所) (追加) (独)水資源機構(関西・吉野川支社) 対策本部担当部・班 建設交通部水防班(砂防課)</p>	<p>&lt;表&gt;防災関係機関と災害対策本部各部の分担 関係機関 近畿地方整備局 (略) (淀川ダム統合管理事務所) (木津川上流河川事務所) (独)水資源機構(関西・吉野川支社) 対策本部担当部・班 建設交通部水防班(砂防課)</p>	字句修正等(建設交通部)
298	<p><b>第6章 消防活動計画</b> 第2節 計画の内容 第3 火災・災害等の情報及び報告 火災・災害等の災害が発生した場合において、主たる災害の発生した地域の市町村長は次により調査のうえ、災害対策に必要な情報に意見を添えて報告する。府はこの情報により計画に基づいて、必要な対策を講ずるとともに、消防庁に報告する。なお、この報告をもって、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官通知)に定める火災即報とみなすものとする。</p>	<p><b>第6章 消防活動計画</b> 第2節 計画の内容 第3 火災・災害等の情報及び報告 火災・災害等が発生した場合において、主たる災害の発生した地域の市町村長は次により調査のうえ、災害対策に必要な情報に意見を添えて報告する。府はこの情報により計画に基づいて、必要な対策を講ずるとともに、消防庁に報告する。なお、この報告をもって、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官通知)に定める火災即報とみなすものとする。</p>	字句修正等(府民生活部)
307	<p><b>第8章 避難に関する計画</b> 第1節 計画の方針 (略) 府民は、気象予報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。また、市町村から避難勧告が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。</p>	<p><b>第8章 避難に関する計画</b> 第1節 計画の方針 (略) 府民は、気象予報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、府民は必要に応じて避難勧告等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市町村から避難勧告が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。</p>	水害等避難行動タイムライン作成指針の作成に伴う修正(府民生活部)
313	<p>第7節 避難者健康対策 第3 支援活動体制及び活動内容 被災者の健康問題に対応するため、被災地市町村と府は保健師や栄養士等の支援チーム及び災害派遣福祉チーム(DWAT)を編成し支援活動にあたる。</p>	<p>第7節 避難者健康対策 第3 支援活動体制及び活動内容 発災時には、被災者の健康問題に対応するため、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府災害時保健師活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。</p>	京都府災害時保健師活動マニュアル等の策定に伴う修正(健康福祉部)

<p>1 災害発生から概ね2週間 (1) 自宅滞在している被災者への保健活動 ア 地域住民の被災状況を把握するとともに、居宅滞在者の健康調査を実施する。 イ 健康維持や生活活動等に必要保健・医療・福祉(介護)の情報を提供するとともに必要に応じた支援を行う。 (2) 避難所の被災者への保健活動 ア 被災住民への健康相談により、被災者の健康状況を把握する。 イ 医療が必要な者を早期に見出し必要な医療・保健指導を行うため、巡回診療体制を準備し実施する。 ウ 避難所支援関係者との連絡調整、連携、情報共有により、環境整備を図る。 エ 衛生管理、栄養管理を行い、感染症予防や疾病の発症、重症化の予防に努める。 (3) 支援体制の企画・調整活動 ア 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。 イ 居宅及び避難所の被災者への支援体制づくり及び調整を行う。 ウ 救護所や災害派遣精神医療チーム(DPAT)等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。 エ 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。 オ 必要物品・設備の点検及び整備、調整を行う。 2 災害発生概ね2週間以降 (1) 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりを支援する。 (2) 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的・社会的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実施する。 (3) 一時避難所から仮設住宅入居あるいは自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。 (4) 通常業務を再開するための体制づくりを行う。</p>	<p>また、災害派遣福祉チーム(DWAT)を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。 1 支援体制の企画・調整活動 ア 保健活動に関する情報収集等を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整し、居宅及び避難所の支援体制を確立する。 イ 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。 ウ 救護所や災害派遣精神医療チーム(DPAT)等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。 エ 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。 オ 必要物品・設備の点検、整備及び調整を行う。 2 災害発生時から復興期までの支援活動 災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までフェーズ0からフェーズ5までの6段階に分けて時期に応じた活動を実施する。 (1) 概ね災害発生後24時間以内(フェーズ0 初動体制の確立) ア 保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集する。 イ 災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保を行う。 (2) 概ね災害発生後72時間以内(フェーズ1 緊急対策期) ア 被災地の健康被害状況に基づき、国に派遣チームの派遣を要請し、支援体制を整備する。 イ 被災者リストを作成し、避難者の健康実態、衛生状態などの生活実態、栄養状態等について調査し、災害保健活動の方針を決定する。 ウ 避難者の健康課題や要配慮者の早期発見を行い、避難所等の環境整備や適切な場所への移動を支援し、感染症や疾病の重症化等二次的な健康被害を予防する。 エ 医療・看護・介護チーム等と連携し、避難生活における医療継続の体制整備を行う。 オ 感染症、エコノミー症候群、ロコモ予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。 (3) 災害発生後概ね3日～2週間(フェーズ2 応急対策期 避難所が中心) ア 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりなど、自主的な避難所運営に移行できるよう支援する。 イ 避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活によるストレス状況への対応に留意し、派遣チーム・専門家チーム等との連携・情報共有を十分に行う。 (4) 災害発生後概ね2週間から2か月(フェーズ3 応急対策期 避難所から仮設住宅入居まで) ア 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的健康問題の変化を把握し、</p>	
--	--	--

<p>318</p> <p>第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>〈表〉</p> <p>必要とされる対策 ○災害伝言ダイヤル等の運用開始</p>	<p>支援方法について検討し実行する。</p> <p><u>イ 避難所から仮設住宅入居又は自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。</u></p> <p>(5) 災害発生後概ね2か月から1年まで（フェーズ4 復旧・復興対策期）</p> <p><u>ア 新たなコミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援を行う。</u></p> <p><u>イ 健康調査を実施し、各種健康相談やサロン活動を早期に実施し、孤独死や閉じこもりを予防する。</u></p> <p><u>ウ 応援・派遣保健師等の調整、終了時期の検討等通常業務の再開と生活再建に向けた活動支援の計画・実施を行う。</u></p> <p>(6) 災害発生後概ね1年以降（フェーズ5 復興支援期）</p> <p><u>ア 住み慣れてきた復興住宅から、再び移動することに伴う生活不安や新たな健康問題を支援する。</u></p> <p><u>イ 被災自治体職員や外部支援者へのこのころのケアと健康管理を継続的に行う。</u></p>	<p>字句修正等(西日本電信電話(株))</p> <p>字句修正等(府民生活部)</p> <p>関西防災・減災プランの変更に伴う修正(府民生活部)</p>
<p>320</p> <p>第10章 食料供給計画(府健康福祉部・府農林水産部・府近畿農政局生産部)</p> <p>第2節 食料供給の実施方法</p> <p>第2 食料の供給系統</p> <p>1 (略)</p> <p>2 府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市町村の定める地域内輸送拠点に輸送する。また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、緊急で市町村の地域内物資輸送拠点を經由するいとまがないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(追加)</p>	<p>第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>〈表〉</p> <p>必要とされる対策 ○災害伝言ダイヤル(171)等の運用開始</p> <p>第10章 食料供給計画(府府民生活部・府健康福祉部・府農林水産部・府近畿農政局生産部)</p> <p>第2節 食料供給の実施方法</p> <p>第2 食料の供給系統</p> <p>1 (略)</p> <p>2 府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市町村の定める地域内輸送拠点に輸送する。また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資(府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。)について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資輸送拠点の代替に努める。</p> <p>3 府は、府の広域物資輸送拠点が被災すること等により使用不能に陥った場合、又は、物資の滞留により円滑な物資供給を行うことができない場合には、関西広域連合に対し、代替施設として、救護物資の受け入れ等の役割を担う基幹的物資拠点(0(ゼロ)次物資拠点)を開設するよう要請する。</p>	<p>字句修正等(府民生活部)</p> <p>関西防災・減災プランの変更に伴う修正(府民生活部)</p>

<p>321</p> <p>第3節 給食に必要な米穀の確保</p> <p>第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1の報告を受けた知事は、第2に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定めるところにより、<u>生産局長</u>に対し、政府所有米穀の供給を要請する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第11章 生活必需品等供給計画</p> <p>第3節 物資調達計画等</p> <p>第4 物資の供給系統</p> <p>1 (略)</p> <p>2 府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市町村の定める地域内輸送拠点に輸送する。また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、緊急で市町村の地域内物資輸送拠点を經由するいとまがないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(追加)</p> <p>3 物資配達は、物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。</p>	<p>4 府は宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。</p> <p>第3節 給食に必要な米穀の確保</p> <p>第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1の報告を受けた知事は、第2に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定めるところにより、<u>政策統括官</u>に対し政府所有米穀の供給を要請する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第11章 生活必需品等供給計画</p> <p>第3節 物資調達計画等</p> <p>第4 物資の供給系統</p> <p>1 (略)</p> <p>2 府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市町村の定める地域内輸送拠点に輸送する。また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資(府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。)について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資輸送拠点の代替に努める。</p> <p>3 府は、府の広域物資輸送拠点が被災すること等により使用不能に陥った場合、又は、物資の滞留により円滑な物資供給を行うことができない場合には、関西広域連合に対し、代替施設として、救護物資の受け入れ等の役割を担う基幹的物資拠点(0(ゼロ)次物資拠点)を開設するよう要請する。</p> <p>4 府は宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。</p>	<p>字句修正等(近畿農政局)</p> <p>関西防災・減災プランの変更に伴う修正(府民生活部)</p> <p>字句修正等(府民生活部)</p>
<p>325</p> <p>第8節 燃料の確保</p> <p>(追加)</p>	<p>第8節 燃料の確保</p> <p>第1 府は、京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給要請を行う。</p>	<p>字句修正等(府民生活部)</p>

	(追加)		
	府は、災害が発生した場合に、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の燃料確保が困難な場合、府の区域内の個々の要請案件について、要請する燃料の油種や数量、案件の優先度等を提示し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。		
	<b>第13章 住宅対策計画(府建設交通部・府健康福祉部・近畿中国森林管理局)</b>		
331	第3節 応急仮設住宅 第1 仮設住宅の建設(略) 知事は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者のあっせんその他の協力を得るため、社団法人プレハブ建築協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結しておくものとする。  (略)	第2 経済産業大臣が石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」の実施を勧告した場合においては、石油精製業者等は、系列を超えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制を速やかに構築し、被災により供給が不足する事態が生じた地域の燃料供給体制を早期に復旧させる。	字句修正等(健康福祉部)
333	第6節 市町村地域防災計画で定める事項 第1 応急仮設住宅 1 入居者選考の機関の設置(入居者の決定は知事が行うが、市町村長はその補助機関として)	第3節 応急仮設住宅 第1 仮設住宅の建設(略) 知事は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者のあっせんその他の協力を得るため、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会とそれぞれ「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結しておくものとする。  (略)	一般社団法人全国木造建設事業協会との協定締結等(建設交通部)
337	<b>第14章 医療助産計画</b> 第3節 計画の方法及び内容 〈表〉市町村から府を通じて国立病院等に応援要請する場合の連絡系統 市立舞鶴市民病院 0773-62-2630 公立南丹病院  京都大学附属病院 〈表〉空輸のために応援要請をする場合の連絡系統 京都市消防局消防指令センター  212-6750 第八管区海上保安本部警備救難部救難課	第3節 計画の方法及び内容 〈表〉市町村から府を通じて国立病院等に応援要請する場合の連絡系統 市立舞鶴市民病院 0773-60-9020 京都中部総合医療センター  京都大学医学部附属病院 〈表〉空輸のために応援要請をする場合の連絡系統 京都市消防局消防指令センター  212-6700 第八管区海上保安本部警備救難部環境防災課	字句修正等(府民生活部)
338			字句修正等(京都市) 組織改編に伴う修正(第八管区海上保安本部)

一般(41/48)

	<b>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画</b> 第1節 防疫及び保健衛生計画 第4 家庭動物の保護及び収容対策 1 実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、市町村及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。  2 実施方法 (1)～(3) (略) (追加) (4)～(7) (略)		
340			
342	第3節 遺体の捜索、処理及び埋火葬計画 第3 遺体の処理 2 処理の内容 (3) 検案 原則として救護班により行う。 警察官、海上保安官が死体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、検視規則、死体取扱規則又は海上保安庁死体取扱規則等の諸規程に基づき検視その他所要の措置を行う。	第1節 防疫及び保健衛生計画 第4 家庭動物の保護及び収容対策 1 実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、「災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、動物救護対策本部を設置し、市町村及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。  2 実施方法 (1)～(3) (略) (4) 被災動物(同行避難した動物数等)の情報を収集する。 (5)～(8) (略)	防災基本計画との整合(健康福祉部)
343	第4 遺体の埋火葬 3 埋火葬体制の整備 (1) 府は、市町村相互間及び近隣府県との協力のもとに、災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための広域的な協力連携体制を確立するとともに、災害時には市町村と連携して、広域的な埋火葬の実施を支援する。 (2)、(3) (略)	第3節 遺体の捜索、処理及び埋火葬計画 第3 遺体の処理 2 処理の内容 (3) 検案 原則として救護班により行う。 警察官、海上保安官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則又は海上保安庁死体取扱規則等の諸規程に基づき検視その他所要の措置を行う。	字句修正等(府警察本部)
347	<b>第17章 障害物除去計画</b> 第2節 計画の内容 第1 住宅関係障害物除去 1 除去活動の実施要領 (1)、(2) (略) (3) 労力又は機械力が不足する場合は府(土木事務所)に要請し、隣接市町村からの派遣を求める。 (4) (略)	第4 遺体の埋火葬 3 埋火葬体制の整備 (1) 府は、市町村相互間及び近隣府県との協力のもとに、別途定めた「京都府広域火葬計画」により、災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための広域的な協力連携体制を確立するとともに、災害時には市町村と連携して、広域的な埋火葬の実施を支援する。 (2)、(3) (略)	京都府広域火葬計画の策定に伴う修正(健康福祉部)
354	<b>第20章 輸送計画</b> 第5節 緊急通行車両の取扱い	<b>第17章 障害物除去計画</b> 第2節 計画の内容 第1 住宅関係障害物除去 1 除去活動の実施要領 (1)、(2) (略) (3) 労力又は機械力が不足する場合は、災害対策基本法第67条に基づき他の市町村からの応援を求める。 (4) (略)	字句修正等(建設交通部)
		<b>第20章 輸送計画</b> 第5節 緊急通行車両の取扱い	字句修正等(府警察本部)

一般(42/48)

	<p>第1 権限の委任 災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両の確認は、交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下この節において「交通規制課長等」という。）において行う。</p>	<p>第1 事務の取扱者 交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下、この節において「交通規制課長等」という。）は、災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両等の確認を行う。</p>	
355	<p>第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項 1 (略) 2 通行を認める期間 緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘案して弾力的に運用することとなるが、反復継続して同一の区間を通行するものについては、<u>1箇月</u>を限度とすること。 3 指導事項 (1) 標章の裏面に記載した注意事項及び条件を遵守させること。 (2) その他事案に応じて必要と認める事項</p>	<p>第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項 1 (略) 2 通行を認める期間 緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘案して弾力的に運用することとなるが、反復継続して同一の区間を通行するものについては、<u>標章の発行の日の翌日から起算して1箇月後の日まで</u>を限度とすること。 3 指導事項 (削除)  その他事案に応じて必要と認める事項</p>	
357	<p>第8節 市町村地域防災計画で定める事項 〈表〉2 海上輸送を要請する場合 第八管区海上保安本部警備救難部救難課  〈表〉3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 京都市消防局消防指令センター 212-6750  第八管区海上保安本部警備救難部救難課</p>	<p>第8節 市町村地域防災計画で定める事項 〈表〉2 海上輸送を要請する場合 第八管区海上保安本部警備救難部環境防災課  〈表〉3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 京都市消防局消防指令センター 212-6700 第八管区海上保安本部警備救難部環境防災課</p>	<p>組織改編に伴う修正(第八管区海上保安本部)  字句修正等(京都市)  組織改編に伴う修正(第八管区海上保安本部)</p>
363	<p>第2 1章 交通規制に関する計画 第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 1 府警察本部等の対策 (1)～(3) (略) (4) 警察本部長は、法交通規制を実施した場合において、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めるときは、<u>う回路を指定する</u>。  (5)～(9) (略)</p>	<p>第2 1章 交通規制に関する計画 第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 1 府警察本部等の対策 (1)～(3) (略) (4) 警察本部長は、法交通規制を実施した場合において、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めるときは、<u>道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする</u>。 (5)～(9) (略)</p>	<p>字句修正等(府警察本部)</p>
370	<p>第5節 異常気象時における道路通行規制要領 〈表〉道路・交通の災害情報等の伝達系統</p>	<p>第5節 異常気象時における道路通行規制要領 〈表〉道路・交通の災害情報等の伝達系統 (最新状況に差し替え)</p>	<p>字句修正等(近畿地方整備局)</p>

一般( 43/48 )

373～	〈表〉異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	〈表〉異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 (最新状況に差し替え)	時点修正(建設交通部)
375			
377～	〈表〉特殊通行規制区間及び道路通行規制基準	〈表〉特殊通行規制区間及び道路通行規制基準 (最新状況に差し替え)	時点修正(建設交通部)
379			
387	<p>〈表〉特殊通行規制区間 西坂蓼原線 河守KTRアンダーパス (略) (追加)</p>	<p>〈表〉特殊通行規制区間 西坂蓼原線 河守KTRアンダーパス (略) 宇治淀線 寺山</p>	時点修正(建設交通部)
388	〈表〉異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準(京都市)	〈表〉異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準(京都市) (最新状況に差し替え)	時点修正(京都市)
391	<p>第2 2章 災害警備計画 〈表〉警備計画の連絡系統 府対策本部</p>	<p>第2 2章 災害警備計画 〈表〉警備計画の連絡系統 府対策本部</p>	字句修正等(府警察本部)
392	<p>第2 3章 道路除雪計画 第2節 近畿地方整備局道路除雪計画(国土交通省) 第1 警戒体制及び緊急体制への移行の時点 1 警戒体制への移行の時点 京都府管内の指定観測点のうち、その観測点の1/2以上が<u>ほぼ警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他を勘案し、局長が知事と協議して警戒体制に移行を決定し、当該体制に入るものとする。</u> 2 緊急体制への移行の時点 京都府管内の指定観測点のうち、その大部分が警戒積雪深を大幅に<u>突破し主要路線における降雪、降雪強度その他を勘案し、緊急事態に陥るおそれがあると判断した場合、局長が知事と協議して緊急体制に入るものとする。</u></p> <p>第2 警戒体制及び緊急体制における措置 1 警戒体制における措置 警戒体制においてはその後予想される緊急体制への準備として、次の事項について措置を講ずる。 (1) 情報連絡の強化 (2) 除雪機械及びオペレーターの借上げ応援に関する事前手配 (3) 除雪作業の強化 2 緊急体制における措置 緊急体制においては本要領に基づく緊急確保路線の交通確保のための次の事項について措置を講ずる。</p>	<p>第2 3章 道路除雪計画 第2節 近畿地方整備局道路除雪計画(国土交通省) 第1 警戒体制及び緊急体制への移行の時点 1 警戒体制への移行の時点 京都府管内の指定観測点のうち、その観測点の1/2以上が<u>概ね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他を勘案の上、局長が知事と協議して警戒体制への移行を決定するものとする。</u> 2 緊急体制への移行の時点 京都府管内の指定観測点のうち、その大部分が警戒積雪深を大幅に<u>越え、かつ、主要路線における降雪状況、降雪強度その他を勘案し、局長が知事と協議して緊急体制への移行を決定するものとする。</u></p> <p>第2 警戒体制及び緊急体制における措置 1 警戒体制における措置 警戒体制においてはその後予想される緊急体制への準備として、<u>相互の連絡を密にするとともに、次の事項について措置を講ずる。</u> (1) 情報連絡の強化 (2) 除雪機械及びオペレーターの借上げ及び応援に関する事前手配 (3) 除雪作業の強化 2 緊急体制における措置 緊急体制においては本要領に基づく緊急確保路線の交通確保のための次の事項について措置を講ずるものとする。</p>	<p>字句修正(近畿地方整備局)</p>

一般( 44/48 )

	(1) 情報連絡の強化 (2) 除雪機械及びオペレーターその他必要機材の確保	(1) 情報連絡の強化 (2) 除雪機械及びオペレーターその他必要機材等の確保	
409	<b>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</b> 第2節 電気施設応急対策計画 第2 計画の内容 3 復旧応援 被害が大きく、京都支社もしくは舞鶴発電所のみを要員で早期復旧が困難な場合は他支社や火力事業本部等への応援を要請する。 (略)	<b>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</b> 第2節 電気施設応急対策計画 第2 計画の内容 3 復旧応援 被害が大きく、京都支社もしくは事業所のみを要員で早期復旧が困難な場合は他支社や本店等への応援を要請する。 (略)	字句修正等(関西電力株式会社)
415	<b>第28章 農林関係応急対策計画</b> 第2節 雪害及び寒干害対策 第2 林業対策 3 治山、林道 降雪により今後なだれの恐れのある箇所を <u>把握し</u> 監視体制を整備すること。	<b>第28章 農林関係応急対策計画</b> 第2節 雪害及び寒干害対策 第2 林業対策 3 治山、林道 降雪により今後なだれの恐れのある箇所を <u>把握し、</u> 監視体制を整備すること。	字句修正(農林水産部)
431	<b>第29章 労務供給計画</b> 第3節 市町村地域防災計画で定める事項 各市町村で災害応急対策を実施するに当たり、災害対策本部委員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する時における労働者の確保については、第2節に準じて詳細に定めるとともに、管轄の公共職業安定所と緊密な連携をとるものとする。	<b>第29章 労務供給計画</b> 第3節 市町村地域防災計画で定める事項 各市町村で災害応急対策を実施するに当たり、災害対策本部委員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する時における労働者の確保については、第2節に準じて詳細に定めるとともに、管轄の公共職業安定所と緊密な連携をとるものとする。	字句修正等(府民生活部)
435	<b>第30章 自衛隊災害派遣計画</b> 第5節 災害派遣要請手続 第4 災害派遣要請等のあて先 1 知事が要請する場合(第1の場合) (2) 陸上自衛隊第4施設団長 所在地 宇治市広野町風呂外1-1	<b>第30章 自衛隊災害派遣計画</b> 第5節 災害派遣要請手続 第4 災害派遣要請等のあて先 1 知事が要請する場合(第1の場合) (2) 陸上自衛隊第4施設団長 所在地 宇治市広野町風呂外1-1	字句修正等(宇治市)
442	<b>第31章 職員の派遣要請及び府職員の応援計画(府知事直轄組織、府総務部、追加)</b> (略)	<b>第31章 職員の派遣要請及び府職員の応援計画(府知事直轄組織、府総務部、府民生活部)</b> (略)	字句修正等(府民生活部)
450	<b>第34章 京都府災害支援本部対策運用計画</b> <表>京都府災害支援対策本部組織図 災害支援対策本部会議 危機管理監 (追加) (略)	<b>第34章 京都府災害支援本部対策運用計画</b> <表>京都府災害支援対策本部組織図 災害支援対策本部会議 危機管理監 企画調整理事 (略)	組織改編に伴う修正(企画調整理事付)

一般(45/48)

	知事直轄組織 (職員長グループ) 給与厚生課 (追加) 総務事務センター	知事直轄組織 (職員長グループ) 職員総務課 人事課 総務事務センター	字句修正等(職員長G)
	文化スポーツ部 文化芸術振興課 文化交流事業課	文化スポーツ部 文化芸術課 (削除)	組織改編に伴う修正(文化スポーツ部)
	商工労働観光部	企画調整理事・商工労働観光部	組織改編に伴う修正(企画調整理事付)
451	<表>京都府災害支援対策本部事務分掌 ・知事直轄組織 課(室)名:給与厚生課	<表>京都府災害支援対策本部事務分掌 ・知事直轄組織 課(室)名:職員総務課	字句修正等(職員長G)
452	・文化スポーツ部 課(室)名:文化芸術振興課 事務分掌:1 文化施設等への支援に関すること。  課(室)名:文化交流事業課 事務分掌:1 部内他課の応援に関すること。	・文化スポーツ部 課(室)名:文化芸術課 事務分掌:1 部内他課の応援に関すること。  (削除)	組織改編に伴う修正(文化スポーツ部)
	・健康福祉部 課(室)名:介護・地域福祉課 事務分掌:1 (略) 2 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。  3 (略)	・健康福祉部 課(室)名:介護・地域福祉課 事務分掌:1 (略) 2 介護保険施設等への介護職員等の派遣に関すること。  3 (略)	字句修正等(健康福祉部)
453	・商工労働観光部	・企画調整理事・商工労働観光部	組織改編に伴う修正(企画調整理事付)
454	・教育庁 課(室)名:学校教育課 事務分掌:1 小中学校児童・生徒の転入学受入れに関すること。  2 小中学校教員等の派遣に関すること。	・教育庁 課(室)名:学校教育課 事務分掌:1 小学校、中学校及び義務教育学校児童・生徒の転入学受入れに関すること。 2 小学校、中学校及び義務教育学校教員等の派遣に関すること。	字句修正等(教育庁)

一般(46/48)

463	<p><b>第39章 応援受援計画</b></p> <p>第1節 応援計画</p> <p>第1 計画の方針 (略) なお、本計画は、関西広域連合（以下、「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより実効性を確保する。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>3 応援の実施</p> <p>(2) 応援ニーズの把握と調整 先遣隊や現地連絡員等からの情報を踏まえ、被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう調整に努める。</p> <p>第2節 受援計画</p> <p>第1 計画の方針 (略) なお、本計画は、関西広域連合（以下、「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。</p>	<p><b>第39章 応援受援計画</b></p> <p>第1節 応援計画</p> <p>第1 計画の方針 (略) なお、府は、市町村に対して応援体制が整備されるよう働きかけることとする。 <u>また、本計画は、関西広域連合（以下、「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより実効性を確保する。</u></p> <p>第2 計画の内容</p> <p>3 応援の実施</p> <p>(2) 応援ニーズの把握と調整 先遣隊や現地連絡員等からの情報を踏まえ、<u>応援受援調整支援システムの活用等により被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう調整に努める。</u></p> <p>第2節 受援計画</p> <p>第1 計画の方針 (略) なお、府は、市町村に対して<u>受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互受援体制が整備されるよう防災相互受援協定の締結促進、被災地緊急サポートチームの整備、被災市区町村応援職員確保システム及び災害マネジメント総括支援員の登録(総務省)を行うこととする。</u> <u>また、本計画は、関西広域連合（以下、「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。</u></p>	<p>関西防災・減災プランの変更に伴う修正(府民生活部)</p> <p>「『被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱及び災害マネジメント総括支援員の登録に関する要綱』について」(平成30年3月23日付け総務省・消防庁通知)(総務部、府民生活部)</p>
464	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 応援の要請 発災時において、災害の規模、被害の程度等から、国や他の都道府県等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、すみやかに応援要請を行うこととする。</p> <p>2 受入に向け必要な業務や体制の確立 国や他の都道府県等からの応援を効率的かつ効果的に受けるため、次の業務や体制づくりに取り組む。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 重症患者広域搬送・DMAT、救護班受入</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 応援の要請 発災時において、災害の規模、被害の程度等から、国や広域連合、他の都道府県等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、<u>応援受援調整支援システムの活用等により、すみやかに応援要請を行うこととする。</u></p> <p>2 受入に向け必要な業務や体制の確立 国や他の都道府県等からの応援を効率的かつ効果的に受け、<u>被災市区町村の災害対応を支援するため、受援の総合調整等を行う応援・受援本部を設置し、次の業務や体制づくりに取り組む。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 重症患者広域搬送・DMAT、DPAT、救護班等医療、介護・福祉支援の受入</p>	<p>関西防災・減災プランの変更に伴う修正(府民生活部)</p>

一般(47/48)

	<p>ウ、エ(略)</p> <p>(追加)</p> <p>オ 広域避難</p>	<p>ウ、エ(略)</p> <p>オ 避難所運営支援の受入</p> <p>カ 広域避難</p>	
472	<p><b>第4編 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1章 生活確保対策計画</b></p> <p>第10節 被災証明書の交付</p> <p>1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、<u>住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書を交付するものとする。</u> また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等の計画的な促進等、被災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p><b>第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画</b></p> <p>第3節 農林漁業関係融資</p> <p>第2 株式会社日本政策金融公庫の融資</p>	<p><b>第4編 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1章 生活確保対策計画</b></p> <p>第10節 被災証明書の交付</p> <p>1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、<u>被災者生活再建支援システムを導入して、</u>災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施するものとする。 また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等の計画的な促進等、被災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p><b>第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画</b></p> <p>第3節 農林漁業関係融資</p> <p>第2 株式会社日本政策金融公庫の融資</p>	<p>防災基本計画との整合(府民生活部)</p>
481	<p>&lt;表&gt;</p> <p>利率(年利)：<u>0.40～0.60%(償還期限に応じて)</u> (平成24年10月22日現在)</p>	<p>&lt;表&gt;</p> <p>利率(年利)：<u>0.20%</u> (平成30年2月20日現在)</p>	<p>時点修正(近畿農政局)</p>
482	<p>第3 農業近代化資金に対する上乗せ利子補給</p> <p>&lt;表&gt;</p> <p>対象事業：農業近代化資金の内、農業近代化資金助成法施行令第2条の表第1号から第4号に掲げる資金(災害の都度、知事が定める。)</p>	<p>第3 農業近代化資金に対する上乗せ利子補給</p> <p>&lt;表&gt;</p> <p>対象事業：農業近代化資金の内、農業近代化資金融通法施行令第2条の表第1号から第4号に掲げる資金(災害の都度、知事が定める。)</p>	<p>字句修正(近畿農政局)</p>
	<p>第4 農業共済保険仮渡資金の借入れに対する利子補助</p> <p>1 災害に伴う農業関係の被害が甚大であり農家の経済的・心理的打撃を解消するために、被害農家に対して農業災害補償法による共済金を早期に支払う必要がある場合に京都府農業共済組合連合会及び<u>農業共済組合等</u>に対し保険金又は共済金の仮渡しを行わせることとし、これに要する資金の借入れに対する利子を府において補助する。</p>	<p>第4 農業共済保険仮渡資金の借入れに対する利子補助</p> <p>1 災害に伴う農業関係の被害が甚大であり農家の経済的・心理的打撃を解消するために、被害農家に対して農業災害補償法による共済金を早期に支払う必要がある場合に京都府農業共済組合に対し保険金又は共済金の仮渡しを行わせることとし、これに要する資金の借入れに対する利子を府において補助する。</p>	<p>字句修正等(農林水産部)</p>

一般(48/48)

区分	京都府地域防災計画 震災対策計画編
----	-------------------

頁	現 行
5	<p><b>第1編 総則</b></p> <p><b>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>第3節 指定地方行政機関</p> <p>1 近畿管区警察局 (1)～(4) (略) (5) 警察通信の運用に関すること (6) 津波警報の伝達に関すること</p> <p>4 近畿農政局 (1)～(7) (略) (8) 災害時における主要食糧の応急供給</p> <p>9 近畿地方整備局 (1)～(3) (略) (4) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (5)～(11) (略)</p> <p>10 大阪航空局大阪空港事務所 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>11、12 (略)</p> <p>13 近畿総合通信局 (1)～(3) (略) (追加) (追加) (追加)</p> <p>14 (略)</p>

修正案	修正理由
<p><b>第1編 総則</b></p> <p><b>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>第3節 指定地方行政機関</p> <p>1 近畿管区警察局 (1)～(4) (略) (5) 警察通信の運用に関すること (削除)</p> <p>4 近畿農政局 (1)～(7) (略) (8) 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整</p> <p>9 近畿地方整備局 (1)～(3) (略) (4) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (5)～(11) (略)</p> <p>10 大阪航空局大阪空港事務所 (略)</p> <p>11 国土地理院近畿地方測量部 (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること (2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること</p> <p>12、13 (略)</p> <p>14 近畿総合通信局 (1)～(3) (略) (4) 非常通信訓練の計画及びその実施指導 (5) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し</p> <p>15 (略)</p>	<p>連絡系統の見直し(近畿管区警察局)</p> <p>字句修正等(近畿農政局)</p> <p>字句修正等(近畿地方整備局、気象庁)</p> <p>指定地方行政機関の追加(府民生活部)</p> <p>業務内容の整理(近畿総合通信局)</p>

	(追加)
	(追加)
7	<p>第5節 指定公共機関</p> <p>15 日本通運株式会社(京都支店) (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力</p> <p>16～22 (略)</p> <p>(追加)</p>

16 近畿地方環境事務所 (1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること (2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整	指定地方行政機関の追加(府民生活部)
17 近畿中部防衛局 (1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること (2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること	指定地方行政機関の追加(府民生活部)
第5節 指定公共機関 15 日本通運株式会社(京都支店) (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送	字句修正等(日本通運株式会社ほか4社)
16～22 (略)	
23 出光興産株式会社 (1) 石油製品の被災地域への緊急輸送	指定公共機関の追加(府民生活部)
24 太陽石油株式会社 (同上)	
25 昭和シェル石油株式会社 (同上)	
26 コスモ石油株式会社 (同上)	
27 JXTGエネルギー株式会社 (同上)	
28 イオン株式会社 (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等	
29 ユニー株式会社 (同上)	
30 株式会社セブン-イレブン・ジャパン (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等 (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情	

<p>9 第7節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>1 土地改良区</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) たん水の防排除施設の整備と活動</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(追加)</p> <p><b>第3章 京都府の地勢の概要</b></p> <p>25 第4節 京都府の社会的環境</p> <p>第2 建物</p> <p>1 建築数 (略)</p> <p>また、住宅・土地統計調査(平成20年)による京都府の住宅の建て方割合は一戸建て約56%、長屋建て約3%、共同住宅約41%となっている。</p> <p><b>第4章 震災の想定</b></p> <p>第1節 京都府内における直下型地震による震度予測等及び被害予測</p> <p>第1 地震の発生場所及び地震の規模の想定</p>	<p>報の提供</p> <p>31 株式会社ローソン (同上)</p> <p>32 株式会社ファミリーマート (同上)</p> <p>33 一般社団法人全国建設業協会 (1) 応急復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供及び連絡調整</p> <p>34 一般社団法人日本建設業連合会 (1) 応急危険度判定士の派遣 (2) 応急復旧工事 (3) 資機材等の調達・運搬 (4) その他の役務・情報提供等</p> <p>第7節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>1 土地改良区</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) たん水の防排除施設の整備と運用</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 京都府石油商業組合組合員給油所 (1) 緊急輸送車両等への優先的な給油 (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供</p> <p><b>第3章 京都府の地勢の概要</b></p> <p>第4節 京都府の社会的環境</p> <p>第2 建物</p> <p>1 建築数 (略)</p> <p>また、住宅・土地統計調査(平成25年)による京都府の住宅の建て方割合は一戸建て約56%、長屋建て約3%、共同住宅約41%となっている。</p> <p><b>第4章 震災の想定</b></p> <p>第1節 京都府内における直下型地震による震度予測等及び被害予測</p> <p>第1 地震の発生場所及び地震の規模の想定</p>	<p>字句修正等(農林水産部)</p> <p>防災上重要な施設の追加(府民生活部)</p> <p>時点修正(建設交通部)</p>
---	---	--

<p>27 &lt;表&gt;</p> <p>対象震源断層：南海トラフ地震</p> <p>地震の規模(M)：<u>  </u></p> <p>28 &lt;表&gt;想定震源断層モデルの位置</p> <p>有馬高槻構造線</p> <p>第2節 最大クラスの地震・津波を対象とした震度予測等、浸水想定及び被害予測</p> <p>50 第4 津波浸水想定</p> <p>&lt;表&gt;各市町沿岸の最高津波水位</p> <p>最高津波位(T.P.)</p> <p>&lt;表&gt;各市町の主要な地域における最高津波水位</p> <p>最高津波位(T.P.)</p>	<p>&lt;表&gt;</p> <p>対象震源断層：南海トラフ地震</p> <p>地震の規模(M)：<u>9.0</u></p> <p>&lt;表&gt;想定震源断層モデルの位置</p> <p>有馬高槻断層</p> <p>第2節 最大クラスの地震・津波を対象とした震度予測等、浸水想定及び被害予測</p> <p>第4 津波浸水想定</p> <p>&lt;表&gt;各市町沿岸の最高津波水位</p> <p>最高津波水位(T.P.)</p> <p>&lt;表&gt;各市町の主要な地域における最高津波水位</p> <p>最高津波水位(T.P.)</p>	<p>字句修正等(京都府気象台)</p> <p>字句修正等(京都府気象台)</p> <p>字句修正等(府民生活部)</p>
<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第1章 建築物・公共施設等安全確保計画</b></p> <p>52 第2節 建築物の震災対策計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>建築物の震災対策としては、新築時において、現行耐震基準の確保を基本として、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、劇場、百貨店、ホテル、社会福祉施設等多数の者が利用する建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 対象建築物と具体的対策</p> <p>2 多数の者が利用する建築物 (略)</p> <p>56 第3節 電気・ガス施設防災計画</p> <p>第1 電気施設防災計画(関西電力株式会社)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(6) 火力発電設備</p> <p>消防法、建築基準法による設計</p> <p>第2 ガス施設災害予防計画(大阪ガス株式会社)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(2) ガス施設対策</p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第1章 建築物・公共施設等安全確保計画</b></p> <p>第2節 建築物の震災対策計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>建築物の震災対策としては、新築時において、現行耐震基準の確保を基本として、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、劇場、百貨店、ホテル、社会福祉施設等多数の者が利用する特定建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 対象建築物と具体的対策</p> <p>2 多数の者が利用する特定建築物 (略)</p> <p>第3節 電気・ガス施設防災計画</p> <p>第1 電気施設防災計画(関西電力株式会社)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(6) 火力発電設備</p> <p>消防法、電気事業法(発電所火力設備に関する技術基準)、建築基準法による設計</p> <p>第2 ガス施設災害予防計画(大阪ガス株式会社)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(2) ガス施設対策(ガス供給設備)</p>	<p>字句修正等(建設交通部)</p> <p>防災業務計画の修正に伴う修正(関西電力(株))</p> <p>字句修正等(大阪ガス(株))</p>

ア ガス製造設備

新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため設備の重要度に応じて定期点検を行い補強等必要に応じた対策を講じる。

イ ガス供給設備

(7)～(9) (略)

第6節 都市公園施設防災計画

第1 現況府立都市公園は、現在12箇所、418.7ヘクタールある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

<表>京都府立都市公園(平成29年4月1日現在)

都市公園名 鴨川公園  
共用面積(ha) 37.3

合計 418.7

第7節 通信施設防災計画

第1 計画の方針

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、孤立防止対策用衛星電話の回線を整備して、遠隔地市町村の通信途絶の防止化等通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画について定める。

また、災害時に電話がつながりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板サービス」の運用計画について定める。

第2 計画の内容

1～3 (略)

4 孤立防止対策計画

災害の発生で、府内の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため孤立防止無線回線の整備充実を図る。

(1) 孤立防止対策用衛星電話機の整備充実

(2) 移動無線網の拡充整備

ア 小型無線電話機の増備

イ 過般型無線機の増備

5 「災害用伝言ダイヤル171」運用計画

「災害用伝言ダイヤル171」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達

(削除)

ア～ウ (略)

第6節 都市公園施設防災計画

第1 現況府立都市公園は、現在12箇所、418.8ヘクタールある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

<表>京都府立都市公園(平成30年4月1日現在)

都市公園名 鴨川公園  
共用面積(ha) 37.4

合計 418.8

第7節 通信施設防災計画

第1 計画の方針

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画について定める。

また、災害時に電話がつながりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル(171)」及び災害用伝言板サービスの運用計画について定める。

第2 計画の内容

1～3 (略)

4 孤立防止対策計画

災害の発生で、府内の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため、次のとおり移動無線網の整備充実を図る。

(削除)

(1) 小型無線電話機の増備

(2) 過般型無線機の増備

5 「災害用伝言ダイヤル(171)」運用計画

「災害用伝言ダイヤル(171)」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達

時点修正(建設交通部)

孤立防止対策用衛星電話の廃止に伴う修正等(西日本電信電話(株))

字句修正等(西日本電信電話(株))

孤立防止対策用衛星電話の廃止に伴う修正等(西日本電信電話(株))

字句修正等(西日本電信電話(株))

等を行うものであり、以下の方針で運用する。

6 「災害用伝言板サービス」運用計画

「災害用伝言板サービス」は、携帯電話、PHS及びパソコンに開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

72 第9節 道路及び橋梁防災計画

第1 現況

<表>府管理道路状況一覧表

道路種別	道路現況		危険箇所		
	管理延長(km) (平成27.4.1)	橋梁箇所数 (平成29.4.1)	崩土等	なだれ	その他
一般国道	450.9	522	109	1	15
主要地方道	886.9	951	284	2	16
一般府道	822	804	241	0	20
計	2159.8	2,277	634	3	51

第3 計画の内容

1 緊急輸送道路の整備

(略)

なお、府内の緊急輸送道路については、表3.15.2に示す。

73 第10節 河川・海岸施設防災計画

第2 海岸施設防災計画

1 現況府内の海岸の総延長は、315.2kmであり、このうち107.2kmを海岸保全区域に指定しており、その所管別延長は、表2.1.4のとおりである。

<表>保安区域所管別 海岸諸元

保安区域所管別	海岸延長(km)	指定区域(km)
国土交通省港湾局	131.1	69.2
国土交通省水管理・国土保全局	101.3	16.4
農林水産省農村振興局	1.3	1.3
水産省	81.5	22.1
合計	315.2	107.2

等を行うものであり、以下の方針で運用する。

6 災害用伝言板サービス運用計画

災害用伝言板サービスは、携帯電話、PHS及びパソコンに開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

72 第9節 道路及び橋梁防災計画

第1 現況

<表>府管理道路状況一覧表

道路種別	道路現況		危険箇所		
	管理延長(km) (平成28.4.1)	橋梁箇所数 (平成29.4.1)	崩土等	なだれ	その他
一般国道	450.9	522	109	1	15
主要地方道	887.0	951	284	2	16
一般府道	821.6	804	241	0	20
計	2159.5	2,277	634	3	51

第3 計画の内容

1 緊急輸送道路の整備

(略)

なお、府内の緊急輸送道路については、表3.17.2に示す。

73 第10節 河川・海岸施設防災計画

第2 海岸施設防災計画

1 現況府内の海岸の総延長は、317.0kmであり、このうち109.0kmを海岸保全区域に指定しており、その所管別延長は、表2.1.4のとおりである。

<表>保安区域所管別 海岸諸元

保安区域所管別	海岸延長(km)	指定区域(km)
国土交通省港湾局	132.9	69.2
国土交通省水管理・国土保全局	101.3	16.4
農林水産省農村振興局	1.3	1.3
水産省	81.5	22.1
合計	317.0	109.0

字句修正等(西日本電信電話(株))

時点修正(建設交通部)

字句修正等(府民生活部)

時点修正等(建設交通部)

74	<p>第11節 砂防及び治山施設防災計画 第1 砂防施設防災計画 1 現況 府内には土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある溪流（溪流勾配15°以上）が5,024溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、また、砂防指定地は、府内に1,442箇所（表2.1.5）あり、適切な管理に努めている。</p> <p>第2 治山施設防災計画 1 現況 府内森林面積342,713haのうち約104,718haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。</p>	<p>第11節 砂防及び治山施設防災計画 第1 砂防施設防災計画 1 現況 府内には土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある溪流（溪流勾配15°以上）が5,024溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、また、砂防指定地は、府内に1,448箇所（表2.1.5）あり、適切な管理に努めている。</p> <p>第2 治山施設防災計画 1 現況 府内森林面積342,681haのうち約105,126haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。</p>	<p>時点修正（建設交通部）</p> <p>時点修正（農林水産部）</p> <p>時点修正（農林水産部）</p> <p>時点修正（建設交通部）</p> <p>時点修正（建設交通部）</p> <p>時点修正（建設交通部）</p>
75	<p>&lt;表&gt;土砂災害危険箇所等一覧表(その1)</p> <p>&lt;表&gt;土砂災害危険箇所等一覧表(その2)</p>	<p>&lt;表&gt;土砂災害危険箇所等一覧表(その1) (最新状況に差し替え)</p> <p>&lt;表&gt;土砂災害危険箇所等一覧表(その2) (最新状況に差し替え)</p>	<p>時点修正（農林水産部）</p> <p>時点修正（建設交通部）</p>
77	<p>第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 第2 急傾斜地防災計画 1 現況 傾斜度30°以上かつ、がけの高さ5m以上の急傾斜地で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所が3,765箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり（表2.1.5参照）。このうち324箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。（表2.1.7参照）</p>	<p>第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 第2 急傾斜地防災計画 1 現況 傾斜度30°以上かつ、がけの高さ5m以上の急傾斜地で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所が3,765箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり（表2.1.5参照）。このうち328箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。（表2.1.7参照）</p>	<p>時点修正（建設交通部）</p>
78	<p>第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 &lt;表&gt;地すべり防止区域一覧表 地すべり防止区域名：間人 所在地：京丹後市丹後町大字間人</p>	<p>第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 &lt;表&gt;地すべり防止区域一覧表 地すべり防止区域名：間人 所在地：京丹後市丹後町間人</p>	<p>字句修正等（京丹後市）</p>
79～85	<p>&lt;表&gt;急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧 南丹市 危険区域名：下佐々江 (略) (追加)</p>	<p>&lt;表&gt;急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧 南丹市 危険区域名：下佐々江 (略) 危険区域名：天引 所在地：天引 指定年次：平30</p>	<p>急傾斜地崩壊危険区域の指定追加（建設交通部）</p>

	<p>舞鶴市 危険区域名：小原 (略) (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>与謝野町 危険区域名：上地 (略) (追加)</p> <p>計 324箇所</p>	<p>面積：0.43</p> <p>舞鶴市 危険区域名：小原 (略) 危険区域名：志高II 所在地：志高 指定年次：平29 面積：2.93</p> <p>危険区域名：大波下 所在地：大波下 指定年次：平29 面積：1.89</p> <p>与謝野町 危険区域名：上地 (略) 危険区域名：奥滝 所在地：滝 指定年次：平29 面積：0.05</p> <p>計 328箇所</p>	
97	<p>第14節 ダム等防災計画 &lt;表&gt;ダム放流通報の連絡系統：日吉ダム 河川課・砂防課→京都中部広域消防組合 水資源機構日吉ダム管理所→京都中部広域消防組合→関係事務所等</p> <p>&lt;表&gt;ダム放流通報の連絡系統：畑川ダム</p>	<p>第14節 ダム等防災計画 &lt;表&gt;ダム放流通報の連絡系統：日吉ダム 河川課・砂防課→京都中部広域消防組合消防本部 水資源機構日吉ダム管理所→京都中部広域消防組合消防本部</p> <p>&lt;表&gt;ダム放流通報の連絡系統：畑川ダム (最新状況へ差し替え)</p>	<p>連絡系統の見直し等（京都中部広域消防組合）</p> <p>字句修正等（建設交通部）</p>
103	<p>第17節 農地農業用施設の防災計画 第1 現況 (略) また、農道、用排水路、頭首工、排水機場、揚水機などの農業用施設は、そうした役割を果たすために必要な施設として府内各地に数多く存在し、農家や農業団体などが日常的に管理している。これら農地や農業用施設は、豪雨や地震などのため災害が発生する場合があります、防災工事や災害復旧工事を行っている。</p>	<p>第17節 農地農業用施設の防災計画 第1 現況 (略) また、農道、用排水路、頭首工、排水機場、揚水機などの農業用施設は、そうした役割を果たすために必要な施設として府内各地に数多く存在し、農家や農業団体などが日常的に管理している。これら農地や農業用施設は、豪雨や地震などの災害により、被災する場合があります、防災工事や災害復旧工事を行っている。</p>	<p>字句修正等（農林水産部）</p>

	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立 被災すると、人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修の際には耐震性を考慮するとともに、緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第2章 情報連絡通信網の整備計画</b></p> <p>第1節 情報連絡通信網の整備</p> <p>第5 早期被害情報収集システムの整備 ヘリコプターテレビ伝送システム等からの画像を災害対策本部に伝送し、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真を携帯電話や防災行政無線により災害対策本部に伝送することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。</p> <p>第6 緊急時の情報通信の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災担当職員等の参集 緊急時における防災担当職員及び非常時専任職員の参集を補完するため、職員一斉呼出システム及び、携帯メールの活用を図る。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>第10 (略)</p> <p>(追加)</p> <p><b>第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画</b></p> <p>第1節 地震及び津波に関する情報の伝達計画</p> <p>第7 地震観測</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 独立行政法人防災科学技術研究所 (略)</p> <p>110 &lt;表&gt;2.3.1 「地震及び津波に関する情報伝達経路図」 大阪管区気象台</p> <p>京都中部消防組合消防本部</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立 被災すると、人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修の際には耐震性を考慮するとともに、緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第2章 情報連絡通信網の整備計画</b></p> <p>第1節 情報連絡通信網の整備</p> <p>第5 早期被害情報収集システム <u>衛星車載局指令車</u>、ヘリコプターテレビ伝送システム等からの画像を災害対策本部に伝送し、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真を衛星通信系防災情報システムにより災害対策本部に伝送することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。</p> <p>第6 緊急時の情報通信の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災担当職員等の参集 緊急時における防災担当職員及び非常時専任職員の参集を補完するため、職員一斉呼出システムの活用を図る。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>第10 (略)</p> <p><b>第11 危機管理緊急連絡網(ホットライン)の整備</b> <u>府は、緊急時における情報連絡体制を強化するため、関係機関との直通の連絡網の整備を図る。</u></p> <p><b>第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画</b></p> <p>第1節 地震及び津波に関する情報の伝達計画</p> <p>第7 地震観測</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 <u>国立研究開発法人防災科学技術研究所</u> (略)</p> <p>112 &lt;表&gt;2.3.1 「地震及び津波に関する情報伝達経路図」 <u>気象庁本庁及び大阪管区気象台</u></p> <p>京都中部広域消防組合消防本部</p>	<p>字句修正等(府民生活部)</p> <p>参集方法の見直し(府民生活部)</p> <p>危機管理体制の充実・強化(府民生活部)</p> <p>字句修正等(文部科学省)</p> <p>字句修正等(京都地方気象台) 字句修正等(京都中部広域消防組合)</p>
震災( 9/34 )			

	<p>117 &lt;表&gt;ライフライン・インフラ等への影響 電話等通信の障害：地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。</p> <p>118 &lt;表&gt;2.3.2 京都地方でのラジオ受信周波数 K B S 京都 京都 1143kHz (追加)</p> <p>124 第2節 津波予報等の伝達計画 &lt;表&gt;津波情報等伝達経路図 大阪管区気象台</p> <p>N T T 西日本(津波警報のみ)</p> <p>近畿管区警察局→府警察本部警備第一課</p> <p>125～128 第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画 (略)</p> <p>129 第4節 緊急警報放送システム (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 気象業務法第13条第1項の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合</p> <p>第5節 (略)</p> <p><b>第4章 医療助産計画</b></p> <p>第2節 計画の内容 (資料)</p> <p>地域災害拠点病院 <u>公立南丹病院</u></p> <p>(資料)京都市災害拠点病院等連絡協議会構成機関 <u>公立南丹病院</u></p>	<p>&lt;表&gt;ライフライン・インフラ等への影響 電話等通信の障害：地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板などの提供が行われる。</p> <p>&lt;表&gt;2.3.2 京都地方でのラジオ受信周波数 K B S 京都 京都 1143kHz <u>94.9MHz</u></p> <p>第2節 津波予報等の伝達計画 &lt;表&gt;津波情報等伝達経路図 <u>気象庁本庁及び大阪管区気象台</u></p> <p>N T T 西日本(<u>大津波警報</u>・津波警報のみ)</p> <p>近畿管区警察局_府警察本部警備第一課</p> <p>(削除)</p> <p>第3節 緊急警報放送システム (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 気象業務法第13条第1項の規定により、<u>大津波警報</u>又は津波警報が発せられたことを放送する場合</p> <p>第4節 (略)</p> <p><b>第4章 医療助産計画</b></p> <p>第2節 計画の内容 (資料)</p> <p>地域災害拠点病院 <u>京都中部総合医療センター</u></p> <p>(資料)京都市災害拠点病院等連絡協議会構成機関 <u>京都中部総合医療センター</u></p>	<p>字句修正等(西日本電信電話(株))</p> <p>周波数の追加(近畿総合通信局)</p> <p>字句修正等(京都地方気象台) 字句修正等(気象庁)</p> <p>連絡系統の見直し(近畿管区警察局)</p> <p>大規模地震対策特別措置法の運用停止に伴う修正(府民生活部)</p> <p>字句修正等(気象庁)</p> <p>名称変更(健康福祉部)</p> <p>名称変更(健康福祉部)</p>
震災( 10/34 )			

<p>139</p> <p>140</p> <p>142</p> <p>144</p> <p>148</p>	<p><b>第5章 火災防止に関する計画</b>  第3節 火災拡大防止計画  第1 消防組織や体制の充実・強化  2 消防団の活動力の強化  (1)、(2) (略)  (3) 消防団協力事業所表示制度導入など企業協力の促進  (4) (略)</p> <p>&lt;表&gt;市町村相互応援協定締結状況一覧</p> <p>&lt;表&gt;(3) 防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統  第八管区海上保安本部警備救難部救難課</p> <p><b>第6章 避難に関する計画</b>  第1節 計画の方針  (略)  このため、市町村等は、大火災になったり、津波に襲われる恐れがある場合に備えて、あらかじめ府民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所の<u>指遵等</u>、避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に努める。</p> <p>第2節 避難の周知徹底  第1 事前措置  市町村長、水防管理者等関係機関は、避難のため立ち退きの万全を図るため、火災・浸水・崖崩れ・高潮・津波等の危険の予想される地域内の住民に避難勧告等の意味、適切な避難行動のあり方や、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。</p> <p>また、市町村長等は、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても避難場所がわかるよう配慮する。</p> <p>第7節 市町村等の避難計画  第2 防災上重要な施設の計画  学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。</p>	<p><b>第5章 火災防止に関する計画</b>  第3節 火災拡大防止計画  第1 消防組織や体制の充実・強化  2 消防団の活動力の強化  (1)、(2) (略)  (3) 消防団協力事業所表示制度による協力事業所の認定など企業協力の促進  (4) (略)</p> <p>&lt;表&gt;市町村相互応援協定締結状況一覧  (最新状況に差し替え)</p> <p>&lt;表&gt;(3) 防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統  第八管区海上保安本部警備救難部環境防災課</p> <p><b>第6章 避難に関する計画</b>  第1節 計画の方針  (略)  このため、<u>府及び市町村</u>等は、大火災になったり、津波に襲われる恐れがある場合に備えて、あらかじめ府民一人ひとりが<u>自主的に</u>早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、<u>普及</u>するとともに、<u>市町村</u>は、指定緊急避難場所及び指定避難所の<u>指定</u>等避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に努める。</p> <p>第2節 避難の周知徹底  第1 事前措置  <u>府、市町村</u>、水防管理団体等関係機関は、避難のため立ち退きの万全を図るため、火災・浸水・崖崩れ・高潮・津波等の危険の予想される地域内の住民に避難勧告等の意味、<u>自主的に</u>早めの避難行動をとる等適切な避難行動のあり方、<u>災害危険情報(地域ごとの災害リスク)</u>や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、<u>指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて</u>日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>また、市町村等は、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても避難場所がわかるよう配慮する。</p> <p>第7節 市町村等の避難計画  第2 防災上重要な施設の計画  学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。</p>	<p>字句修正等(府民生活部)</p> <p>時点修正等(城陽市等)</p> <p>組織改編に伴う修正(第八管区海上保安本部)</p> <p>水害等避難行動タイムライン作成指針の作成に伴う修正(府民生活部)</p> <p>水害等避難行動タイムライン作成指針の作成に伴う修正(府民生活部)</p> <p>防災基本計画との整合(府民生活部)</p> <p>土砂災害防止法等の改正等に伴う修正(府民生活部、健康福祉部、建設交通部、教育庁)</p>
			<p>震災(11/34)</p>

<p>150</p> <p>155</p> <p>157</p> <p>158</p> <p>159</p>	<p>(追加)</p> <p><b>第7章 津波災害予防計画</b>  第2節 計画の内容  第2 津波警戒の周知徹底  1 (略)  (1) 一般住民に対し、周知を図る事項  ア～ウ (略)  エ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、津波注意報解除まで気をゆるめない。  (2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項  ア (略)  イ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ<sup>※</sup>港外退避する。  ウ、エ (略)  オ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、津波注意報解除まで気をゆるめない。</p> <p><b>第8章 交通対策及び輸送計画</b>  第1節 交通規制対策  第2 緊急交通路候補路線の指定  震災が発生した場合に、緊急交通路として指定すべき道路(以下「緊急交通路候補路線」という。)を表2.8.1のとおりとする。</p> <p>第3 緊急交通路候補路線の指定  1 警察本部の対策  緊急交通路候補路線について、平素からリチウムイオンバッテリー搭載信号機等、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。  2 (略)</p> <p>&lt;表&gt;緊急交通路候補路線一覧表</p> <p>&lt;表&gt;緊急交通候補路線図(高速・自動車専用道路)</p> <p>&lt;表&gt;緊急交通候補路線図(国道)</p>	<p>また、これらの施設のうち、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき市町村の地域防災計画に記載されたものは、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画(避難確保計画)を作成するものとする。</p> <p><b>第7章 津波災害予防計画</b>  第2節 計画の内容  第2 津波警戒の周知徹底  1 (略)  (1) 一般住民に対し、周知を図る事項  ア～ウ (略)  エ 津波は繰り返し襲ってくるので、<u>大津波警報、津波警報又は津波</u>注意報解除まで気をゆるめない。  (2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項  ア (略)  イ 地震を感じなくても、<u>大津波警報、津波警報又は津波</u>注意報が発表されたら、すぐ<sup>※</sup>港外退避する。  ウ、エ (略)  オ 津波は繰り返し襲ってくるので、<u>大津波警報、津波警報又は津波</u>注意報解除まで気をゆるめない。</p> <p><b>第8章 交通対策及び輸送計画</b>  第1節 交通規制対策  第2 緊急交通路指定予定路線の指定  震災が発生した場合に、緊急交通路として指定すべき道路(以下「緊急交通路指定予定路線」という。)を表2.8.1のとおりとする。</p> <p>第3 緊急交通路指定予定路線の指定  1 警察本部の対策  緊急交通路指定予定路線について、平素から<u>非常用電源付加装置付</u>信号機等、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。  2 (略)</p> <p>&lt;表&gt;緊急交通路指定予定路線一覧表  (最新状況に差し替え)</p> <p>&lt;表&gt;緊急交通指定予定路線図(高速・自動車専用道路)  (最新状況に差し替え)</p> <p>&lt;表&gt;緊急交通指定予定路線図(国道)  (最新状況に差し替え)</p>	<p>字句修正等(気象庁)</p> <p>字句修正等(府警察本部)</p> <p>時点修正等(府警察本部)</p> <p>時点修正等(府警察本部)</p> <p>字句修正等(府警察本部)</p>
			<p>震災(12/34)</p>

<p>160</p> <p>162</p> <p>164</p> <p>167</p> <p>172</p>	<p>&lt;表&gt;緊急交通候補路線図(京都市内)</p> <p><b>第9章 災害応急対策物資確保計画</b>  第2節 食料及び生活必需品の確保計画  第4 物資輸送拠点の整備  3 府は宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携して、物資配送に物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。</p> <p>&lt;図&gt;生活必需品の調達系統  (1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合  府広域振興局 → 府健康福祉総務課 → 府消費生活総務室・地域総務室 075-414-4548 → 安全センター</p> <p>第3節 応急復旧資材確保計画  &lt;図&gt;国有林材の販売要請ルート  府広域振興局 → 府健康福祉総務課 → 府農政課  総務室・地域総務室</p> <p><b>第12章 文化財災害予防計画</b>  第1節 現状  第1 建造物  (略)  国指定建造物は府内に648棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている597棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。  一方、府指定・登録文化財建造物は458棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の312棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。  (略)</p> <p>第2 美術工芸品(有形民俗文化財を含む)  府内における国指定文化財の所有者は415社寺等(国有・公有は除く。)である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託している</p>	<p>&lt;表&gt;緊急交通指定予定路線図(京都市内)  (最新状況に差し替え)</p> <p><b>第9章 災害応急対策物資確保計画</b>  第2節 食料及び生活必需品の確保計画  第4 物資輸送拠点の整備  3 府は宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。</p> <p>&lt;図&gt;生活必需品の調達系統  (1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合  府広域振興局 → 府消費生活総務室・地域総務室 → 安全センター</p> <p>第3節 応急復旧資材確保計画  &lt;図&gt;国有林材の販売要請ルート  府広域振興局 → 府農政課  総務室・地域総務室</p> <p><b>第12章 文化財災害予防計画</b>  第1節 現状  第1 建造物  (略)  国指定建造物は府内に663棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている612棟のうち、未設置のものは25棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。  一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,016棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の322棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。  (略)</p> <p>第2 美術工芸品(有形民俗文化財を含む)  府内における国指定文化財の所有者は407社寺等(国有・公有は除く。)である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているも</p>	<p>字句修正等(府警察本部)</p> <p>関西防災・減災プランの変更に伴う修正(府民生活部)</p> <p>連絡系統の見直し(府民生活部、健康福祉部)</p> <p>連絡系統の見直し(府民生活部、健康福祉部)</p> <p>時点修正(教育庁)</p> <p>京都府文化財保護条例の改正に伴う修正(教育庁)</p>
--	--	---	--

<p>173</p>	<p>ものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別の指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。</p> <p>また、府指定・登録文化財は、現在192所有者、282件(国有・公有は除く。)を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが75件(一部寄託4件を含む。)、これ以外の207件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは53件ある。</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物  府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は137件(二府県にまたがるものは除く)、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は62件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。[市町村別の指定件数は、資料編2-7参照]</p> <p>第3節 計画の内容  第1 建造物  (略)  府指定・登録文化財の自火報設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものを重点的に指導し、登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。  (略)</p> <p>第7 補助金及び融資  1 補助金  府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。</p> <p>補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び修理事業である。</p> <p>また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定登録、府指定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付して</p>	<p>ものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別の指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。</p> <p>なお、有形民俗文化財の国指定は府内に22件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在270所有者、558件(国有・公有は除く。)を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが183件(一部寄託4件を含む。)、これ以外の375件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは53件ある。残る322件については、<u>防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。</u>  [市町村別の指定件数は、資料編2-6参照]</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物  府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は137件(二府県にまたがるものは除く)、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は90件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。[市町村別の指定件数は、資料編2-7参照]</p> <p>第3節 計画の内容  第1 建造物  (略)  府指定・登録・暫定登録文化財の自火報設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものを重点的に指導し、登録・暫定登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。  (略)</p> <p>第7 補助金及び融資  1 補助金  府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定・登録・暫定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。</p> <p>補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び防災資機材の整備並びに修理事業である。</p> <p>また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定・登録、府指定・登録・暫定登録及びその他の文化財の防災事業に対して</p>	<p>京都府文化財保護条例の改正に伴う修正(教育庁)</p> <p>京都府文化財保護条例の改正に伴う修正(教育庁)</p>
------------	--	---	---

	いる。		補助金を交付している。	
178	<p><b>第14章 府民の防災活動の促進</b></p> <p>第1節 防災知識と地震時の心得の普及</p> <p>第3 一般住民に対する防災知識の普及</p> <p>2 普及の内容</p> <p>(3) 地震発生時の心得</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保</p> <p>オ～ク (略)</p>		<p><b>第14章 府民の防災活動の促進</b></p> <p>第1節 防災知識と地震時の心得の普及</p> <p>第3 一般住民に対する防災知識の普及</p> <p>2 普及の内容</p> <p>(3) 地震発生時の心得</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 「災害用伝言ダイヤル(171)」、災害用伝言板サービスなど安否情報伝達手段の確保</p> <p>オ～ク (略)</p>	
179	<p>第2節 自主防災組織の整備と指導</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>6 自主防災組織の内容</p> <p>自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>		<p>第2節 自主防災組織の整備と指導</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>6 自主防災組織の内容</p> <p>自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする。</u></p>	女性等多様な視点での防災対策意見交換会に基づく修正(府民生活部)
180	<p>(2) 防災計画の策定</p> <p>ア (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。</p> <p>ウ～ク (略)</p>		<p>(2) 防災計画の策定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。</p> <p>ウ 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設置して取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。</p> <p>エ 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。</p> <p>オ～コ (略)</p>	<p>水害等避難行動タイムライン作成指針の作成に伴う修正(府民生活部)</p> <p>女性等多様な視点での防災対策意見交換会に基づく修正(府民生活部)</p>
187	<p><b>第17章 行政機能維持対策計画</b></p> <p>第1節 業務継続性の確保</p> <p>(略)</p> <p>また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>		<p><b>第17章 行政機能維持対策計画</b></p> <p>第1節 業務継続性の確保</p> <p>(略)</p> <p>また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。</p> <p>特に府及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順</p>	防災基本計画との整合(府民生活部)

			<p><u>位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。</u></p>	
188	<p>第2節 防災中核機能等の確保、充実</p> <p>府、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中核機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や国等への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p><b>第18章 広域応援体制の整備</b></p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 府内の防災相互応援体制の整備</p> <p>1、2 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>		<p>第2節 防災中核機能等の確保、充実</p> <p>府、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中核機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や近畿総合通信局への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p><b>第18章 広域応援体制の整備</b></p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 被災市区町村応援職員確保システムの整備及び災害マネジメント総括支援員の登録(総務省)</p> <p>府は、総務省と連携して、大規模災害時において市町村の行政機能の確保状況を把握した上で、行政機能が低下した被災市区町村に応援職員の派遣等の支援を可能とするための体制を構築するとともに、災害マネジメント総括支援員の派遣を可能とするよう登録する。</p>	<p>字句修正等(近畿総合通信局)</p> <p>「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱及び災害マネジメント総括支援員の登録に関する要綱について」(平成30年3月23日付け総務省・消防庁通知)に伴う修正(総務部、府民生活部)</p>
189	<p>&lt;表&gt;緊急消防援助隊登録状況(平成29年4月1日登録)</p>		<p>&lt;表&gt;緊急消防援助隊登録状況(平成30年4月1日登録)</p> <p><u>(最新状況へ差し替え)</u></p>	<p>時点修正等(京都市)</p>
196	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1章 災害応急対策の活動体制(各機関)</b></p> <p>第2節 防災機関の初動体制</p> <p>&lt;表&gt;災害応急対策に係る計画、規程等</p> <p>指定地方行政機関：近畿管区警察局</p> <p>計画、規程等：○警備実施要則</p> <p>○近畿管区警察局防災業務計画</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>指定地方行政機関：近畿総合通信局</p>		<p><b>第3編 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1章 災害応急対策の活動体制(各機関)</b></p> <p>第2節 防災機関の初動体制</p> <p>&lt;表&gt;災害応急対策に係る計画、規程等</p> <p>指定地方行政機関：近畿管区警察局</p> <p>計画、規程等：○警備実施要則</p> <p>○近畿管区警察局防災業務計画</p> <p>○緊急事態における近畿管区警察の組織に関する訓令</p> <p>○近畿管区警察局警察災害派遣隊運用要綱</p>	<p>字句修正等(近畿管区警察局)</p>

199	<p>計画、規程等：○近畿総合通信局防災等業務実施規程 ○近畿総合通信局災害・緊急事態対応マニュアル</p> <p>第3節 府の活動体制 第2 活動体制 1 災害警戒本部の設置等 (追加) 知事を本部長とする災害警戒本部並びに府広域振興局長を支部長とする災害警戒支部の設置、閉鎖及び所掌業務については、「一般計画編第3編第1章第2節」に準じ、職員の配備については、<u>第4の動員計画</u>による。 また、府の地域に震度4、5弱若しくは5強の地震が観測されたとき、又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに災害警戒本部（支部）を設置するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>2 府災害対策本部の組織等 (1) 設置 府の地域に、地震、津波等による予想し難い災害が発生した場合は、<u>危機管理監、次の機関の長及び防災監の協議結果を踏まえ、知事が設置を決定する。</u>（災害対策本部長…知事、災害対策副本部長…副知事）</p> <p><u>府 府民生活部</u> <u>// 健康福祉部</u> <u>// 農林水産部</u> <u>// 建設交通部</u> <u>// 警察本部</u></p>	<p>計画、規程等：○近畿総合通信局防災等業務実施規程 ○近畿総合通信局緊急事態対応マニュアル</p> <p>第3節 府の活動体制 第2 活動体制 1 災害警戒本部の設置等 (1) 災害警戒本部の設置等 知事を本部長とする災害警戒本部並びに府広域振興局長を支部長とする災害警戒支部の設置、閉鎖及び所掌業務については、「一般計画編第3編第1章第2節」に準じ、職員の配備については、<u>第5の動員計画</u>による。 府の地域に震度4、5弱若しくは5強の地震が観測されたとき、又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに災害警戒本部（支部）を設置するものとする。また、知事が京都府気象台から「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の通報を受け、必要と認めるときは、災害対策本部（支部）を設置する。 (2) <u>京都府危機管理緊急参集チームの参集等</u> <u>ア 府の地域に震度5強の地震が観測されたとき又は津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、危機管理監、次の関係部局の長等及び防災監で構成する緊急参集チームが直ちに参集する。</u> <u>知事直轄組織（職員長）</u> <u>環 境 部</u> <u>健 康 福 祉 部</u> <u>農 林 水 産 部</u> <u>建 設 交 通 部</u> <u>警 察 本 部</u> また、危機管理監は、被害状況に応じて必要と認めるときは、<u>緊急参集チームを招集する。</u> <u>イ 緊急参集チームは、「一般計画編第3編第1章第2節」に掲げる業務を行う。</u></p> <p>2 府災害対策本部の組織等 (1) 設置 府の地域に、地震、津波等による予想し難い災害が発生した場合は、<u>緊急参集チームの協議結果を踏まえ、知事が設置を決定する。</u>（災害対策本部長…知事、災害対策副本部長…副知事）</p> <p>(削除)</p>	<p>「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う災害警戒本部の設置基準の見直し等(府民生活部)</p> <p>危機管理体制の充実・強化(府民生活部)</p> <p>危機管理体制の充実・強化(府民生活部)</p>
-----	---	---	--

震災（17/34）

200	<p>(略)</p> <p>3 災害対策本部の運用 (1) 運用計画 ア～カ (略) キ 国が非常（緊急）災害現地対策本部又は政府現地連絡調整室若しくは政府現地災害対策室を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。</p> <p>第3 航空運用調整班運用計画 (追加) 1～3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 災害対策本部の運用 (1) 運用計画 ア～カ (略) キ 国が非常（緊急）災害現地対策本部又は政府現地連絡調整室若しくは政府現地災害対策室を、<u>関西広域連合が現地支援本部を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。</u></p> <p>第3 航空運用調整班運用計画 <u>京都府災害対策本部航空運用調整班の運用計画について定める。</u> <u>なお、あらかじめ消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリ等災害時の航空機の利用について協議する。</u> 1～3 (略)</p>	<p>関西防災・減災プランの変更に伴う修正(府民生活部)</p> <p>防災基本計画の修正に基づく修正(府民生活部)</p> <p>組織改編に伴う修正(府警察本部)</p> <p>組織改編に伴う修正(企画調整理事付)</p> <p>字句修正等(職員長G)</p> <p>組織改編に伴う修正(文化スポーツ部)</p> <p>名称変更(健康福祉部)</p> <p>組織改編に伴う修正(企画調整理事)</p>
201	<p>&lt;別表&gt; その他の職員 健康福祉総務参事 監理課副課長 警察本部警備部理事官(危機管理対策室長)</p>	<p>&lt;別表&gt; その他の職員 健康福祉総務課参事 監理課参事 警察本部危機管理対策室長</p>	<p>字句修正等(健康福祉部、建設交通部)</p>
202	<p>&lt;図&gt;京都府災害対策本部組織図 災害対策本部会議 危機管理監 (追加) (略)</p> <p>職員部 総務事務班</p> <p>文化スポーツ部 文化芸術振興班 文化交流事業班</p> <p>健康福祉部 救助班</p> <p>商工労働観光部</p>	<p>&lt;図&gt;京都府災害対策本部組織図 災害対策本部会議 危機管理監 企画調整理事 (略)</p> <p>職員部 (削除)</p> <p>文化スポーツ部 文化芸術班 (削除)</p> <p>健康福祉部 健康福祉総務班</p> <p>企画調整理事・商工労働観光部</p>	<p>組織改編に伴う修正(企画調整理事付)</p> <p>字句修正等(職員長G)</p>
203	<p>&lt;表&gt;災害対策本部の事務分掌 ・職員部</p>	<p>&lt;表&gt;災害対策本部の事務分掌 ・職員部</p>	<p>字句修正等(職員長G)</p>

震災（18/34）

<p>班名：動員・厚生班 班長担当職：給与厚生課長</p> <p>204</p> <p>・文化スポーツ部 班名：文化芸術振興班 班長担当職：文化芸術振興課長 事務分掌：1 文化芸術関係施設、資料等の被害状況調査及び応急措置に関すること。</p> <p>班名：文化交流事業班 班長担当職：文化交流事業課長 事務分掌：1 部内他課の応援に関すること。</p>	<p>班名：動員・厚生班 班長担当職：職員総務課長</p> <p>・文化スポーツ部 班名：文化芸術班 班長担当職：文化芸術課長 事務分掌：1 部内他課の応援に関すること。</p> <p>(削除)</p>	<p>組織改編に伴う修正(文化スポーツ部)</p>
<p>205</p> <p>・健康福祉部 班名 救助班 事務分掌 1～3 (略) (追加)  4、5 (略)</p> <p>班名 健康対策班 事務分掌 1 巡回健康相談スタッフの派遣に関すること。  2 (略)</p> <p>班名：介護・地域福祉班 事務分掌 1 社会福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。  2、3 (略)</p>	<p>・健康福祉部 班名 健康福祉総務班 事務分掌 1～3 (略) 4 巡回健康相談、医療救護等に係る保健・医療・福祉活動チームの情報収集及び必要な連絡調整の実施に関すること。 5、6 (略)</p> <p>班名 健康対策班 事務分掌 1 保健師・栄養士の派遣及び保健活動に関する情報収集に関すること。 2 (略)</p> <p>班名：介護・地域福祉班 事務分掌 1 社会福祉施設(他班の所管を除く)の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2、3 (略)</p>	<p>名称変更(健康福祉部)</p> <p>京都府災害時保健師活動マニュアル等の策定に伴う修正(健康福祉部)</p> <p>京都府災害時保健師活動マニュアル等の策定に伴う修正(健康福祉部)</p> <p>字句修正等(健康福祉部)</p>
<p>206</p> <p>・商工労働観光部 部長及び副部長担当職 部長 (追加) 商工労働観光部長</p> <p>班名 産業立地班 事務分掌 1 (略) 2 災害時における電力供給についての連絡調整に関すること。</p>	<p>・企画調整理事・商工労働観光部 部長及び副部長担当職 部長 企画調整理事 商工労働観光部長</p> <p>班名 産業立地班 事務分掌 1 (略) (削除)</p>	<p>組織改編に伴う修正(企画調整理事付)</p> <p>字句修正等(商工労働観光部)</p>
<p>208</p> <p>・教育部 班名 学校教育班</p>	<p>・教育部 班名 学校教育班</p>	<p>字句修正等(教育庁)</p>

震災(19/34)

<p>事務分掌 1 災害地における小中学校児童生徒等の応急教育に関すること。 2 小中学校の教育計画の変更に関すること。 3 (略)</p> <p>・警察本部 班名 警備班 事務分掌 1 災害地における応急措置に関すること。 2～4 (略)</p> <p>班名 生活安全班 事務分掌 1 災害地の犯罪予防に関すること。 2、3 (略)</p> <p>班名 地域班 事務分掌 1 災害地の警戒警らに関すること。 2、3 (略) 4 津波予報の伝達に関すること。</p> <p>班名 交通班 事務分掌 1 災害地及びその周辺における交通規制に関すること。 2、3 (略)</p> <p>209</p> <p>第5 動員計画(各機関) &lt;表&gt;京都府災害警戒本部等動員計画表 震度4(11) (追加)</p> <p>震度5弱及び5強(50) 知事直轄組織 秘書課1、広報課1、人事課1、会計課1</p> <p>津波警報大津波警報(34) 知事直轄組織 秘書課1、人事課1、会計課1</p>	<p>事務分掌 1 災害地における小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒等の応急教育に関すること。 2 小学校、中学校及び義務教育学校の教育計画の変更に関すること。 3 (略)</p> <p>・警察本部 班名 警備班 事務分掌 1 被災地における応急措置に関すること。 2～4 (略)</p> <p>班名 生活安全班 事務分掌 1 被災地の犯罪予防に関すること。 2、3 (略)</p> <p>班名 地域班 事務分掌 1 被災地の警戒警らに関すること。 2、3 (略) (削除)</p> <p>班名 交通班 事務分掌 1 被災地及びその周辺における交通規制に関すること。 2、3 (略)</p> <p>第5 動員計画(各機関) &lt;表&gt;京都府災害警戒本部等動員計画表 震度4 「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)の通報(12)</p> <p>震度5弱及び5強(53) 知事直轄組織 秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1</p> <p>津波警報大津波警報(34) 知事直轄組織 秘書課1、職員総務課1、会計課1</p>	<p>内部規程との整合(府警察本部)</p> <p>「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う災害警戒本部の動員計画の見直し(府民生活部) 字句修正等(知事直轄G)</p>
<p>215</p> <p>第9節 広域応援協力計画 第1 国に対する応援要請 3 知事は、地震、台風、水災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第24条の3の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。</p>	<p>第9節 広域応援協力計画 第1 国に対する応援要請 3 知事は、地震、台風、水災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第44条の3の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。</p>	<p>字句修正等(府民生活部)</p>

震災(20/34)

217	<p>第10節 労務供給計画</p> <p>第3 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>各市町村で災害応急対策を実施するに当たり、災害対策本部委員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する時における労働者の確保については、第2節に準じて詳細に定めるとともに、管轄の公共職業安定所と緊密な連携をとるものとする。</p> <p><b>第2章 通信情報連絡活動計画</b></p> <p>第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達</p> <p>第3 責務</p> <p>〈表〉被害程度の認定規準</p> <p>用語 文教施設</p> <p>被害程度認定規準 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。</p> <p>2 府</p> <p>(2) 情報の報告及び通報</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>ウ (略)</p> <p>〈表〉関係機関と本部各部の分担</p> <p>関係機関 西日本高速道路株式会社</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第4節 通信手段の確保</p> <p>第1 災害時の通信連絡</p> <p>(略)</p> <p>また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況(ふくそう)になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」ならびに「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」を提供し、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社(関西総支社)及びソフトバンク株式会社は「災害用伝言板サービス」を提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。</p> <p>第3 孤立防止対策用衛星電話の使用</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 労務供給計画</p> <p>第3 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>各市町村で災害応急対策を実施するに当たり、災害対策本部委員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する時における労働者の確保については、第2節に準じて詳細に定めるとともに、管轄の公共職業安定所と緊密な連携をとるものとする。</p> <p><b>第2章 通信情報連絡活動計画</b></p> <p>第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達</p> <p>第3 責務</p> <p>〈表〉被害程度の認定規準</p> <p>用語 文教施設</p> <p>被害程度認定規準 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。</p> <p>2 府</p> <p>(2) 情報の報告及び通報</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 府は、<u>関西広域連合の求めに応じ、取りまとめた被害状況を応援受援調整支援システムを活用して、遅滞なく報告するものとする。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>〈表〉関係機関と本部各部の分担</p> <p>関係機関 西日本高速道路株式会社</p> <p>阪神高速道路株式会社</p> <p>京都府道路公社</p> <p>第4節 通信手段の確保</p> <p>第1 災害時の通信連絡</p> <p>(略)</p> <p>また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況(ふくそう)になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル(171)」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社(関西総支社)及びソフトバンク株式会社は災害用伝言板サービスを提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。</p> <p>(削除)</p>	<p>字句修正等(府民生活部)</p> <p>字句修正等(教育庁)</p> <p>関西防災・減災プランの変更に伴う修正(府民生活部)</p> <p>字句修正等(建設交通部)</p> <p>字句修正等(西日本電信電話(株))</p> <p>孤立防止対策用衛星電話の廃止に伴う修正(西日</p>
-----	---	--	---

震災(21/34)

240	<p>第4・第5 (略)</p> <p>第6 移動通信機器の貸与</p> <p>災害応急対策のため必要とする無線機器が不足する場合は、府は国や通信事業者へ移動通信機器(衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線)の貸与申請等を行い通信手段の確保を図るものとする。</p> <p><b>第3章 津波災害応急対策計画</b></p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 府警察本部</p> <p>(略)</p> <p>また、津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたときは速やかに沿岸市町に予報内容を伝達するとともに、救出者等の救出救出及び避難誘導、災害応急対策の実施に伴う交通規制、被災地域の警戒警備等必要な措置を実施する。</p> <p><b>第4章 自衛隊災害派遣計画</b></p> <p>第5節 災害派遣要請手続</p> <p>第4 災害派遣要請等のあて先</p> <p>1 知事が要請する場合(第1の場合)</p> <p>(2) 陸上自衛隊第4施設団長</p> <p>所在地：宇治市広野町風呂外1-1</p> <p><b>第6章 医療助産計画</b></p> <p>第3節 計画の方法及び内容</p> <p>〈表〉空輸のための応援要請をする場合の連絡系統</p> <p>京都市消防局消防指令センター</p> <p>212-6750</p> <p>第八管区海上保安本部警備救難部救難課</p> <p><b>第9章 輸送計画</b></p> <p>第3節 輸送の方法等</p> <p>〈表〉輸送計画の連絡系統</p> <p>2 海上輸送を要請する場合</p> <p>第八管区海上保安本部警備救難部救難課</p> <p>3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合</p> <p>京都市消防局消防指令センター</p> <p>212-6750</p>	<p>第3・第4 (略)</p> <p>第5 移動通信機器の貸与</p> <p>災害応急対策のため必要とする無線機器が不足する場合は、府は近畿総合通信局や通信事業者へ移動通信機器(衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線)の貸与申請等を行い通信手段の確保を図るものとする。</p> <p><b>第3章 津波災害応急対策計画</b></p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 府警察本部</p> <p>(略)</p> <p>また、大津波警報又は津波警報が発表されたときは速やかに沿岸警察署長に予報内容を伝達するとともに、被災者等の救出救助及び避難誘導、災害応急対策の実施に伴う交通規制、被災地域の警戒警備等必要な措置を実施する。</p> <p><b>第4章 自衛隊災害派遣計画</b></p> <p>第5節 災害派遣要請手続</p> <p>第4 災害派遣要請等のあて先</p> <p>1 知事が要請する場合(第1の場合)</p> <p>(2) 陸上自衛隊第4施設団長</p> <p>所在地：宇治市広野町風呂垣外1-1</p> <p><b>第6章 医療助産計画</b></p> <p>第3節 計画の方法及び内容</p> <p>〈表〉空輸のための応援要請をする場合の連絡系統</p> <p>京都市消防局消防指令センター</p> <p>212-6700</p> <p>第八管区海上保安本部警備救難部環境防災課</p> <p><b>第9章 輸送計画</b></p> <p>第3節 輸送の方法等</p> <p>〈表〉輸送計画の連絡系統</p> <p>2 海上輸送を要請する場合</p> <p>第八管区海上保安本部警備救難部環境防災課</p> <p>3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合</p> <p>京都市消防局消防指令センター</p> <p>212-6700</p>	<p>本電信電話(株))</p> <p>字句修正等(近畿総合通信局)</p> <p>字句修正等(府警察本部)</p> <p>字句修正等(陸上自衛隊第4施設団)</p> <p>字句修正等(京都市)</p> <p>組織改編に伴う修正(第八管区海上保安本部)</p> <p>組織改編に伴う修正(第八管区海上保安本部)</p> <p>字句修正等(京都市)</p>
-----	--	---	---

震災(22/34)

<p>267</p> <p>274</p> <p>275</p> <p>280～ 283</p>	<p>第八管区海上保安本部警備救難部救難課</p> <p>第5節 緊急通行車両等の取扱い</p> <p>第1 権限の委任 交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長(以下この節において「交通規制課長等」という。)は、災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両等の確認を行うものとする。</p> <p>第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項</p> <p>2 通行を認める期間 緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘案して弾力的に運用すること。ただし、反復継続して同一の区間を通行するものについては、<u>5日</u>を限度とすること。</p> <p>3 指導事項 <u>(1) 標章の裏面に記載した注意事項及び条件を遵守させること。</u> <u>(2) その他事案に応じて必要と認める事項を遵守させること。</u></p> <p>第10章 交通規制に関する計画</p> <p>第2節 交通規制対策</p> <p>第1 関係機関の対策</p> <p>1 府警察本部等の対策 (1)～(3) (略) (4) 警察本部長は、法交通規制を実施した場合において、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めるときは、<u>う回路を指定する。</u> (5)～(9) (略)</p> <p>2 府建設交通部 (略) (追加)</p> <p>第5節 地震発生時における道路通行規制要領 &lt;表&gt;異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準</p>	<p>第八管区海上保安本部警備救難部環境防災課</p> <p>第5節 緊急通行車両等の取扱い</p> <p>第1 事務の取扱者 交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長(以下この節において「交通規制課長等」という。)は、災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両等の確認を行う。</p> <p>第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項</p> <p>2 通行を認める期間 緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘案して弾力的に運用すること。ただし、反復継続して同一の区間を通行するものについては、<u>標章の発行の日の翌日から起算して1箇月後の日までを限度とすること。</u></p> <p>3 指導事項 (削除) その他事案に応じて必要と認める事項</p> <p>第10章 交通規制に関する計画</p> <p>第2節 交通規制対策</p> <p>第1 関係機関の対策</p> <p>1 府警察本部等の対策 (1)～(3) (略) (4) 警察本部長は、法交通規制を実施した場合において、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めるときは、<u>道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。</u> (5)～(9) (略)</p> <p>2 府建設交通部 (1) (略) (2) 地震災害時に、土木事務所長及び港湾局長は、それぞれが管理する道路に車両等が停止し、又は著しく停滞し、緊急通行車両の通行を妨げ災害応急対策の実施に支障のおそれがあり、緊急通行車両の通行確保が必要な場合は、区間を指定し、当該車両等の所有者等に対し、道路外へ移動するなどの命令を行う。また、命令を受けた者が措置をとらない場合や、当該車両等の所有者等が現場にいない場合などにおいて、自ら車両等の移動等を行う。</p> <p>第5節 地震発生時における道路通行規制要領 &lt;表&gt;異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 (最新状況に差し替え)</p>	<p>組織改編に伴う修正(第八管区海上保安本部) 字句修正等(府警察本部)</p> <p>字句修正等(府警察本部)</p> <p>字句修正等(建設交通部)</p> <p>時点修正(建設交通部)</p>
--	--	---	--

震災( 23/34 )

<p>284～ 286</p> <p>287</p> <p>300</p> <p>301</p>	<p>&lt;表&gt;特殊通行規制区間及び道路通行規制基準</p> <p>&lt;表&gt;京都市の規制要領 異常気象時における道路通行規制基準(京都市)</p> <p>&lt;表&gt;特殊通行規制区間図 西坂蓼原線 河守KTRアンダーパス (略) (追加)</p> <p>第11章 避難に関する計画</p> <p>第1節 避難の方針 (略) 府民は、気象予報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。また、市町村から避難勧告が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 避難者健康対策</p> <p>第3 支援活動体制及び活動内容 被災者の健康問題に対応するため、被災地市町村と府は保健師や栄養士等の支援チーム及び災害派遣福祉チーム(DWAT)を編成し支援活動にあたる。</p> <p>1 災害発生から概ね2週間 (1) 自宅滞在している被災者への保健活動 ア 地域住民の被災状況を把握するとともに、居宅滞在者の健康調査を実施する。 イ 健康維持や生活活動等に必要保健・医療・福祉(介護)の情報を提供するとともに必要に応じた支援を行う。 (2) 避難所の被災者への保健活動 ア 被災住民への健康相談により、被災者の健康状況を把握する。 イ 医療が必要な者を早期に発見し必要な医療・保健指導を行うため、巡回診療体制を準備し実施する。</p>	<p>&lt;表&gt;特殊通行規制区間及び道路通行規制基準 (最新状況に差し替え)</p> <p>&lt;表&gt;京都市の規制要領 異常気象時における道路通行規制基準(京都市) (最新状況に差し替え)</p> <p>&lt;表&gt;特殊通行規制区間図 西坂蓼原線 河守KTRアンダーパス (略) 宇治淀線 寺山</p> <p>第11章 避難に関する計画</p> <p>第1節 避難の方針 (略) 府民は、気象予報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、府民は必要に応じて避難勧告等発令前であっても、あらかじめ設定していた自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市町村から避難勧告が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 避難者健康対策</p> <p>第3 支援活動体制及び活動内容 発災時には、被災者の健康問題に対応するため、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府災害時保健師活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。 また、災害派遣福祉チーム(DWAT)を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。</p> <p>1 支援体制の企画・調整活動 ア 保健活動に関する情報収集等を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整し、居宅及び避難所の支援体制を確立する。 イ 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。 ウ 救護所や災害派遣精神チーム(DPAT)等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。 エ 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。 オ 必要物品・設備の点検、整備及び調整を行う。</p>	<p>時点修正(建設交通部)</p> <p>時点修正(京都市)</p> <p>時点修正(建設交通部)</p> <p>水害等避難行動タイムライン作成指針の作成に伴う修正(府民生活部)</p> <p>京都府災害時保健師活動マニュアル等の策定に伴う修正(健康福祉部)</p>
--	---	---	--

震災( 24/34 )

ウ 避難所支援関係者との連絡調整、連携、情報共有により、環境整備を図る。

エ 衛生管理、栄養管理を行い、感染症予防や疾病の発症、重症化の予防に努める。

(3) 支援体制の企画・調整活動

ア 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。

イ 居宅及び避難所の被災者への支援体制づくり及び調整を行う。

ウ 救護所や災害派遣精神医療チーム（DPAAT）等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。

エ 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。

オ 必要物品・設備の点検及び整備、調整を行う。

2 災害発生後概ね2週間以降

(1) 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりを支援する。

(2) 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的・社会的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実施する。

(3) 一時避難所から仮設住宅入居あるいは自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。

(4) 通常業務を再開するための体制づくりを行う。

2 災害発生時から復興期までの支援活動

災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までフェーズ0からフェーズ5までの6段階に分けて時期に応じた活動を実施する。

(1) 概ね災害発生後24時間以内（フェーズ0 初動体制の確立）

ア 保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集する。

イ 災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保を行う。

(2) 概ね災害発生後72時間以内（フェーズ1 緊急対策期）

ア 被災地の健康被害状況に基づき、国に派遣チームの派遣を要請し、支援体制を整備する。

イ 被災者リストを作成し、避難者の健康実態、衛生状態などの生活実態、栄養状態等について調査し、災害保健活動の方針を決定する。

ウ 避難者の健康課題や要配慮者の早期発見を行い、避難所等の環境整備や適切な場所への移動を支援し、感染症や疾病の重症化等二次的な健康被害を予防する。

エ 医療・看護・介護チーム等と連携し、避難生活における医療継続の体制整備を行う。

オ 感染症、エコノミー症候群、ロコモ予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。

(3) 災害発生後概ね3日～2週間（フェーズ2 応急対策期 避難所が中心）

ア 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりなど、自主的な避難所運営に移行できるよう支援する。

イ 避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活によるストレス状況への対応に留意し、派遣チーム・専門家チーム等との連携・情報共有を十分に行う。

(4) 災害発生後概ね2週間から2か月（フェーズ3 応急対策期 避難所から仮設住宅入居まで）

ア 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実行する。

イ 避難所から仮設住宅入居又は自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。

(5) 災害発生後概ね2か月から1年まで（フェーズ4 復旧・復興対策期）

ア 新たなコミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援を行う。

イ 健康調査を実施し、各種健康相談やサロン活動を早期に実施し、孤独死や閉じこもりを予防する。

ウ 応援・派遣保健師等の調整、終了時期の検討等通常業務の再開と生活再建に向けた活動支援の計画・実施を行う。

(6) 災害発生後概ね1年以降（フェーズ5 復興支援期）

312

第12章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針  
 <表>  
 必要とされる対策 ○災害用伝言ダイヤル等の運用開始

314

第13章 食料、飲料水及び生活実需品等供給計画

第1節 食料供給計画(府健康福祉部・府農林水産部)

第4 食料供給の方法

1 食料の供給系統

(1)、(2) (略)

(追加)

(3) 物資配送は、物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

第8 市町村地域防災計画で定める事項

1～3 (略)

5 その他による食品の供給計画等

第3節 生活必需品等供給計画(府健康福祉部・府商工労働観光部・府総務部)

320

第6 物資の供給系統

1 (略)

2 府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市町村の定める地域内輸送拠点に輸送する。また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、緊急で市町村の地域内物資輸送拠点を經由するいとまがないと認められるときは、この限りでない。

ア 住み慣れてきた復興住宅から、再び移動することに伴う生活不安や新たな健康問題を支援する。

イ 被災自治体職員や外部支援者へのこのころのケアと健康管理を継続的に行う。

第12章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針  
 <表>  
 必要とされる対策 ○災害用伝言ダイヤル(1711)等の運用開始

第13章 食料、飲料水及び生活実需品等供給計画

第1節 食料供給計画(府民生活部・府健康福祉部・府農林水産部)

第4 食料供給の方法

1 食料の供給系統

(1)、(2) (略)

(3) 府は、府の広域物資輸送拠点が被災すること等により使用不能に陥った場合、又は、物資の滞留により円滑な物資供給を行うことができない場合には、関西広域連合に対し、代替施設として、救護物資の受け入れ等の役割を担う基幹的物資供給(0(ゼロ)次物資拠点)を開設するよう要請する。

(4) 府は宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

第8 市町村地域防災計画で定める事項

1～3 (略)

4 その他による食品の供給計画等

第3節 生活必需品等供給計画(近畿経済産業局・府民生活部・府健康福祉部・府商工労働観光部・府総務部・府警察本部・近畿中国森林管理局)

第6 物資の供給系統

1 (略)

2 府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市町村の定める地域内輸送拠点に輸送する。また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資(府からの要請を待たずに緊急輸送されるブッシュ型支援によるものを含む。)について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や

字句修正等(西日本電信電話(株))

字句修正等(府民生活部) 関西防災・減災プランの変更に伴う修正(府民生活部)

字句修正等(府民生活部)

字句修正等(府民生活部等)

関西防災・減災プランの変更に伴う修正(府民生活部)

<p>(追加)</p> <p>3 物資配達は、物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。</p> <p>第10 燃料の確保 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>府は、災害が発生した場合に、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の燃料確保が困難な場合、府の区域内の個々の要請案件について、要請する燃料の油種や数量、案件の優先度等を提示し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。</p> <p><b>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画</b> 第1節 防疫及び保健衛生計画 第4 家庭動物の保護及び収容対策 1 実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、市町村及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。</p> <p>2 実施方法 (1)～(3) (略) (追加) (4)～(7) (略)</p> <p>第3節 遺体の捜索、処理及び埋火葬計画 第3 遺体の処理 2 処理の内容</p>	<p>広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。</p> <p>3 府は、府の広域物資輸送拠点が被災すること等により使用不能に陥った場合、又は、物資の滞留により円滑な物資供給を行うことができない場合には、関西広域連合に対し、代替施設として、救護物資の受け入れ等の役割を担う基幹的物資供給(0(ゼロ)次物資拠点)を開設するよう要請する。</p> <p>4 府は宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。</p> <p>第10 燃料の確保 1 府は、京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給要請を行う。</p> <p>2 経済産業大臣が石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」の実施を勧告した場合においては、石油精製業者等は、系列を超えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制を速やかに構築し、被災により供給が不足する事態が生じた地域の燃料供給体制を早期に復旧させる。</p> <p>3 府は、災害が発生した場合に、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の燃料確保が困難な場合、府の区域内の個々の要請案件について、要請する燃料の油種や数量、案件の優先度等を提示し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。</p> <p><b>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画</b> 第1節 防疫及び保健衛生計画 第4 家庭動物の保護及び収容対策 1 実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、「災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、動物救護対策本部を設置し、市町村及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。</p> <p>2 実施方法 (1)～(3) (略) (4) 被災動物(同行避難した動物数等)の情報を収集する。 (5)～(8) (略)</p> <p>第3節 遺体の捜索、処理及び埋火葬計画 第3 遺体の処理 2 処理の内容</p>	<p>字句修正等(府民生活部)</p> <p>防災基本計画との整合(健康福祉部)</p> <p>字句修正等(府警察本部)</p>
--	---	--

震災(27/34)

<p>(3) 検案 原則として救護班により行う。 警察官、海上保安官が発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、検視規則、死体取扱規則又は海上保安庁死体取扱規則等の諸規程に基づき検視その他所要の措置を行う。</p> <p>第4 遺体の埋火葬 3 埋火葬体制の整備 (1) 府は、市町村相互間及び近隣府県との協力のもとに、災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための広域的な協力連携体制を確立するとともに、災害時には市町村と連携して、広域的な埋火葬の実施を支援する。 (2)、(3) (略)</p> <p><b>第16章 災害警備に関する計画</b> 〈表〉警備計画の連絡系統 府対策本部</p> <p><b>第17章 施設の応急対策に関する計画</b> 第2節 鉄道施設応急対策計画 第6 近畿日本鉄道株式会社の計画 2 災害応急対策 (1) 異例事態対策本部等の設置 被災の規模等により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規定」等に基づき、必要に応じて本社に異例事態対策本部または非常本部、大阪・名古屋統括部に現地対策本部を設置して対処する。 (2)、(3) (略)</p> <p>第3節 公共土木施設応急対策計画 〈表〉道路・交通の災害情報等の伝達系統</p> <p>〈表〉緊急輸送道路一覧表</p> <p>第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第2 電気施設(関西電力株式会社) 5 復旧応援 被害が大きく、京都支社もしくは舞鶴発電所などの要員では早期復旧が困難な場合は、他支社や火力事業本部等への応援を要請する。この場合、応援要員は上記対策本部長の指揮下に入る。</p>	<p>(3) 検案 原則として救護班により行う。 警察官、海上保安官が発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則又は海上保安庁死体取扱規則等の諸規程に基づき検視その他所要の措置を行う。</p> <p>第4 遺体の埋火葬 3 埋火葬体制の整備 (1) 府は、市町村相互間及び近隣府県との協力のもとに、別途定めた「京都府広域火葬計画」により、災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための広域的な協力連携体制を確立するとともに、災害時には市町村と連携して、広域的な埋火葬の実施を支援する。 (2)、(3) (略)</p> <p><b>第16章 災害警備に関する計画</b> 〈表〉警備計画の連絡系統 府対策本部</p> <p><b>第17章 施設の応急対策に関する計画</b> 第2節 鉄道施設応急対策計画 第6 近畿日本鉄道株式会社の計画 2 災害応急対策 (1) 異例事態対策本部等の設置 被災の規模等により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規定」等に基づき、必要に応じて本社に異例事態対策本部、大阪・名古屋統括部に現地対策本部を設置して対処する。 (2)、(3) (略)</p> <p>第3節 公共土木施設応急対策計画 〈表〉道路・交通の災害情報等の伝達系統 (最新状況に差し替え)</p> <p>〈表〉緊急輸送道路一覧表 (最新状況に差し替え)</p> <p>第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第2 電気施設(関西電力株式会社) 5 復旧応援 被害が大きく、京都支社もしくは事業所などの要員では早期復旧が困難な場合は、他支社や本店等への応援を要請する。この場合、応援要員は上記対策本部長の指揮下に入る。</p>	<p>京都府広域火葬計画策定に伴う修正(健康福祉部)</p> <p>字句修正等(府警察本部)</p> <p>字句修正等(近畿日本鉄道(株))</p> <p>字句修正等(近畿地方整備局)</p> <p>時点修正等(京丹後市)</p> <p>字句修正等(関西電力株式会社)</p>
---	--	--

震災(28/34)

358	<p>第9節 住宅応急対策計画</p> <p>第3 応急仮設住宅</p> <p>1 仮設住宅の建設 (略)</p> <p>知事は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者のあつせんその他の協力を得るため、社団法人プレハブ建築協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結しておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第9節 住宅応急対策計画</p> <p>第3 応急仮設住宅</p> <p>1 仮設住宅の建設 (略)</p> <p>知事は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者のあつせんその他の協力を得るため、<u>一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会とそれぞれ「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結しておくものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>一般社団法人全国木造建設事業協会との協定締結等(建設交通部)</p>
359	<p>第6 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>1 応急仮設住宅</p> <p>(1) 入居者選考の機関の設置(入居者の決定は知事が行うが、市町村長はその補助機関として)</p>	<p>第6 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>1 応急仮設住宅</p> <p>(1) 入居者選考の機関の設置(入居者の決定は知事が行い、市町村長はその補助機関とする。)</p>	<p>字句修正等(府民生活部)</p>
362	<p><b>第18章 災害地の応急対策に関する計画</b></p> <p>第1節 住宅関係障害物除去計画(府健康福祉部・府建設交通部)</p> <p>1 除去活動の実施要領</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 労力又は機械力が不足する場合は府(土木事務所)に要請し、隣接市町村からの派遣を求める。</p> <p>(4) (略)</p>	<p><b>第18章 災害地の応急対策に関する計画</b></p> <p>第1節 住宅関係障害物除去計画</p> <p>1 除去活動の実施要領</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 労力又は機械力が不足する場合は、<u>災害対策基本法第67条に基づき他の市町村からの応援を求める。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>字句修正等(建設交通部)</p>
378	<p><b>第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画</b></p> <p>別表1 京都府災害支援対策本部組織図</p> <p>災害支援対策本部会議 危機管理監 (追加) (略)</p> <p>知事直轄組織 (職員長グループ) 給与厚生課 (追加) 総務事務センター</p> <p>文化スポーツ部 文化芸術振興課 文化交流事業課</p> <p>商工労働観光部</p>	<p><b>第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画</b></p> <p>別表1 京都府災害支援対策本部組織図</p> <p>災害支援対策本部会議 危機管理監 企画調整理事 (略)</p> <p>知事直轄組織 (職員長グループ) 職員総務課 人事課 総務事務センター</p> <p>文化スポーツ部 文化芸術課 (削除)</p> <p>企画調整理事・商工労働観光部</p>	<p>組織改編に伴う修正(企画調整理事付)</p> <p>字句修正等(職員長G)</p> <p>組織改編に伴う修正(文化スポーツ部)</p> <p>組織改編に伴う修正(企画調整理事付)</p>

震災(29/34)

379	<p>別表2 京都府災害支援対策本部事務分掌</p> <p>・知事直轄組織 課(室)名: 給与厚生課</p>	<p>別表2 京都府災害支援対策本部事務分掌</p> <p>・知事直轄組織 課(室)名: 職員総務課</p>	<p>画調整理事付)</p> <p>字句修正等(職員長G)</p>
380	<p>・文化スポーツ部 課(室)名: 文化芸術振興課 事務分掌: <u>1 文化施設等への支援に関すること。</u></p> <p>課(室)名: 文化交流事業課 事務分掌: <u>1 部内他課の応援に関すること。</u></p>	<p>・文化スポーツ部 課(室)名: 文化芸術課 事務分掌: <u>1 部内他課の応援に関すること。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>組織改編に伴う修正(文化スポーツ部)</p>
381	<p>・健康福祉部 課(室)名: 介護・地域福祉課 事務分掌: 1 (略) 2 <u>社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。</u> 3 (略)</p> <p>・商工労働観光部</p>	<p>・健康福祉部 課(室)名: 介護・地域福祉課 事務分掌: 1 (略) 2 <u>介護保険施設等への介護職員等の派遣に関すること。</u> 3 (略)</p> <p>・企画調整理事・商工労働観光部</p>	<p>字句修正等(健康福祉部)</p> <p>組織改編に伴う修正(企画調整理事付)</p>
382	<p>・教育庁 課(室)名: 学校教育課 事務分掌: 1 <u>小中学校児童・生徒の転入学受入れに関すること。</u> 2 <u>小中学校教員等の派遣に関すること。</u></p>	<p>・教育庁 課(室)名: 学校教育課 事務分掌: 1 <u>小学校、中学校及び義務教育学校児童・生徒の転入学受入れに関すること。</u> 2 <u>小学校、中学校及び義務教育学校教員等の派遣に関すること。</u></p>	<p>字句修正等(教育庁)</p>
384	<p><b>第26章 応援受援計画</b></p> <p>第1節 応援計画</p> <p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>なお、本計画は、関西広域連合(以下、「広域連合」という。)が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより実効性を確保する。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>3 応援の実施</p> <p>(2) 応援ニーズの把握と調整 先遣隊や現地連絡員等からの情報を踏まえ、被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう調整に努める。</p>	<p><b>第26章 応援受援計画</b></p> <p>第1節 応援計画</p> <p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>なお、府は、市町村に対して応援体制が整備されるよう働きかける<u>こととする。</u> また、本計画は、関西広域連合(以下、「広域連合」という。)が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより実効性を確保する。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>3 応援の実施</p> <p>(2) 応援ニーズの把握と調整 先遣隊や現地連絡員等からの情報を踏まえ、<u>応援受援調整支援システムの活用等により被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実</u></p>	<p>関西防災・減災プランの変更に伴う修正(府民生活部)</p>

震災(30/34)

385	<p>第2節 受援計画</p> <p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>なお、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 応援の要請</p> <p>発災時において、災害の規模、被害の程度等から、国や他の都道府県等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、すみやかに応援要請を行うこととする。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>国や他の都道府県等からの応援を効率的かつ効果的に受けるため、次の業務や体制づくりに取り組む。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 重症患者広域搬送・DMAT、救護班受入</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>オ 広域避難</p>	<p>施できるよう調整に努める。</p> <p>第2節 受援計画</p> <p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進、被災地緊急サポートチームの整備、被災市区町村応援職員確保システムの整備及び災害マネジメント総括支援員の登録(総務省)を行うこととする。</p> <p>また、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 応援の要請</p> <p>発災時において、災害の規模、被害の程度等から、国や広域連合、他の都道府県等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、<u>応援受援調整支援システム</u>の活用等により、すみやかに応援要請を行うこととする。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>国や他の都道府県等からの応援を効率的かつ効果的に受け、被災市区町村の災害対応を支援するため、<u>受援の総合調整等を行う応援・受援本部を設置し</u>、次の業務や体制づくりに取り組む。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 重症患者広域搬送・DMAT、DPAT、救護班等医療、介護・福祉支援の受入</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>オ <u>避難所運営支援の受入</u></p> <p>カ 広域避難</p>	<p>「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱及び災害マネジメント総括支援員の登録に関する要綱について」(平成30年3月23日付け総務省・消防庁通知)(総務部、府民生活部)</p> <p>関西防災・減災プランの変更に伴う修正(府民生活部)</p>
390	<p><b>第4編 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</b></p> <p>第1節 生活確保対策計画</p> <p>第8 被災証明書の交付</p> <p>1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書を交付するものとする。</p> <p>また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地</p>	<p><b>第4編 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</b></p> <p>第1節 生活確保対策計画</p> <p>第8 被災証明書の交付</p> <p>1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施するものとする。</p> <p>また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地</p>	<p>防災基本計画との整合(府民生活部)</p>

404	<p>方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等の計画的な促進等、被災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p><b>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>1 南海トラフ地震について</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(追加)</p> <p><b>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等</b></p> <p>2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備にかかる年次計画</p> <p>(7)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校(前期課程に係るも</p>	<p>方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等の計画的な促進等、被災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p><b>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>1 南海トラフ地震について</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 平成24年度に内閣府から発表された南海トラフ地震被害想定の結果について、内閣府から詳細なデータ提供を受け、平成26年6月にそれを基に京都府で整理を行った。</p> <p><b>【南海トラフ巨大地震被害想定】</b></p> <table border="1" data-bbox="743 1563 1522 1675"> <thead> <tr> <th rowspan="3">断層名</th> <th rowspan="3">最大予測震度</th> <th colspan="5">人的被害</th> <th colspan="3">建物被害</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">死者数 (人)</th> <th colspan="2">負傷者数 (人)</th> <th rowspan="2">要救助者数 (人)</th> <th rowspan="2">短期避難者数 (人)</th> <th rowspan="2">全壊 (棟)</th> <th rowspan="2">一部半壊 (棟)</th> <th rowspan="2">損失建物 (棟)</th> </tr> <tr> <th>軽傷者数 (人)</th> <th>重傷者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震</td> <td>9強</td> <td>860</td> <td>14,650</td> <td>2,680</td> <td>2,470</td> <td>15,740</td> <td></td> <td>54,470</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」が設置され、地震予知を前提としている大規模地震対策特別措置法に基づく防災応や南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の基本的な方向性について検討されたところ、報告書が取りまとめられた。国においては、この報告書を踏まえて、異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応の構築に向け、国、地方公共団体、関係事業者等における新たな防災対応に関する計画の策定の考え方や、防災対応の実施のための仕組み等を整理することとなった。</p> <p>その新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関する情報」を発表することとし、当該情報が発表された場合の国の対応については、「南海トラフ地震に関する情報」が発表された際の政府の対応について」として、平成29年9月に中央防災会議幹事会において決定され、同年11月より運用を開始した。</p> <p><b>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等</b></p> <p>2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備にかかる年次計画</p> <p>(7)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 公立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、中等教育学校(前</p>	断層名	最大予測震度	人的被害					建物被害			死者数 (人)	負傷者数 (人)		要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	一部半壊 (棟)	損失建物 (棟)	軽傷者数 (人)	重傷者数 (人)	南海トラフ地震	9強	860	14,650	2,680	2,470	15,740		54,470	<p>字句修正等(府民生活部)</p> <p>字句修正等(教育庁)</p>
断層名	最大予測震度	人的被害					建物被害																									
		死者数 (人)			負傷者数 (人)		要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	一部半壊 (棟)	損失建物 (棟)																					
			軽傷者数 (人)	重傷者数 (人)																												
南海トラフ地震	9強	860	14,650	2,680	2,470	15,740		54,470																								

のに限る。)、又は特別支援学校  
オ(略)

415

第7章 関係者との連携協力の確保  
第1節(略)  
(追加)

期課程に係るものに限る。)、又は特別支援学校  
オ(略)

第7章 関係者との連携協力の確保  
第1節(略)

第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応

中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、府は次のとおり対応するものとする。

『南海トラフ地震に関連する情報』が発表された際の京都府の対応について」の決定(府民生活部)

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報(臨時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</li> <li>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</li> </ul>
南海トラフ地震に関連する情報(定例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</li> </ul>

※ 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

2 府の当面の対応

(1) 気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)を発表し、消防庁から関係省庁警戒会議の開催結果について連絡を受けた場合には、これを踏まえ、京都府危機管理調整会議等を開催する。

(2) 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対

第2節(略)

的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が発表されたときは、京都府危機管理調整会議等において関係部局による今後の取組を確認するとともに、関西広域連合と連携しながら、府民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として、これを行う。

関西防災・減災プランとの整合(府民生活部)

なお、呼びかけ内容は、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認等とする。

(3) 関係部局においては、京都府危機管理調整会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

また、京都府危機管理調整会議等の開催結果について、直ちに南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に連絡を行うものとする。

第3節(略)



区分	京都府地域防災計画 原子力災害対策編
----	--------------------

頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
2	<b>第1編 総則</b> <b>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針</b> この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」(平成29年3月22日全部改正)を遵守するものとする。	<b>第1編 総則</b> <b>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針</b> この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」(平成29年7月5日全部改正)を遵守するものとする。	指針改正に伴う修正
4	<b>第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲</b> (前略)、本府における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりとする。各表中人口は平成29年1月1日時点を示す。	<b>第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲</b> (前略)、本府における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりとする。各表中人口は平成30年1月1日時点を示す。	時点修正
4	<b>【高浜発電所】</b> (前略) ・緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective action planning Zone) 発電所からの距離は概ね30kmとする。 PAZ 表中 (対象地域、人口) 舞鶴市 人口 <u>61</u> UPZ 表中 (対象地域、人口) 福知山市 人口 <u>468</u> 舞鶴市 人口 <u>85,091</u> 綾部市 人口 <u>8,553</u> 宮津市 人口 <u>18,427</u> 南丹市 人口 <u>3,750</u> 京丹波町 人口 <u>3,108</u> 伊根町 人口 <u>1,459</u> 合計 <u>120,856</u>  <b>【大飯発電所】</b> (前略) ・緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective action planning Zone) 発電所からの距離は概ね32.5kmとする。 UPZ 表中 (対象地域、人口) 京都市 人口 <u>289</u> 舞鶴市 人口 <u>80,366</u> 綾部市 人口 <u>1,605</u> 南丹市 人口 <u>3,390</u> 京丹波町 人口 <u>280</u>	<b>【高浜発電所】</b> (前略) ・緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective action planning Zone) 発電所からの距離は概ね30kmとする。 PAZ 表中 (対象地域、人口) 舞鶴市 人口 <u>59</u> UPZ 表中 (対象地域、人口) 福知山市 人口 <u>462</u> 舞鶴市 人口 <u>83,913</u> 綾部市 人口 <u>8,369</u> 宮津市 人口 <u>18,324</u> 南丹市 人口 <u>3,651</u> 京丹波町 人口 <u>3,029</u> 伊根町 人口 <u>1,417</u> 合計 <u>119,224</u>  <b>【大飯発電所】</b> (前略) ・緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective action planning Zone) 発電所からの距離は概ね32.5kmとする。 UPZ 表中 (対象地域、人口) 京都市 人口 <u>306</u> 舞鶴市 人口 <u>79,274</u> 綾部市 人口 <u>1,546</u> 南丹市 人口 <u>3,315</u> 京丹波町 人口 <u>267</u>	指針改正に伴う修正 時点修正

原子力(1/7)

	合計 <u>85,930</u>	合計 <u>84,708</u>	
5	<b>第7章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</b> 1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施 (前略) ・情報収集事態(高浜町若しくはおおおい町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態(福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。))をいう。以下同じ。)	<b>第7章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</b> 1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施 (前略) ・情報収集事態(高浜町若しくはおおおい町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態(削除))をいう。以下同じ。)	指針改正に伴う修正
10~11	<b>第2編 原子力災害事前対策計画</b> <b>第4章 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携</b> 2 府〔環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、福井県・滋賀県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施するものとする。	<b>第2編 原子力災害事前対策計画</b> <b>第4章 原子力防災専門官及び上級放射線防災専門官との連携</b> 2 府〔環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、福井県・滋賀県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上級放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。	組織改編
12	<b>第6章 情報の収集・連絡体制等の整備</b> 2 情報の分析整理 (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制 (前略) 〔資料〕2-5-2-④ 緊急被ばく医療現地派遣チーム	<b>第6章 情報の収集・連絡体制等の整備</b> 2 情報の分析整理 (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制 (前略) 〔資料〕2-5-2-④ 原子力災害医療現地派遣チーム	指針改正に伴う修正
16	<b>第7章 緊急事態応急体制の整備</b> 3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制 (前略) なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、府、府内関係市町及び福井県等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び関西電力株式会社の代表者又は代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じて出席することとされている。(後略)	<b>第7章 緊急事態応急体制の整備</b> 3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制 (前略) なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、府、府内関係市町及び福井県等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び関西電力株式会社の代表者又は代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じて出席することとされている。(後略)	組織名の修正
17	9 被ばく医療に係る医療チームの派遣要請体制 府〔健康福祉部〕は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めおくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。	9 原子力災害医療に係る医療チームの派遣要請体制 府〔健康福祉部〕は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な原子力災害医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる原子力災害医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めおくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。	指針改正に伴う修正

原子力(2/7)

17	10 広域的な応援協力体制の拡充・強化 府〔府民生活部〕は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品」等の放射線量の測定）をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請や、関西広域連合及び他の都道府県並びに防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。（後略）	10 広域的な応援協力体制の拡充・強化 府〔府民生活部〕は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品、 <u>家庭動物</u> 等の放射線量の測定）をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請や、関西広域連合及び他の都道府県並びに防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。（後略）	防災基本計画改正に伴う修正
30	<b>第17章 防災訓練等の実施</b> 1 訓練計画の策定 (2) 府〔府民生活部、環境部、健康福祉部〕は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、 <u>総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して府が行うべき防災対策や、複合災害、重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</u>	<b>第17章 防災訓練等の実施</b> 1 訓練計画の策定 (2) 府〔府民生活部、環境部、健康福祉部〕は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う <u>総合的な防災訓練に府が含まれる場合には、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して府が行うべき防災対策や、複合災害、重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</u>	記載の適正化
32	<b>第18章 関西電力株式会社の行う予防対策</b> 5 放射能等監視体制の整備 (4) 上記(1)から(3)の調査、測定の結果については、「高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書」 <u>に基づいて府へ報告する。</u> なお、測定値に異常があった場合には、国（ <u>経済産業省資源エネルギー庁、文部科学省</u> ）及び府へ連絡するとともに、原因の把握等所要の措置を講じるものとする。	<b>第18章 関西電力株式会社の行う予防対策</b> 5 放射能等監視体制の整備 (4) 上記(1)から(3)の調査、測定の結果については、「高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書」 <u>及び「大飯発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書」に基づいて府へ報告する。</u> なお、測定値に異常があった場合には、国（ <u>原子力規制庁</u> ）及び府へ連絡するとともに、原因の把握等所要の措置を講じるものとする。	協定の締結 組織名の修正
33	<b>第3編 緊急事態応急対策計画</b> <b>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b> 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 (2) 警戒事態が発生した場合 ア 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は関西電力株式会社等により <u>報告</u> された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。（後略）	<b>第3編 緊急事態応急対策計画</b> <b>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b> 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 (2) 警戒事態が発生した場合 ア 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は関西電力株式会社等により <u>連絡</u> された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。（後略）	語句修正

37	別図4-1 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（高浜発電所） (表中) 原子力規制委員会 <u>原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課</u> <u>防衛省運用局運用課</u>	別図4-1 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（高浜発電所） (表中) 原子力規制委員会 <u>原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）</u> <u>防衛省統合幕僚監部参事官付</u>	連絡先の変更 組織改編
38	別図4-2 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（大飯発電所） (表中) 原子力規制委員会 <u>原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課</u> <u>防衛省運用局運用課</u> <u>海上自衛隊</u> 第7普通科連隊	別図4-2 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（大飯発電所） (表中) 原子力規制委員会 <u>原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）</u> <u>防衛省統合幕僚監部参事官付</u> <u>陸上自衛隊</u> 第7普通科連隊	連絡先の変更 組織改編 組織名の修正
39	2 応急対策活動情報の連絡 (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ア 原子力防災管理者は、府をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、福井県等、府内関係市町、福井県警察本部、高浜町及びおおい町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に <u>施設設置の状況、被害の状況等を定期的にファクシミリにより連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。（後略）</u>	2 応急対策活動情報の連絡 (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ア 原子力防災管理者は、府をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、福井県等、府内関係市町、福井県警察本部、高浜町及びおおい町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に <u>関西電力株式会社の応急措置の概要を定期的にファクシミリにより連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。（後略）</u>	原子力事業者防災業務計画に準じた文言に修正
39	3 一般回線が使用できない場合の対処 原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、 <u>J-ALERT</u> 等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、府は伝達された内容を府内市町村及び関西広域連合等に連絡するものとする。	3 一般回線が使用できない場合の対処 原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、 <u>J-ALERT</u> 及び <u>N-ALERT</u> 等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、府は伝達された内容を府内市町村及び関西広域連合等に連絡するものとする。	語句の追加
41	<b>第3章 活動体制の確立</b> 1 府の活動体制 (2) 警戒事態発生時の警戒態勢 <u>(追加)</u>	<b>第3章 活動体制の確立</b> 1 府の活動体制 (2) 警戒事態発生時の警戒態勢 オ <u>京都府危機管理緊急参集チームの招集等</u> 府〔府民生活部〕は、高浜発電所又は大飯発電所で警戒事態に該	緊急参集チームの設置

	<p>(追加)</p> <p>オ 対策拠点施設の設営準備への協力</p> <p>カ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣</p> <p>キ 国等との情報の共有等</p> <p>ク 原子力災害対策本部の閉鎖</p>	<p>当する発電所施設の重要な故障等が発生した場合、又は危機管理監が必要と認めた場合は、危機管理監、次の関係部局の長等及び防災監で構成する京都府危機管理緊急参集チームを招集する。</p> <p>知事直轄組織（職員長）</p> <p>環境部 健康福祉部 農林水産部 建設交通部 警察本部</p> <p>カ 京都府危機管理緊急参集チームの業務</p> <p>(ア) 迅速かつ円滑な被害状況の情報共有及び応急措置</p> <p>(イ) 原子力災害対策本部設置の協議</p> <p>(ウ) その他災害予防及び被害軽減に係る必要な措置</p> <p>キ 対策拠点施設の設営準備への協力</p> <p>ク 現地事故対策連絡会議への職員の派遣</p> <p>ケ 国等との情報の共有等</p> <p>コ 原子力災害対策本部の閉鎖</p>	
45	<p>7 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>エ 府の防災業務関係者の放射線防護を担う班及び緊急時モニタリングセンターは、緊急時医療センター及び被ばく医療に係る医療チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p>	<p>7 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>エ 府の防災業務関係者の放射線防護を担う班及び緊急時モニタリングセンターは、緊急時医療センター及び原子力災害医療に係る医療チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p>	指針改正に伴う修正
47	<p>別表2 原子力災害警戒本部の態勢</p> <p>2 担当部・課の事務分掌</p> <p>(表中)</p> <p>健康福祉総務課</p> <p>1 災害救助法適用の準備に関すること。</p>	<p>別表2 原子力災害警戒本部の態勢</p> <p>2 担当部・課の事務分掌</p> <p>(表中)</p> <p>健康福祉総務課</p> <p>1 災害救助法運用の準備に関すること。</p>	語句修正
49	<p>別表3 災害対策本部の態勢</p> <p>2 担当部・課の事務分掌</p> <p>(表中) 担当課名</p> <p>健康福祉総務課（救助班）</p>	<p>別表3 災害対策本部の態勢</p> <p>2 担当部・課の事務分掌</p> <p>(表中) 担当課名</p> <p>健康福祉総務課（健康福祉総務班）</p>	表番号の修正 語句修正
53	<p><b>第4章 避難、一時移転等の防護措置</b></p> <p>2 避難所等</p>	<p><b>第4章 避難、一時移転等の防護措置</b></p> <p>2 避難所等</p>	

	<p>(1) 府〔府民生活部〕は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ指定避難所及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。(後略)</p>	<p>(1) 府〔府民生活部〕は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退却時検査等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。(後略)</p>	語句修正
56	<p>6 要配慮者への配慮</p> <p>(4) (表中)</p> <p>(追加)</p>	<p>6 要配慮者への配慮</p> <p>(4) (表中)</p> <p>施設名</p> <p>舞鶴医療センター（精神科病棟）</p> <p>施設種別</p> <p>病院</p> <p>所在地</p> <p>舞鶴市字行永2410番地</p>	施設の追加
60	<p><b>第8章 救助・救急及び医療活動</b></p> <p>(6) (前略)</p> <p>イ 緊急被ばく医療派遣チーム</p> <p>(8) (前略)</p> <p>〔資料〕2-5-2-④ 緊急被ばく医療現地派遣チーム</p>	<p><b>第8章 救助・救急及び医療活動</b></p> <p>(6) (前略)</p> <p>イ 原子力災害医療派遣チーム</p> <p>(8) (前略)</p> <p>〔資料〕2-5-2-④ 原子力災害医療現地派遣チーム</p>	指針改正に伴う修正
64	<p><b>第14章 関西電力株式会社の行う応急対策</b></p> <p>(前略)</p> <p>1 災害状況の把握</p> <p>関西電力株式会社は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、警戒本部又は原子力緊急時対策本部を設置する。 警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、災害の状況について、本部構成員が次の事項の把握に努め逐次本部長に報告する。</p> <p>(把握事項)</p> <p>(1) 事故発生日時</p> <p>(2) 事故発生場所</p> <p>(3) 事故の原因、状況及びとりつつある措置</p> <p>(4) 災害範囲及び程度と拡大性の有無</p> <p>(5) 気象状況</p> <p>(6) 人身事故の有無</p> <p>(7) 発電所周辺地域において実施中の放射線測定結果</p> <p>(8) 知事、関係市の市長等に対する要請事項</p> <p>(9) 事後の連絡場所</p> <p>(10) その他必要事項</p> <p>2 傷病者等の救出</p>	<p><b>第14章 関西電力株式会社の行う応急対策</b></p> <p>(前略)</p> <p>1 災害状況の把握</p> <p>関西電力株式会社は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、警戒本部又は原子力緊急時対策本部を設置し、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速且つ的確に収集する。</p> <p>(1) 事故の発生日時および場所</p> <p>(2) 事故原因、状況および事故の拡大防止措置</p> <p>(3) 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況</p> <p>(4) 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果</p> <p>(5) 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況</p> <p>(6) 気象状況</p> <p>(7) 収束の見通し</p> <p>(8) その他必要と認める事項</p> <p>2 原子力災害医療</p>	原子力事業者防災業務計画に準じた文言に修正

<p>3 <u>外来者の退避及び立入制限措置</u></p> <p>4 <u>災害の拡大防止措置</u>  (2) <u>汚染、拡大防止対策、被ばく低減のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握</u></p> <p>5 <u>放射性物質等により発電所区域外に影響を及ぼす場合、又は影響を及ぼすおそれのある場合の措置</u>  <u>警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、発電所区域外についても災害状況の把握、防災機関に対する緊密な連絡体制の確保、災害の拡大防止措置などを行うとともに、傷病者等の救出ならびに退避及び危険区域の立入制限などの措置について、府及び関係市並びに防災機関に協力して積極的にこれを行うものとする。</u>  <u>なお、高浜発電所又は大飯発電所において、前記の措置が困難な場合には関西電力株式会社の他事業所より支援を受けるものとする。</u></p>	<p>3 <u>退避誘導および発電所内入域制限</u></p> <p>4 <u>原子力災害の拡大防止を図るための措置</u>  (2) <u>汚染拡大防止対策、被ばく低減のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握</u></p> <p>5 <u>要員の派遣、資機材の貸与</u>  <u>発電所対策本部長は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようするため、発電所原子力事業者防災業務計画に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。</u></p>
--	--

区分	京都府地域防災計画 事故対策計画編
----	-------------------

頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
6	<p><b>石油類流出計画編</b> 第2編 予防計画 第4章 訓練、研修等 〈図〉情報連絡系統図 近畿地方整備局 港湾空港課</p>	<p><b>石油類流出計画編</b> 第2編 予防計画 第4章 訓練、研修等 〈図〉情報連絡系統図 近畿地方整備局 港湾空港課</p>	字句修正(近畿地方整備局)
8	<p>〈表〉関係機関通報連絡先(日本沿岸部の関係機関) 第八管区海上保安本部 救難課 内線285 FAX 288 警備救難当直室 (0773)76-4103</p> <p>舞鶴海上保安部 警備救難課 内線381 FAX 387</p>	<p>〈表〉関係機関通報連絡先(日本沿岸部の関係機関) 第八管区海上保安本部 警備救難部環境防災課 (削除)</p> <p>舞鶴海上保安部 警備救難課 (削除)</p>	組織改編に伴う修正等(第八管区海上保安本部)
12	<p>第3編 応急対策計画 第2章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 〈表1〉事故警戒本部及び事故対策本部の配備 ・知事直轄組織 広報課 1 秘書課 1、広報課 1、人事課 1、会計課 1</p>	<p>第3編 応急対策計画 第2章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 〈表1〉事故警戒本部及び事故対策本部の配備 ・知事直轄組織 広報課 1 秘書課 1、広報課 1、職員総務課 1、会計課 1</p>	字句修正(第八管区海上保安本部)
16	<p>第3章 通信情報連絡活動計画(情報の収集・伝達) 第3 責務 (2)現地調査の実施 ア(略) イ 水産事務所、港湾事務所及び海洋センターの所管する船舶並びに府警察本部警備艇による海上調査 ウ(略)</p> <p>第5章 流出油の防除・除去計画 第2節 防除作業の実施 第2 府 2 市町村の行う防除作業を支援するため、必要に応じ職員の派遣、警察本部への応援要請などにより、防除作業を実施し、又は消波ブロック等を移動させ若しくは砂浜における油回収機の活用により防除作業を支援し、又は水産事務所、海洋センター及び港湾事務所の所管する船舶を出动させ海上における除去活動を実施するものとする。</p>	<p>第3章 通信情報連絡活動計画(情報の収集・伝達) 第3 責務 (2)現地調査の実施 ア(略) イ 水産事務所、港湾局及び海洋センターの所管する船舶並びに府警察本部警備艇による海上調査 ウ(略)</p> <p>第5章 流出油の防除・除去計画 第2節 防除作業の実施 第2 府 2 市町村の行う防除作業を支援するため、必要に応じ職員の派遣、警察本部への応援要請などにより、防除作業を実施し、又は消波ブロック等を移動させ若しくは砂浜における油回収機の活用により防除作業を支援し、又は水産事務所、海洋センター及び港湾事務所の所管する船舶を出动させ海上における除去活動を実施するものとする。</p>	組織改編に伴う修正(建設交通部)

事故(1/4)

24~	<p>第4編 被害復旧計画 〈表〉流出油防除資機材備蓄一覧表(その1) 宮津市 京都府立水産事務所 吸着剤 吸着マット 1,934枚 処理剤 油処理剤 414L</p> <p>京丹後市 京都府水産事務所 吸着剤 吸着マット 4,140枚</p> <p>京丹波町 京都中部広域消防組合丹波出張所 吸着材 (追加) ACライト 10kg</p> <p>南丹市 京都中部広域消防組合美山出張所 (略) 京都中部広域消防組合園部消防署 吸着材 吸着マット 13枚 ACライト 50kg</p> <p>(追加)</p> <p>京都中部広域消防組合八木出張所 吸着材 バーライト 0.3㎡ ACライト 40kg</p> <p>南丹市日吉支所 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>亀岡市 京都中部消防組合亀岡消防署 (追加) 吸着材 吸着マット(ロール式) 52㎡ バーライト 0.42㎡ ACライト 110kg</p>	<p>第4編 被害復旧計画 〈表〉流出油防除資機材備蓄一覧表(その1) 宮津市 京都府水産事務所 吸着剤 吸着マット 1,832枚 処理剤 油処理剤 630L</p> <p>京丹後市 京都府水産事務所 吸着剤 吸着マット 2,500枚</p> <p>京丹波町 京都中部広域消防組合園部消防署丹波出張所 吸着材 吸着マット 10枚 ACライト 10kg</p> <p>南丹市 (削除)</p> <p>京都中部広域消防組合園部消防署 吸着材 吸着マット 225枚 ACライト 63kg</p> <p>京都中部広域消防組合園部消防署美山出張所 吸着材 ACライト 60kg 木ライト 28L</p> <p>京都中部広域消防組合園部消防署八木出張所 吸着材 バーライト 0.3㎡ ACライト 20kg</p> <p>南丹市日吉支所 (略)</p> <p>京都中部広域消防組合園部消防署日吉出張所 吸着材 吸着マット 10枚 ACライト 15kg 木ライト 37L</p> <p>亀岡市 京都中部消防組合亀岡消防署 オイルフェンス 12本 吸着材 吸着マット 151枚 バーライト 0.1㎡ ACライト 91kg</p>	<p>字句修正(農林水産部) 種類及び数量変更(農林水産部)</p> <p>種類及び数量変更(農林水産部)</p> <p>種類及び数量変更(京都中部広域消防組合)</p>
-----	--	---	---

事故(2/4)

	(追加)  (追加)	木ライト 7L  京都中部消防組合亀岡消防署東分署 吸着材 吸着マット 11枚 ACライト 38kg 木ライト 21L	
26	<表> 流出油除除資機材備蓄一覧表(その2) 大山崎町 大山崎町消防組合大山崎消防署 吸着材 ACライト 93kg (追加) 乳化分散剤 20L	<表> 流出油除除資機材備蓄一覧表(その2) 大山崎町 大山崎町消防組合大山崎消防署 吸着材 ACライト 70kg 吸着マット 475枚 乳化分散剤 25L	種類及び数量変更(大山崎町)
35	<b>海難事故対策計画編</b> 第1編 総則 第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 京都府 (1)～(5) (略) (6) 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請 (7) (略)  第2編 予防計画 第3章 関係防災機関の措置 <表> 情報連絡系統図  第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 <表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 ・知事直轄組織 事故対策本部：秘書課1、広報課1、人事課1、会計課1	<b>海難事故対策計画編</b> 第1編 総則 第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 京都府 (1)～(5) (略) (6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請 (7) (略)  第2編 予防計画 第3章 関係防災機関の措置 <表> 情報連絡系統図 (最新状況に差し替え)  第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 <表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 ・知事直轄組織 事故対策本部：秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	字句修正等(府民生活部)  字句修正等(第八管区海上保安本部)  字句修正等(職員長G)
50	<b>航空事故対策計画編</b> 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 <表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 ・知事直轄組織 事故対策本部：秘書課1、広報課1、人事課1、会計課1	<b>航空事故対策計画編</b> 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 <表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 ・知事直轄組織 事故対策本部：秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	字句修正等(職員長G)

事故(3/4)

62	<b>鉄道災害対策計画編</b> 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 <表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 ・知事直轄組織 事故対策本部：秘書課1、広報課1、人事課1、会計課1	<b>鉄道災害対策計画編</b> 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 <表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 ・知事直轄組織 事故対策本部：秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	字句修正等(職員長G)
74	<b>道路災害対策計画編</b> 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 <表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 ・知事直轄組織 事故対策本部：秘書課1、広報課1、人事課1、会計課1	<b>道路災害対策計画編</b> 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 <表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 ・知事直轄組織 事故対策本部：秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	字句修正等(職員長G)
90	<b>危険物等災害対策計画編</b> 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 <表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 ・知事直轄組織 事故対策本部：秘書課1、広報課1、人事課1、会計課1	<b>危険物等災害対策計画編</b> 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 <表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 ・知事直轄組織 事故対策本部：秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	字句修正等(職員長G)
104	<b>林野火災対策計画編</b> 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 <表> 林野火災警戒体制及び林野火災対策本部の配備 ・知事直轄組織 林野火災対策本部：秘書課1、広報課1、人事課1、会計課1	<b>林野火災対策計画編</b> 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 <表> 林野火災警戒体制及び林野火災対策本部の配備 ・知事直轄組織 林野火災対策本部：秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	字句修正等(職員長G)
	<b>広域停電事故対策計画編</b> 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 <表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 ・知事直轄組織 事故対策本部：秘書課1、広報課1、人事課1、会計課1	<b>広域停電事故対策計画編</b> 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 <表> 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 ・知事直轄組織 事故対策本部：秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	字句修正等(職員長G)

事故(4/4)